

我が国の観光統計の整備に関する調査  
報告書

2005年8月

国土交通省総合政策局観光企画課



はじめに

我が国は、現在「観光立国」を重要政策の一つとして掲げており、観光立国推進戦略会議における検討やビジット・ジャパン・キャンペーンの展開など、積極的な取り組みを展開している。

一方、観光に力を入れている欧米諸国では、観光統計を観光政策の重要なインフラと位置づけており、きめ細かな調査に基づいて把握した詳細な統計データを様々な観光政策に反映させているスペインのような事例もみられる。

これに対し、我が国では、官民様々な主体が観光に関する統計を作成しているものの、包括的な体系が構築されていない、基準が統一化されないため地域間比較ができない、標本が小さく分析に必要な精度が確保できない等の問題を抱えており、政策立案に必要な信頼できる統計の整備が緊急の課題となっている。

そこで、本調査では、重要度の高い観光統計の整備及びこれを国が実施する意義等を中心に検討し、その具体化に向けての方向性を検討している。

なお、本調査の実施に際しては、「観光統計の整備に関する検討懇談会」を設置し、座長として一橋大学大学院商学研究科教授 山内弘隆氏、メンバーとして東京海洋大学工学部助教授 兵藤哲朗氏、東京大学大学院工学系研究科助教授 清水哲夫氏、(財)日本交通公社常務理事 林清氏、日本銀行国際局国際収支統計担当企画役 萩野覚氏、日本政策投資銀行地域企画部参事役 藻谷浩介氏、有限責任中間法人CRD協会研究員 橋本潔氏、(社)日本経済団体連合会産業本部本部長 高橋秀夫氏、(社)日本ツーリズム産業団体連合会企画部長 土井元昭氏、(社)日本観光協会調査企画部長 古賀学氏、(独)国際観光振興機構事業開発部調査情報室長 森俊雅氏、(社)国際観光旅館連盟業務委員会委員 大桃泰行氏、(社)日本観光旅館連盟調査役 佐久間邦夫氏、(社)日本ホテル協会副参事 岩佐英美子氏、北海道経済部観光のくにづくり推進室参事 伊藤邦宏氏、千葉県商工労働部観光課長 小山恒正氏からご指導をいただいた。

本報告書の発刊にあたり、ここに厚く感謝の意を表する次第である。

2005年8月

国土交通省総合政策局観光企画課長

# .概要編

1.	調査の目的	i
1.1.1	観光産業の重要性	i
1.1.2	調査の目的	ii
2.	我が国の観光統計の現状・課題	iii
2.1.	我が国の観光統計の全体像	iii
2.2.	我が国の観光統計の主要課題と海外の状況	iii
2.2.1	我が国の観光統計の主要課題	iii
2.2.2	海外の状況	iv
2.3.	観光統計の有用性と方向性	iv
3.	緊急的整備事項	v
3.1.	宿泊統計	v
3.1.1	宿泊統計の整備の基本的考え方	v
3.1.2	意義・目的	vii
3.1.3	対象範囲	vii
3.1.4	調査対象の抽出	vii
3.1.5	調査周期	viii
3.1.6	表章事項	viii
3.1.7	調査体制	ix
3.1.8	実施に向けた今後の作業	x
3.1.9	検討が必要な事項	x
3.1.10	まとめ	xi
3.2.	外国人旅行者に関する消費額調査	xii
3.2.1	外国人旅行者に関する消費額調査の現状	xii
3.2.2	消費額調査の体制整備	xii
4.	観光統計の体系化に必要な懸案事項	xii
4.1.	観光入込客統計	xii
4.1.1	都道府県による観光入込客統計の整備状況	xii
4.1.2	基準導入の必要性	xii
4.1.3	既存の課題と宿泊統計整備にあわせた検討事項	xiii
4.2.	外国人旅行者に関する統計	xiii
4.2.1	定義に関する検討と方策案	xiii
4.2.2	宿泊統計整備後の方向性と検討事項	xiv
4.2.3	発地側調査の必要性と整備の方向性	xiv
4.2.4	統計の包括管理の検討と方策案	xiv
4.3.	旅行・観光消費動向調査	xv
4.3.1	旅行・観光消費額及び経済効果の推計の基本的考え方	xv

4.3.2 都道府県別の消費額・経済効果の推計の検討 .....	xv
5. 観光統計体系のあり方と今後のスケジュール案 .....	xvi
5.1. 観光統計体系のあり方 .....	xvi
5.2. 今後のスケジュール案 .....	xvi
5.2.1 緊急的整備事項 .....	xvi
5.2.2 観光統計の体系化に必要な事項 .....	xvii

## .本編

1. 調査の目的 .....	3
1.1. 観光産業の重要性 .....	3
1.2. 調査の目的 .....	4
1.3. 調査内容 .....	4
2. 現状・課題 .....	9
2.1. 我が国の観光統計の全体像 .....	9
2.2. 観光統計に関する委員会や研究等における指摘事項 .....	10
2.3. 我が国の観光統計の主要課題と海外の状況 .....	11
2.3.1 我が国の観光統計の主要課題 .....	11
2.3.2 海外の状況 .....	12
2.4. 観光統計の有用性と方向性 .....	13
3. 緊急的整備事項 .....	17
3.1. 緊急的整備が必要な事項 .....	17
3.2. 宿泊統計 .....	18
3.2.1 宿泊統計の整備の基本的考え方 .....	18
3.2.2 意義・目的 .....	19
3.2.3 対象範囲 .....	20
3.2.4 調査対象の抽出 .....	24
3.2.5 調査周期 .....	27
3.2.6 表章事項 .....	28
3.2.7 調査体制 .....	30
3.2.8 実施に向けた今後の作業 .....	32
3.2.9 検討が必要な事項 .....	33
3.2.10 まとめ .....	33
3.3. 外国人旅行者に関する消費額調査 .....	35
3.3.1 外国人旅行者に関する消費額調査の現状 .....	35
3.3.2 消費額調査の体制整備 .....	35
4. 観光統計の体系化に必要な懸案事項 .....	39
4.1. 今後の検討事項 .....	39

4.2.	観光入込客統計	40
4.2.1	都道府県による観光入込客統計の整備状況	40
4.2.2	基準導入の必要性	40
4.2.3	既存の課題と宿泊統計整備にあわせた検討事項	41
4.3.	外国人旅行者に関する統計	42
4.3.1	定義に関する検討と方策案	42
4.3.2	宿泊統計整備後の方向性と検討事項	43
4.3.3	発地側調査の必要性と整備の方向性	44
4.3.4	統計の包括管理の検討と方策案	44
4.4.	旅行・観光消費動向調査	45
4.4.1	旅行・観光消費額及び経済効果の推計の基本的考え方	45
4.4.2	都道府県別の消費額・経済効果の推計の検討	45
4.4.3	今後の検討課題	49
5.	まとめ	53
5.1.	観光統計体系のあり方	53
5.1.1	我が国における観光統計の現状と課題	53
5.1.2	我が国における観光統計のあり方	54
5.1.3	緊急的整備事項（平成18年度整備事項）	54
5.1.4	観光統計の体系化に必要な事項	56
5.2.	今後の検討事項とスケジュール案	58
5.2.1	今後の整備スケジュール	58
6.	「観光統計の整備に関する検討懇談会」について	63
6.1.	懇談会名簿	63
6.2.	検討懇談会の概要	64

## . 参考資料編

1.	既存の観光統計の概要	3
2.	過去の委員会・研究会等における指摘事項	14
3.	海外における観光統計（宿泊統計、消費額調査、訪問客統計）	20
4.	都道府県アンケート（アンケート結果、調査票）	23
5.	宿泊施設・地方自治体等へのヒアリング結果	34
6.	懇談会議事録	37

## .概要編



# 調査の概要

## 1. 調査の目的

### 1.1. 観光産業の重要性

観光は、単なる余暇活動の一環ではなく、人々の生きがいや安らぎを生み出し、ゆとりとうるおいのある生活に寄与し、また、日常生活圏を離れて多様な交流・触れ合いの機会をもたらす、人と人の絆を強めるものである。また、観光の語源が中国の「易経」の「観国之光、利用賓于王」(国の光を観ず、もって王に賓たるに利し)に由来すると言われており、地域が観光振興のために地域固有の文化や伝統の保持・発展を図り、魅力ある地域づくりを行うことは、アイデンティティ(個性の基盤)を確保し、地域の連帯を強め、地域住民が誇りと生きがいをもって生活していくための基盤ともなるものである。さらに、観光産業は単に旅行業や宿泊業のみならず広汎な分野と密接に関係する裾野の広い産業であり、その経済規模の大きさから我が国にとって重要な経済的役割を果たしている。国土交通省の「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」によると、平成15年度における旅行消費額は23.8兆円、これによる直接の雇用創出効果は210万人と推計され、旅行消費がもたらす生産波及効果(直接効果を含む)は、国内の全産業で53.9兆円、これにより442万人の雇用創出効果があるとされる。これは、我が国の国内生産額958.9兆円の5.6%、就業者数6,514万人の6.8%に相当するものであり、我が国における一般機械や食料品産業とほぼ同水準の規模である。

現在、我が国では、訪日外国人旅行者を2010年までに1,000万人にする目標を掲げ、官民一体となって「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開する等、観光立国の実現に向けた様々な政策を進めているところであるが、この他にも、例えば九州地方においては、地域住民や民間団体、地方自治体等が一体となって取り組むべき「九州観光戦略」をとりまとめ、それを着実に展開していくために「九州観光推進機構」が設置されたほか、経済界においても、平成17年6月に(社)日本経済団体連合会が「国際観光立国に関する報告書 世界に開かれた魅力ある国づくりに向けて」をまとめ、その中で国際観光立国に関する提言として観光振興の重要性が示されるなど、観光の重要性は多方面でその認識が高まっており、今後、官民および地域連携による観光振興のさらなる推進や我が国の21世紀における基幹産業として観光産業のさらなる発展に大きな期待が寄せられているところである。

一方で、我が国の産業分類では、宿泊業や運輸業、レジャー産業等の観光を構成する産業を捉えることができても、観光全体を表す指標の整備が遅れているため、観光産業という括りでは非常に捉えにくいものとなっている。観光に関する統計を挙げると、国土交通省が実施している観光統計は「旅行・観光消費動向調査(承認統計)」のみであり、前述の観光に関する提言の中でも、「観光統計の整備・充実」が掲げられている。また、その他の観光統計は、官民の各主体が様々な目的で調査及び作成しているが、包括的な統計がなく断片的である、統一的な基準がなく比較が不可能、調査に強制力がない、標本数が少ないなど、様々な問題点が指摘されており、各主体によって実施される観光政策に観光統計が有用に活用されていないのが現状である。

## 1.2. 調査の目的

今後、我が国が観光立国を実現するためには、各々の主体が有効な統計を効果的に活用し、より実態に則した政策の立案・実行・検証がなされ、より質の高い観光政策の実現と各地域における国際競争力のある観光地づくりが推進される必要がある。

このような政策に有効な観光統計を整備するため、国として、

重要度が高く、緊急的に整備が必要な観光統計及び改善が必要な既存統計の内容と  
その実現に必要な施策の具体化

その中でも、国土交通省が主体となって緊急的に整備を必要とする観光統計の内容  
とその具体的な手法の策定

といった諸問題に対処するための具体的な方向性について、「観光統計の整備に関する検討懇談会」の議論や提言をふまえて検討を進めてきた。本報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

## 2. 我が国の観光統計の現状・課題

### 2.1. 我が国の観光統計の全体像

現在の我が国における観光統計を、調査実施の場面について、日常時（日常での旅行に対する意向や潜在要素）と旅行時（旅行時の流動や消費額、旅行に対する満足度）調査の対象者について、日本人（国内旅行をする日本人）と外国人（訪日旅行をする外国人）に分け、4つのカテゴリーに分類すると、表1の通りとなる。現状の観光調査・統計は、官民様々な主体が各々の目的で作成しており、相互の連携はあまり図られていない。

表1 現状の観光調査・統計の分類

	日常時	旅行時
日本人	<b>- 旅行に関する意向調査・統計</b> 全国旅行動態調査」国土交通省 観光の実態と志向」(社)日本観光協会 「JTBF 旅行者動向調査」(財)日本交通公社 「自由時間と観光に関する世論調査」内閣府(平成15年) レジャー白書「余暇活動に関する調査」(財)社会経済生産性本部 JTB REPORT「海外旅行志向調査」JTB 等	<b>- 旅行者流動実態(入込、宿泊)調査・統計</b> 全国旅行動態調査」国土交通省 観光の実態と志向」(社)日本観光協会 「JTBF 旅行者動向調査」(財)日本交通公社 全国観光動向」(社)日本観光協会 観光地動向調査」(財)日本交通公社 日本ホテル協会資料等 航空旅客動態調査」国土交通省 国際航空旅客動態調査」国土交通省 全国道路交通情勢調査(自動車起終点調査)」国土交通省 幹線旅客純流動調査」国土交通省 宿泊白書」JTB 幹線鉄道旅客流動実態調査」国土交通省 JTB REPORT「海外旅行実態調査」JTB 等 <b>- 旅行者消費額調査・統計</b> 「旅行・観光消費動向調査」国土交通省 等
	<b>- 旅行に関する意向調査・統計</b> 「ビジット・ジャパン・キャンペーン事業に向けた事前調査」国土交通省(平成15年～) 等	<b>- 訪日外国人旅行者流動実態(入込、宿泊)調査・統計</b> 「訪日外国人旅行者調査」(独)国際観光振興機構(JNTO) 「国際航空旅客動態調査」国土交通省 等 <b>- 訪日外国人旅行者消費額調査・統計</b> 「国際収支統計」財務省・日本銀行 「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」財務省・みずほ総合研究所(株)(平成14年) 「訪日外国人客消費額調査」(独)国際観光振興機構(JNTO)(平成8年まで) 「訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基礎調査」(独)国際観光振興機構(JNTO)(平成12年) 等
外国人		

単発調査については調査年次を付記。日本人の日本国外における行動を対象とする統計は除く

### 2.2. 我が国の観光統計の主要課題と海外の状況

#### 2.2.1 我が国の観光統計の主要課題

過去の委員会等における指摘及び本懇談会委員の意見をとりとまとめると表2の通りとなる。

日本人の旅行者流動実態については、統一的な手法による地域間比較ができるような旅行者流動実態調査・統計の整備の必要性があげられている。また、特に宿泊統計の整備の必要性があげられている。さらに、消費額調査における標本数に関する問題が指摘されている。

一方、外国人旅行者については、外国（発地側）における旅行に関する意向調査や統計に関する整備検討よりも、日本（着地側）における外国人旅行者の実態を把握するための調査・統計の緊急性が高いとされる。具体的には、外国人の旅行者流動実態について、日本人と同様に宿泊統計の必要性とともに、旅行者調査における標本数に関する問題等が指摘され、訪日促進

などの施策の効果を把握するという観点から外国人旅行者消費額調査の整備の重要性が指摘されている。

表2 我が国の観光統計の主要課題

	日常時	旅行時
日本人	<b>- 旅行に関する意向調査・統計</b> ・ 標本数が少ない。(懇談会委員の意見)	<b>- 旅行者流動実態 (入込、宿泊)調査 統計</b> ・ 地域によって調査手法等が異なるため、比較ができない。(交通統計改善検討委員会、交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査等) ・ 地域経済にとって宿泊客の影響が大きいこと、宿泊客数の把握が比較的容易と考えられること等から、特に宿泊統計の整備が必要。(交通統計改善検討委員会、交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査、懇談会委員の意見等)
		<b>- 旅行者消費額調査 統計</b> ・ 予算上の制約もあり、十分な標本数で調査が実施されているとはいえない。(交通運輸統計の新たな整備方法に関する調査、懇談会委員の意見)
外国人	<b>- 旅行に関する意向調査・統計</b> ・ 情報が断片的である。(懇談会委員の意見)	<b>- 訪日外国人旅行者流動実態 (入込、宿泊)調査 統計</b> ・ 地域経済にとって宿泊客の影響が大きいこと、宿泊客数の把握が比較的容易と考えられること等から、特に宿泊統計の整備が必要。(外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究、委員のご意見等) ・ 旅行者調査については標本数が少ない。また、調査地点数や調査日数について母集団と異なる標本設計となっている。(外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究、懇談会委員の意見等)
		<b>- 訪日外国人旅行者消費額調査 統計</b> ・ 外国人旅行者の訪日促進による経済効果を算定することが重要であり、継続的な外国人旅行者消費額調査の整備が必要である。(交通統計改善検討委員会、外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究等)

### 2.2.2 海外の状況

海外の諸国の観光統計に対する取り組みの状況を把握するために、旅行者流動実態、旅行者消費額、外国人旅行者流動実態の各統計調査について、主要観光国(フランス、スペイン、アメリカ、イタリア、中国、イギリス、カナダ、メキシコ、オーストリア、ドイツ)での取り組み状況を調査した結果、各統計ともに多くの国において整備されていることが示された。

### 2.3. 観光統計の有用性と方向性

我が国の観光統計の課題を具体的な統計・調査に対応づけて整理すると、検討が必要な観光統計は、「宿泊統計」、「観光入込客統計」、「外国人旅行者に関する統計」、「旅行・観光消費動向調査」の4つとなる。4つの統計・調査について、過去の委員会や研究会での指摘事項や本調査の懇談会における意見をもとに、緊急的に整備が必要な事項と観光統計の体系化に必要な懸案事項に分類すると、図1の通り整理される。

宿泊統計は、重要性が高く、海外においても国の取り組みとして整備されていることから、我が国においても緊急に整備すべき統計として、その内容を具体的に検討する必要がある。

観光入込客統計は、(社)日本観光協会の統一基準の採用を各都道府県に進めてきたことから、既に指摘されている課題への対応や普及に向けての方策、宿泊統計整備後の方向性等について

検討する必要がある。

外国人旅行者に関する統計は、着地側における調査の緊急性が高く、特に訪日促進による経済効果を算定するために必要な外国人旅行者の消費額調査については緊急に体制づくり等を検討する必要がある。外国人旅行者に関する発地側調査については、将来の整備に向けての問題点の整理と改善方策の検討が必要である。

「旅行・観光消費動向調査」は、都道府県別観光消費額や経済効果の推計など、さらに有用な統計を目指した改善方策について、本調査において検討することが有効である。

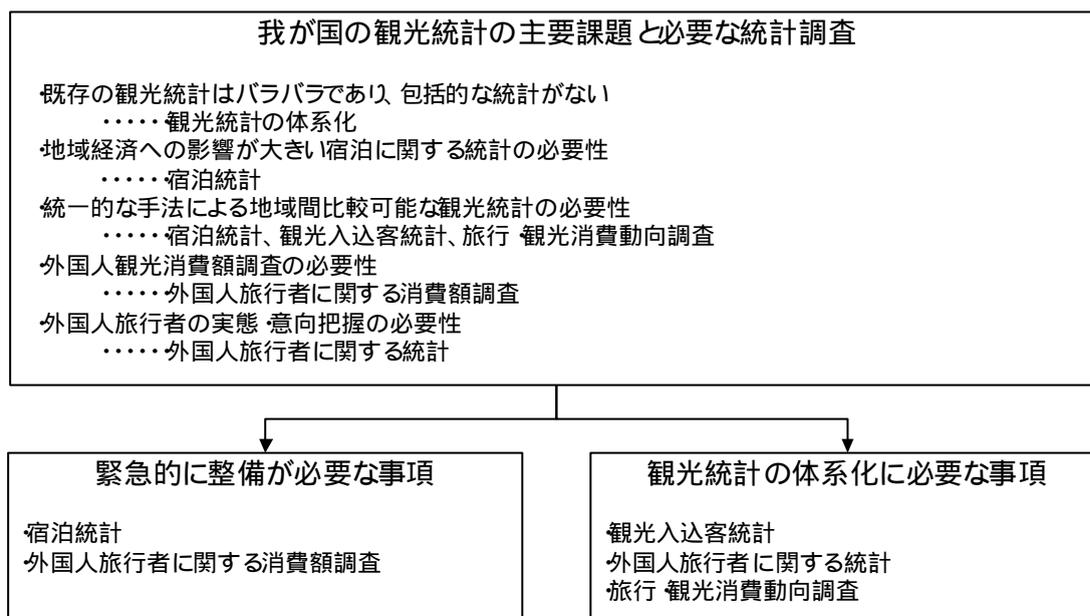


図1 我が国の観光統計の主要課題と検討の方向性

そこで、以下では、これら4つの統計について、整備の方向性等を整理する。

### 3. 緊急的整備事項

#### 3.1. 宿泊統計

##### 3.1.1 宿泊統計の整備の基本的考え方

我が国の観光統計は、全国統一的に整備されていないため、地域別の比較等ができないという問題点があった。このため、全国統一基準により、観光に関わる基礎的な統計を作成することが重要である。そこで、まず観光統計の中心に位置づけられるものとして「宿泊統計」を整備する。宿泊統計でわかること及び宿泊統計の活用例としては、以下が考えられる。

- 都道府県別の宿泊客数（延べ人数・実人数）及び稼働率がわかることにより、他地域との比較分析が可能となる。
- 観光関連統計の中心的な役割を果たすことにより、他の観光統計（観光入込客数、訪日外国人旅客数、旅客純流動 等）の精度の向上が期待できる。また、交通需

要や観光消費額の精度も向上する。

- 個別の観光施設の整備効果や観光施策の実施の効果の計測に寄与する。
- 毎月の動向が即時にわかることにより、景気動向指数の1つとして活用可能となる。
- 共通の基盤となる統計としての役割を果たすことにより、個々の観光地のマーケティングに資する。

行動を捉えにくい観光において宿泊という定点を正確に把握する宿泊統計は、観光統計全体の中心となり、他の観光統計（観光入込客数、訪日外国人旅客数、旅客純流動等）の精度向上に資する最も重要な統計である。これをもとに、他の統計との整合を図り、精度を高めることが可能となる。特に観光入込客統計については、大きな精度向上が期待される。また、宿泊統計の整備は、観光消費額や経済効果推計等にも資することができる（図2参照）。このためにも、宿泊統計では正確なデータを取得することが最も重要となる。

一方、主要な宿泊施設リストを全国統一的に作成、管理することの意義も大きいと考えられる。

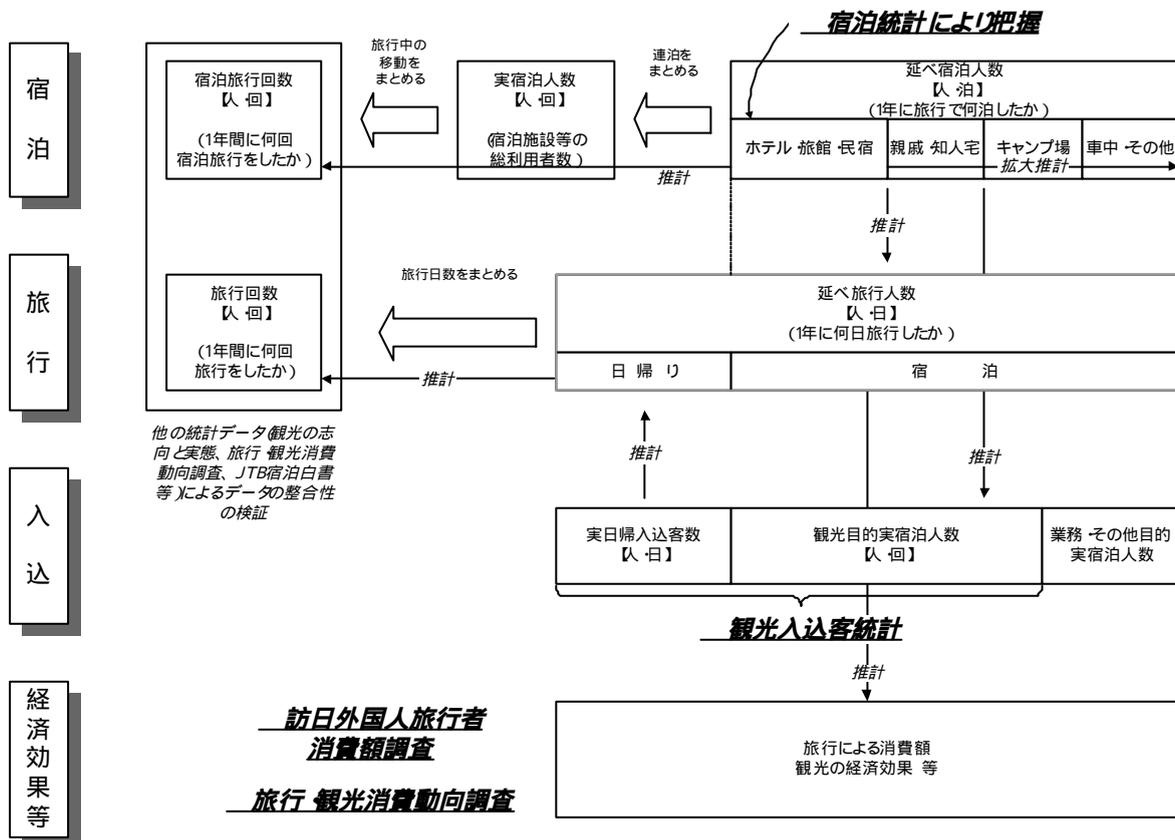


図2 宿泊統計の位置付け（宿泊統計と他統計の体系化）

### 3.1.2 意義・目的

宿泊統計の目的及び意義は以下の通りである。

#### (1) 宿泊統計の目的

宿泊施設における利用実態を把握することによって、観光施策のための全国統一的な基礎資料を得る。

#### (2) 宿泊統計の意義

宿泊統計の意義は以下の通りである。

- データとしての重要性（観光関連統計の中心的なデータであること）
- 方法としての重要性（都道府県間で比較可能であること）
- 関係の中での重要性（他の分析を行うための基盤となること）

#### (3) 国が調査を実施する意義

宿泊統計に関するアンケート（47 都道府県）とヒアリング（8 都道府県、2 市町村）を実施したところ、現在都道府県で行われている宿泊統計を利用しても母集団の把握が不可能であること、都道府県ごとに調査の基準や調査体制が統一されていないこと、宿泊施設の全数のデータが必ずしも把握されていないことなどが明らかとなった。

都道府県の調査の現状を踏まえると、国が自ら実施することは、以下のような点で有意義である。

- 調査の統一性が確保される
- 我が国全体の宿泊施設を母集団として捉えた調査設計が可能となる
- 速報性を確保することができる
- 本統計が持つ基盤としての役割がより一層明確になる

### 3.1.3 対象範囲

宿泊施設の状況を見ると、宿泊統計を行うに当たって必要となる宿泊施設リストが存在しないことが課題である。また、宿泊旅行者の利用実態をみても、ホテル・旅館・公的宿泊施設・民宿の割合が高く、欧州と比較してもキャンプ場などの利用は少ない等の状況がある。

そこで、まず都道府県等の地方自治体の協力を得ながら我が国における宿泊施設を対象とした調査を行い、宿泊施設をリスト化する必要がある。

宿泊統計における調査対象施設の範囲は、利用者の割合の大きさを勘案しながら、旅館業法による定義に基づき、ホテル、旅館、簡易宿所とし、調査が浸透してきた段階で必要に応じて調査対象施設の範囲をキャンプ場等に拡げていく方針が考えられる。

### 3.1.4 調査対象の抽出

宿泊統計においては、本来は全数調査が望ましいが、関連団体へのヒアリングなどからも全施設から協力を得るのは困難である。また、海外の事例を見ても標本調査や施設を限定するなどしている。地域単位も国を10～20程度（NUTS 2レベルの最大はドイツの41地域）に分割する程度である。

このため、国が主体となって調査する宿泊統計は標本調査で実施し、その調査対象の抽出は、都道府県比較が可能なレベルで一定程度のデータ精度を確保できるよう進める必要がある。さ

らに詳細な抽出方法（施設タイプ・規模別や時系列比較できるようなパネル抽出）については母集団リストの作成と併せて今後検討する必要がある。

また、市町村レベルのデータについては、地域間競争を考慮すると都道府県が調査することが望ましい。国は、それが比較可能なデータとして整備されるために、調査方法や調査項目等の統一的な基準を今後検討し整備する必要がある。

NUTS(Nomenclature des Unites Territoriales Statistiques) : EUにおける管理領域の単位

### 3.1.5 調査周期

宿泊統計における調査周期について、宿泊事業者は景気動向把握という意味で速報性が高いデータを必要としている。一方で、事業者への負担を考慮する必要がある。

このため、宿泊統計における調査周期は以下の方針が考えられる。

- ・ 稼働率、外国人割合などの調査は速報性を重視して毎月実施
- ・ 宿泊客に対するアンケート調査を四半期程度ごとに実施

### 3.1.6 表章事項

表章事項は、前述の調査周期に対応して毎月公表する事項と毎年公表する事項に分けられる。それぞれの内容と意義は以下の通りである。

#### (1) 毎月公表する表章事項と意義

毎月公表する表章事項は以下の通りである。

- ・ 定員数
- ・ 稼働率（稼働率より推計される宿泊客数の参考値）
- ・ 外国人宿泊客数の比率（外国人比率より推計される外国人宿泊客数の参考値）

速報値として標本施設から得られたデータを集計し都道府県別、施設種類別に表章する。

毎月公表する事項の意義は以下の通りである。

- ・ 対前月比、対前年同月比の増減も含めて、毎月のタイミングで公表する
- ・ 毎月の宿泊業界全体の景況を把握できる
- ・ 毎月の都道府県ごとに比較可能な宿泊動向を把握できる

#### (2) 毎年公表する表章事項と意義

毎年公表する表章事項は以下の通りである。

- ・ 確定値（毎月公表する項目について）
- ・ 居住地（都道府県）別・日本人宿泊客数（実人数・延べ人数）
- ・ 国籍別（居住国別）・外国人宿泊客数（実人数・延べ人数）

確定値として標本施設から得られたデータをもとに拡大推計し、都道府県・施設種類別に表章する。さらに、性別、目的別（観光、業務）、旅行日数別、同行者数別、前泊地・後泊地別、利用交通機関別などの分類に基づいて表章することも考えられる。

毎年公表する事項の意義は以下の通りである。

- ・ 都道府県間の比較を行うため、全国統一的に実施する
- ・ 統一基準をつくって都道府県単位で実施する方式より、国が自ら実施する方がよ

り統一性が高まる

- 全国的に比較可能な居住地（都道府県）別・国籍別（居住国別）のデータが整備される
- 項目別のデータが表章されるため、宿泊統計の利用価値を高めることができる（他統計の精度向上など）
- 日本経済における宿泊業界の重要性をアピールする指標を提供することができる

### 3.1.7 調査体制

#### （１）宿泊統計の調査体制

宿泊統計に関する調査体制検討の方針としては、以下の通りとする。

- 国が主体となって標本の抽出、調査、集計を実施
- 宿泊事業者や地方自治体の協力が必要であるが、負担ができるだけ少ない方法を採用

この方針に基づいて、具体的な体制を図示すると、図3の通りとなる。

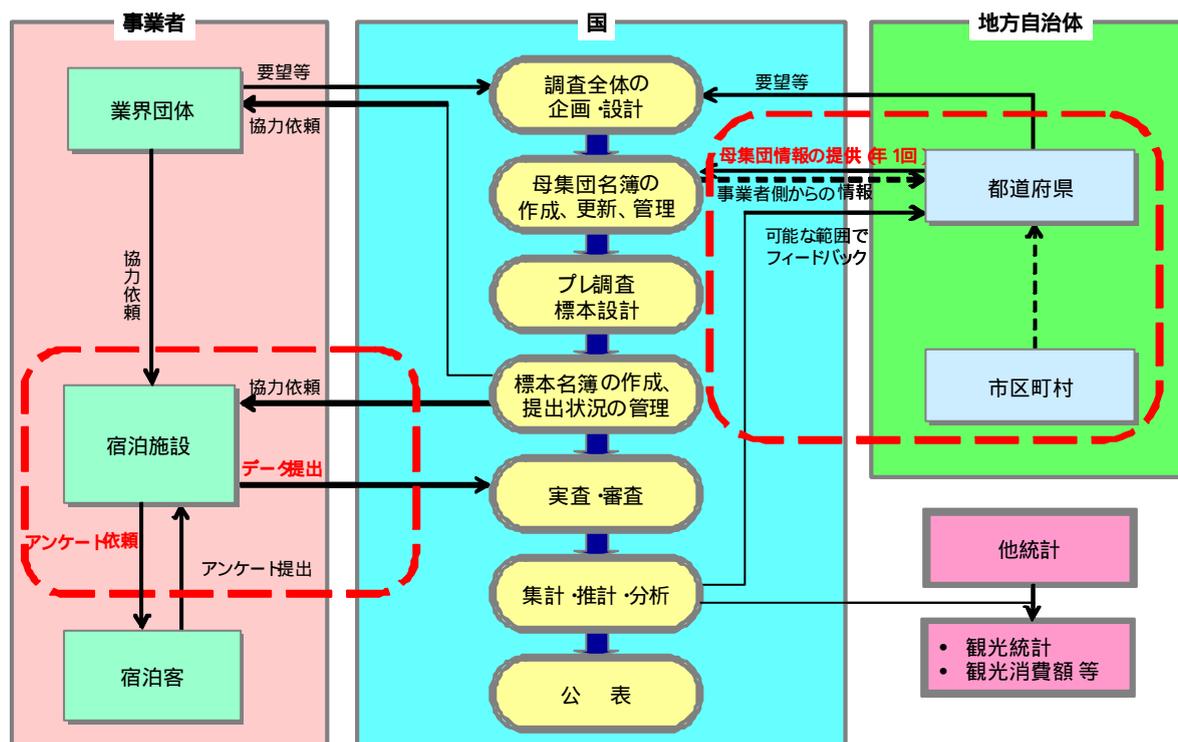


図3 宿泊統計調査の実施体制案

#### （２）宿泊施設に依頼する事項

毎月宿泊施設に依頼する事項は以下の通りである。

- 月間延べ宿泊客数
- うち外国人宿泊客数
- （変更がある場合のみ、定員数）

四半期ごとの宿泊客アンケートに伴って宿泊施設に依頼する事項は以下の通りである。

- 対象期間の全宿泊客に配布、依頼する（入力、集計はすべて国で行う）
- アンケートの概要は表3の通りであり、記入者にかかる負担を極力軽減できるよう、項目を限定する

**表3 宿泊客アンケートの概要**

目的	• 宿泊統計において表章すべき内訳数を推計するために必要な標本データの収集
調査期間	• 1週間程度の期間（四半期ごとに定める）
調査対象	• アンケート対象となる宿泊施設の宿泊客全員
調査方法	• 宿泊施設でチェックイン時に配布、チェックアウト時に回収
調査項目	日本人向け • 性、年齢、居住地（都道府県）、旅行目的、旅行日程、同行者数、前泊地（後泊地（都道府県））、主な利用交通機関
	外国人向け • 同上（ただし居住地は、国籍及び居住国、入国出国空港）

さらに、事業者側の負担については、現場の実情に踏まえながらできる限り軽減できるよう、例えば、Web画面入力等の方法や、チェーン展開企業については本部で各施設のデータを一括して提出してもらうといった効率化のための工夫をする。

### （3） 地方自治体へ依頼する事項

都道府県を通じて市区町村には、母集団名簿の更新、管理のため年1回程度調査を依頼する。

#### 3.1.8 実施に向けた今後の作業

宿泊統計の実施に向けて、以下の作業を今後行う必要があり、詳細な方法等について今後検討する必要がある。

- 調査体制及びスケジュールの作成
- 母集団リストの作成及び母集団リストの更新、管理体制の構築（地方自治体と協力し、具体的な調査方法の構築を行う）
- 標本設計のためのプレ調査の実施（協力意向の把握）
- 標本設計及び標本名簿の作成
- 表章事項に基づく調査票の設計及び表章計画の作成
- 提出状況管理体制の構築
- 回答結果や集計結果のチェック方法
- 本格調査に向けたモデル地区での試行 等

#### 3.1.9 検討が必要な事項

宿泊統計を基盤とし観光統計の体系化が持つ意義を具体化するためには、それを広く明確に伝えていくことが重要である。また、宿泊施設や宿泊客の調査協力を得て、データを確実に回

収めていくことが極めて重要である。そのため、宿泊統計の実施にあたっては、以下の事項を今後検討する必要がある。

- ・ インターネットによるデータ提出のためのシステム構築
- ・ 統計に協力するインセンティブの仕組みづくり（宿泊施設、宿泊客）
- ・ 統計調査の制度的な位置づけ
- ・ 宿泊統計整備後の観光統計全体の体系化整備 等

### 3.1.10 まとめ

緊急的に整備が必要な宿泊統計のポイントは以下の通りである。

- ・ 全国統一基準による都道府県比較可能な統計とする
- ・ 全国規模の調査設計と速報性を確保する観点から、関係各所と調整しつつ、主な調査業務は国で実施する
- ・ 観光消費額調査や経済効果分析等に資する中心となる統計として整備する

宿泊統計の整備内容の検討結果を表4にまとめる。宿泊統計については、調査内容や調査時期などで大きく分類すると、1) 宿泊施設に関する調査(宿泊施設調査：仮称)、2) 月次公表するための調査(宿泊統計調査月報：仮称)、3) 年次公表するための調査(宿泊統計調査年報：仮称)の3つに分類され、それぞれの整備に向けて、必要な作業と検討を早急に進めることが必要である。

また、宿泊統計整備後においても、国に限らず地方自治体や業界におけるこの統計の活用事例を広く公表し、観光はもちろん、それ以外の分野においても重要な統計であることを示していく必要がある。このような取り組みを継続的に行うことによって、統計の価値を徐々に高めていくことは非常に重要である。

表4 宿泊統計の整備内容のまとめ

調査対象施設の範囲		・ ホテル、旅館、簡易宿所
調査対象施設の抽出方法		・ 標本調査(都道府県間比較ができる精度を確保)
調査期間・調査間隔		・ 宿泊客数、外国人宿泊客数の割合は毎月実施 ・ 宿泊客に対するアンケート調査を四半期毎に実施
表章事項	毎月公表	・ 所在地(都道府県)別 施設種別、定員数 ・ 所在地(都道府県)別 施設種別、稼働率(参考として宿泊客数) ・ 所在地(都道府県)別 施設種別、外国人宿泊客数の比率(参考として外国人宿泊客数)
	毎年公表	・ 毎月公表する項目の拡大推計後確定値 ・ 所在地別・施設種別・居住地(都道府県)別、日本人宿泊客数(実人数・延べ人数) ・ 所在地別・施設種別・国籍・居住国別、外国人宿泊客数(実人数・延べ人数) ・ 性別・目的(観光、業務)別・旅行日数別・同行者数別・前/後泊地別・利用交通機関別などの分類に基づく宿泊客数(実人数・延べ人数)など
協力依頼	事業者	・ 宿泊客に対するアンケート票の配布・回収及び提出(四半期毎) ・ データの提出(毎月及び四半期毎)
	地方自治体	・ 母集団情報の提供(年1回)

## 3.2. 外国人旅行者に関する消費額調査

### 3.2.1 外国人旅行者に関する消費額調査の現状

我が国における外国人旅行者に関する消費額調査は、外国人旅行者の実態把握を目的に(独)国際観光振興機構(JNTO)が実施する「訪日外客満足度調査」が近年整備されたほか、日本銀行においても国際収支統計の基礎資料を得ることを目的に「訪日外国人旅行者等の動向調査」に着手している。消費額全体の調査は両調査ともに実施しており、消費項目別の調査については日本銀行の調査のみで実施している状況である。

### 3.2.2 消費額調査の体制整備

外国人旅行者の消費額調査については、(独)国際観光振興機構(JNTO)の調査があるほか日本銀行も調査に着手しているが、両者の調査は外国人旅行者の消費額を把握するという目的は同一であるため、必要な調査事項は一致している部分も存在する。今後、調査の効率性や継続性などを考慮しつつ、国土交通省をはじめ、調査の実施主体である日本銀行、(独)国際観光振興機構(JNTO)の三者がそれぞれの調査目的を踏まえながら可能な範囲で協力し、外国人旅行者の消費額調査の実施体制を整えていくことが重要である。この検討については、緊急に実施する必要がある。

## 4. 観光統計の体系化に必要な懸案事項

### 4.1. 観光入込客統計

#### 4.1.1 都道府県による観光入込客統計の整備状況

都道府県における観光入込客統計の実施状況をアンケート調査により把握した結果、「全国観光統計基準」を採用しているのは一部であること、統一的な手法で整備されていないため都道府県比較が困難であること、調査の体制についてもそれぞれの都道府県で異なり統一されていないことが明らかとなった。

#### 4.1.2 基準導入の必要性

観光入込客統計は、世界的には例がない統計であるが、宿泊観光及び日帰り観光からなる観光全体の実態を把握するという観点から我が国の観光統計の体系化において重要な統計である。しかし、現在は、上記の通り統一基準に基づいて実施されていないという問題を抱えている。今後、全ての都道府県において(社)日本観光協会の「全国観光統計基準」を採用することにより、現在の観光統計が抱えている地域間比較ができない、統一的な方法でないなどの課題の多くを解消することが可能である。また、「全国観光統計基準」が全都道府県で採用されることにより、入込客数の都道府県比較、日本全国の日帰り客数の把握、日帰り客も含めた総観光消費額・経済効果の把握、他統計と整合性分析への活用など、市場分析やマーケティングなど様々な活用が可能となり、統計そのものの価値が極めて高くなる。

そこで、都道府県は「全国観光統計基準」を採用することによってもたらされる統計価値を

十分に理解し、我が国の観光統計全体の整備に協力していくことが重要である。また、さらに宿泊統計が整備されることにより「全国観光統計基準」の精度向上も考えられることから、観光入込客統計への導入が促進されることも期待できる。

#### 4.1.3 既存の課題と宿泊統計整備にあわせた検討事項

##### (1) 観光入込客統計の課題

既存の観光入込客統計の課題を整理した結果、日帰り客数の把握が困難である、地域の特性などを考慮すると調査方法が複数存在するといった統計の技術的な問題が明らかとなった。

##### (2) 全国観光統計基準の課題

(社)日本観光協会による「全国観光統計基準」の課題を整理した結果、調査地点選定における基準や観光客の定義などの精度に関する問題、作業負担に関する問題、予算や過去の統計との整合性などの導入に関する問題などが明らかとなった。

##### (3) 宿泊統計整備にあわせた検討事項

観光入込客統計の一要素でもある宿泊統計を国が主体となって整備することを考慮すると、宿泊統計の内容と整合を取りながら観光入込客統計の精度向上を図ることが必要である。今後、既に観光統計基準を導入している地方自治体等の意見も踏まえながら統一基準自体の有用性を高めることが重要であり、国と(社)日本観光協会が中心となり既存の課題を改善するために下記事項に取り組むことが必要である。

- 宿泊統計を活用した算出方法の開発
- 宿泊統計の整備を踏まえた「全国観光統計基準」の見直し検討
- 精度の向上(調査地点選定における基準や観光客の定義など統計上の問題の改善、日帰り客統計の技術的向上の検討 等)
- 作業負担の軽減(作業工程のソフトウェア化 等)

## 4.2. 外国人旅行者に関する統計

### 4.2.1 定義に関する検討と方策案

我が国における外国人旅行者の属する国の定義については、それぞれの調査の目的に応じて国籍と居住国が使い分けられている。一方、海外におけるインバウンド数の公表においては国籍・居住国で概ね半々となっているが、世界観光機関(WTO)などの海外の主要機関では居住国で統一されているので、観光統計としては居住国のデータを取得することが望ましい。

しかし、各調査の目的に照らして考えると、既存の調査すべてを居住国に統一することは現実的ではないため、国籍と居住国を変換するためのパラメータ等を作成し、どちらのデータで取得しても良いような仕組みを作る必要がある。

国籍・居住国の定義以外では、「報酬を伴う旅行の取り扱い」や「対象となる旅行者の滞在日数」、「対象とする旅行者の範囲」などが、統計調査及び調査実施国により異なっているケースがある。これらの定義については世界観光機関(WTO)が外国人観光客統計の国際統一基準の策定に向け調査を実施しているところであり、その調査結果を受けて検討していく必要がある。

#### 4.2.2 宿泊統計整備後の方向性と検討事項

外国人旅行者に関する統計については、「出入国管理統計」、今後整備する「宿泊統計」、「訪日外国人旅行者調査」、「訪日外国人旅行者等の動向調査」などがあり、4つの統計を組み合わせることで以下に示すような様々な分析が可能となる。

- 居住国別外国人宿泊客数
- 国籍別（居住国別）旅行経路
- 宿泊を伴わない入込客数
- 都道府県別消費額・経済効果 等

各調査を有効活用するためには、今後整備される「宿泊統計」データを踏まえ、既存調査の調査項目、調査内容、調査箇所などについて、関係者で協議・検討することにより、各統計の整合を図り、体系化することが必要である。

#### 4.2.3 発地側調査の必要性と整備の方向性

外国人旅行者に関する発地側での調査は、日本国外（発地側）における外国人旅行者の旅行回数やそれに占める訪日旅行の割合を把握するなど国内の調査では把握できないデータを取得することができ有効であると考えられる。一方で国内における外国人旅行者に関する調査は解決すべき問題や課題が多く、まずは日本国内（着地側）における外国人旅行者の旅行実態や消費実態などを把握することを優先するべきである。

発地側調査は、それぞれの国におけるマーケットニーズや市場環境等を把握する目的で実施されるものであり、毎年継続的に行うよりも訪日外客誘致に関する国の施策等と連動し必要に応じて実施する調査であると考えられる。

そこで、発地側調査の調査方法については、以下に示すような方法で効率的に調査を行うことも今後検討すべきである。

- 他国が実施する調査へのオムニバス調査として実施
- 他国の観光部局と共同で調査実施、情報交換等
- 他国の空港等における調査
- インターネットなどを活用しモニター制度による継続的な調査

#### 4.2.4 統計の包括管理の検討と方策案

我が国における外国人旅行者に関する統計は、目的に応じて様々な主体で実施されている状況にあり、ユーザーの利便性向上や調査結果を複合的に活用することなどを考慮すると、それぞれの統計データを包括的に管理することの有効性は非常に高い。

包括管理の方策としては、(独)国際観光振興機構（J N T O）のホームページを活用し、一括して公表、掲載していくことが考えられる。しかし、データの収集、更新方法や更新の頻度、データ提供者へのインセンティブ、リソースの問題など実現化にあたっては検討すべき問題や課題があり、緊急的に整備することは難しい。今後、総務省等の各種統計の包括管理に関する動きとの関係性を整理しつつ、実現に向けて問題や課題を整理し、国土交通省が中心となってさらに検討していく必要がある。

## 4.3. 旅行・観光消費動向調査

### 4.3.1 旅行・観光消費額及び経済効果の推計の基本的考え方

旅行・観光消費額は旅行量と旅行消費単価から推計され、経済効果は旅行消費額と費目別構成比から産業別売上高を推計し産業連関表と組み合わせることにより推計される。既存の「旅行・観光消費動向調査」では旅行量を「人口一人あたりの旅行回数」×「人口」で推計し全国の旅行・観光消費額を算出している。

### 4.3.2 都道府県別の消費額 経済効果の推計の検討

都道府県別の消費額・経済効果の推計については、大きく「日帰り旅行も含めた旅行全体の消費額・経済効果」と「宿泊統計に基づく消費額・経済効果」の2つに分類し、さらに旅行全体の消費額・経済効果についてはさらに発地側調査と着地側調査に分類、宿泊統計に基づく消費額・経済効果については着地側調査と発地側調査・着地側調査の組み合わせによる方法に分類し、都道府県別に推計するために必要な条件や課題について検討する。

この中で、緊急的に整備される宿泊統計と「旅行・観光消費動向調査」を組み合わせる宿泊旅行者の消費額・経済効果を算出する方法が最も実現性が高いと考えられる。

しかし、この方法で都道府県別の消費額・経済効果を推計するためには、既存の他の統計も含めた発地側調査に係る調査体制や周期などについて検討することや、この調査手法自体の精度の検証や費用と作業の軽減に関する検証が必要であること等から、解決に向けた早急にかつ具体的な検討が必要である。

表7 都道府県別消費額・経済効果の各推計方法に関する課題

対象の 旅行種別	旅行全体		宿泊旅行	
	その1 発地側調査 旅行・観光消費動 向調査」	その2 着地側調査 観光入込客統計	その1 着地側調査 宿泊統計+都道府県による 新規アンケート調査	その2 発地・着地側調査 旅行・観光消費動向調査」 + 宿泊統計
基本となる 調査・統計				
実現可能 性と課題	発地側調査だけでは、標本数の拡大と十分な作業時間の確保が必要となるため、別の手法が望ましい。	統一ルールに基づいて日帰り旅行も含めた経済効果を推計できるようになるためには、全ての都道府県での「全国観光統計基準」の採用が必要となり、相当な時間を要するため、別の手法が望ましい。	消費単価に関するアンケート調査を実施し宿泊統計と組み合わせることで、都道府県別の「宿泊旅行者の消費額・経済効果」が推計できる可能性がある。 消費単価に関するアンケート調査手法や都道府県別消費額・経済効果推計方法のマニュアル化だけでなく、都道府県への普及促進の方策を検討することが必要。	「旅行・観光消費動向調査」の調査方法や調査周期などを工夫し、宿泊統計と組み合わせることで都道府県別の「宿泊旅行者の消費額・経済効果」が推計できる可能性がある。 宿泊統計を軸にした観光に関わる統計の体系、他の統計も含めた発地側調査に係る調査体制・周期などを検討することが望ましい。

## 5. 観光統計体系のあり方と今後のスケジュール案

### 5.1. 観光統計体系のあり方

我が国における観光統計の課題に対応するために、我が国における観光統計のあるべき姿を検討した結果を整理すると以下の通りとなる。

- 全国統一基準でとらえられ地域間比較ができる中心となる統計が必要であることから、宿泊統計を緊急的に整備する。
- 観光統計の体系化を考える上で、宿泊統計を始めとした各統計の整備と併せて、その基礎となる定義や基準を国が中心となって統一していくことが望ましく、世界観光機関（WTO）の統計基準等を参考に具体的な検討を進める。
- この宿泊統計も利用しながら、全国統一基準による観光入込客統計の整備を進め、観光地別の宿泊・日帰り別観光入込客数、及び観光地の重複を除いた都道府県別宿泊・日帰り別観光入込客数を精度良く把握できるようにする。
- 宿泊統計の活用を踏まえ、発地側調査である「旅行・観光消費動向調査」等の改善、充実を図り、都道府県別の観光消費額や経済波及効果の推計ができるようにする。
- 一方、外国人旅行者に関する統計については、訪日促進による経済効果の算定に必要な外国人旅行者に関する消費額調査を緊急に整備する必要がある。その他の外国人旅行者に関する統計は、宿泊統計や統一基準による観光入込客統計の活用を図りながら、他の統計の改善、充実を図り、訪問地ごとの外国人旅行者数や観光消費額の精度向上を実現する。

### 5.2. 今後のスケジュール案

#### 5.2.1 緊急的整備事項

緊急的整備事項に関するスケジュールは図4の通りとする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度以降
観光統計の整備に関する検討懇談会	とりまとめ		
宿泊統計	事前準備	第 1 回実施	継続的に実施 (精度向上・内容充実)
外国人旅行者の消費額調査 (日本銀行、(独)国際観光振興機構)		消費額調査の項目等について検討	検討結果を踏まえ 調査実施

図4 緊急的整備事項に関するスケジュールイメージ

### 5.2.2 観光統計の体系化に必要な事項

観光統計の体系化に必要な事項に関するスケジュールは図5の通りとする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度以降
観光統計の整備に関する検討懇談会	とりまとめ		
観光入込客統計	←.....全国観光統計基準の採用促進の継続実施 宿泊統計整備を踏まえた検討.....→		
外国人旅行者に関する調査		←.....宿泊統計整備を踏まえた検討 統計データの包括管理の検討.....→	
旅行 観光消費額動向調査		←.....宿泊統計整備を踏まえた都道府県別 消費額 経済効果の推計方法の検討.....→	
宿泊統計の 市町村 観光地別調査の基準の検討		←.....基準の検討及びマニュアルの作成 地方自治体への普及促進.....→	

図5 観光統計の体系化に必要な懸案事項に関するスケジュールイメージ



## .本編



# 第 1章 調査の目的



# 1. 調査の目的

## 1.1. 観光産業の重要性

観光は、単なる余暇活動の一環ではなく、人々の生きがいや安らぎを生み出し、ゆとりとゆるみのある生活に寄与し、また、日常生活圏を離れて多角的な交流・触れ合いの機会をもたらす、人と人の絆を強めるものである。また、観光の語源が中国の「易経」の「觀国之光、利用賓于王」(国の光を觀す、もって王に賓たるに利し)に由来すると言われており、地域が観光振興のために地域固有の文化や伝統の保持・発展を図り、魅力ある地域づくりを行うことは、アイデンティティ(個性の基盤)を確保し、地域の連帯を強め、地域住民が誇りと生きがいをもって生活していくための基盤ともなるものである。さらに、観光産業は単に旅行業や宿泊業のみならず広汎な分野と密接に関係する裾野の広い産業であり、その経済規模の大きさから我が国にとって重要な経済的役割を果たしている。国土交通省の「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」によると、平成15年度における旅行消費額は23.8兆円、これによる直接の雇用創出効果は210万人と推計され、旅行消費がもたらす生産波及効果(直接効果を含む)は、国内の全産業で53.9兆円、これにより442万人の雇用創出効果があるとされる。これは、我が国の国内生産額958.9兆円の5.6%、就業者数6,514万人の6.8%に相当するものであり、我が国における一般機械や食料品産業とほぼ同水準の規模である。

現在、我が国では、訪日外国人旅行者を2010年までに1,000万人にする目標を掲げ、官民一体となって「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開する等、観光立国の実現に向けた様々な政策を進めているところであるが、この他にも、例えば九州地方においては、地域住民や民間団体、地方自治体等が一体となって取り組むべき「九州観光戦略」をとりまとめ、それを着実に展開していくために「九州観光推進機構」が設置されたほか、経済界においても、平成17年6月に(社)日本経済団体連合会が「国際観光立国に関する報告書 世界に開かれた魅力ある国づくりに向けて」をまとめ、その中で国際観光立国に関する提言として観光振興の重要性が示されるなど、観光の重要性は多方面でその認識が高まっており、今後、官民および地域連携による観光振興のさらなる推進や我が国の21世紀における基幹産業として観光産業のさらなる発展に大きな期待が寄せられているところである。

一方で、我が国の産業分類では、宿泊業や運輸業、レジャー産業等の観光を構成する産業を捉えることができても、観光全体を表す指標の整備が遅れているため、観光産業という括りでは非常に捉えにくいものとなっている。観光に関する統計を挙げると、国土交通省が実施している観光統計は「旅行・観光消費動向調査(承認統計)」のみであり、前述の観光に関する提言の中でも、「観光統計の整備・充実」が掲げられている。また、その他の観光統計は、官民の各主体が様々な目的で調査及び作成しているが、包括的な統計がなく断片的である、統一的な基準がなく比較が不可能、調査に強制力がない、標本数が少ないなど、様々な問題点が指摘されており、各主体によって実施される観光政策に観光統計が有用に活用されていないのが現状である。

## 1.2. 調査の目的

今後、我が国が観光立国を実現するためには、各々の主体が有効な統計を効果的に活用し、より実態に則した政策の立案・実行・検証がなされ、より質の高い観光政策の実現と各地域における国際競争力のある観光地づくりが推進される必要がある。

このような政策に有効な観光統計を整備するため、国として、

重要度が高く、緊急的に整備が必要な観光統計および改善が必要な既存統計の内容とその実現に必要な施策の具体化

その中でも、国土交通省が主体となって緊急的に整備を必要とする観光統計の内容とその具体的な手法の策定

といった諸問題に対処するための具体的方向性について、「観光統計の整備に関する検討懇談会」の議論や提言をふまえて検討を進めてきた。本報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

## 1.3. 調査内容

1. では、本調査の目的および調査内容について整理する。

2. では、我が国における観光統計の現状とともに過去の委員会や研究会における指摘事項をもとに、我が国における観光統計の主要課題を整理し、それらの課題へ対応するための検討事項として、緊急的に整備が必要な事項と観光統計の体系化に必要な懸案事項の2つに大きく分類する。

3. では、緊急的整備事項として「宿泊統計」および「外国人旅行者に関する統計（消費額調査）」について検討、整理する。

4. では、観光統計の体系化に必要な懸案事項として、「観光入込客統計」、「外国人旅行者に関する統計」、「旅行・観光消費動向調査」について検討・整理する。

5. では、4. までの検討結果を踏まえ、調査全体のとりまとめを行う。

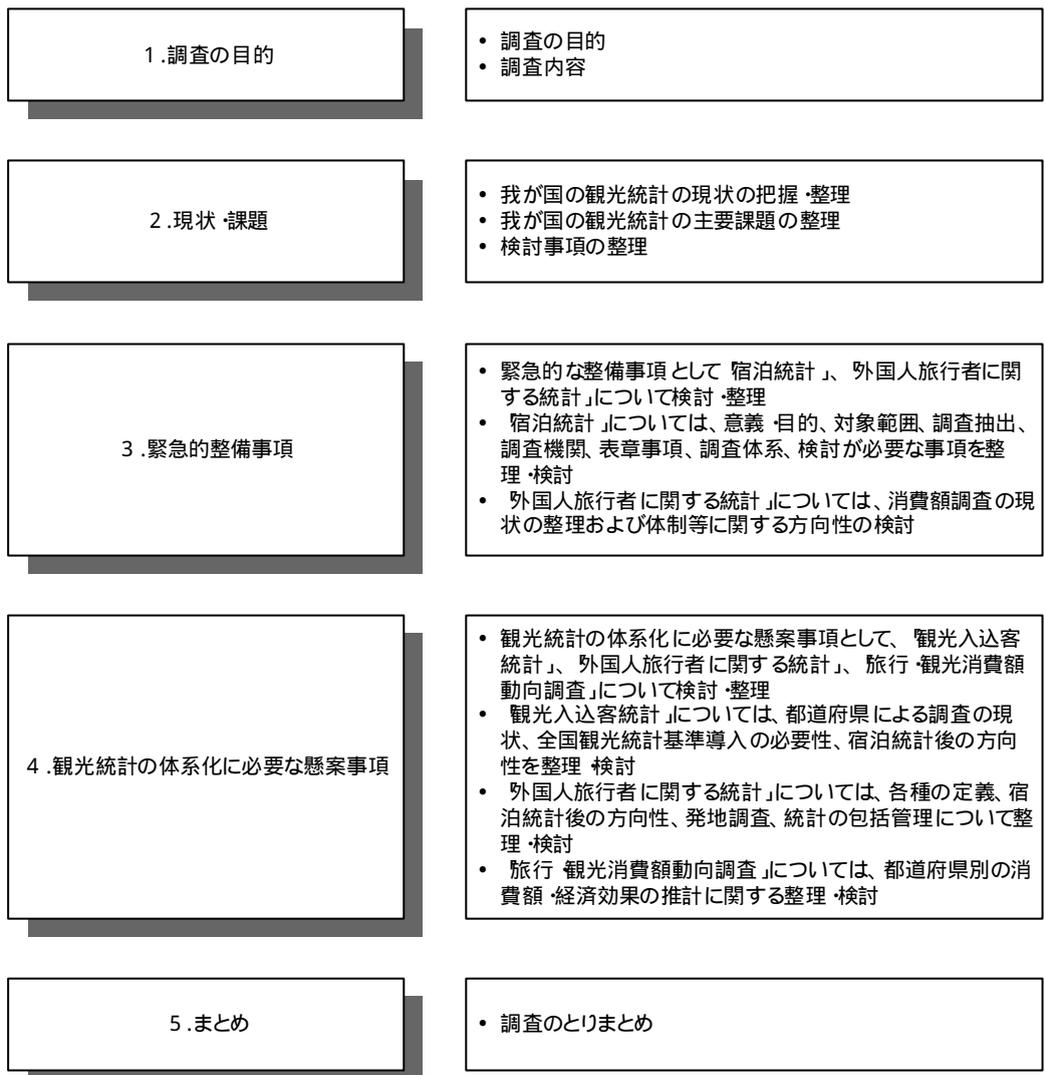


図 1.3-1 調査の全体フロー



## 第2章 現状・課題



## 2. 現状 課題

### 2.1. 我が国の観光統計の全体像

観光統計の現状と課題を把握するために、我が国における観光統計を整理・分類した。調査実施の場面について、日常時（日常での旅行に対する意向や潜在要素）と旅行時（旅行時の流動や消費額、旅行に対する満足度）調査の対象について、日本人（国内旅行をする日本人）と外国人（訪日旅行をする外国人）に分け、4つのカテゴリーに分類すると、表 2.1-1 の通りとなる。

現状の観光調査・統計は、官民様々な主体が各々の目的で作成しており、相互の連携はあまり図られていない。

なお、この分類では日本国内の観光に関する統計を取りあげており、外国における日本人の観光に関する統計は含まれていない。

表 2.1-1 現状の観光調査・統計の分類

	日常時	旅行時
日本人	<u>- 旅行に関する意向調査 統計</u> 1_ 全国旅行動態調査」国土交通省 2_ 観光の実態と志向」(社)日本観光協会 3_ 「JTBF 旅行者動向調査」(財)日本交通公社 4_ 「自由時間と観光に関する世論調査」内閣府(平成 15 年) 5_ レジャー白書「余暇活動に関する調査」(財)社会経済生産性本部 6_ JTB REPORT「海外旅行志向調査」JTB 等	<u>- 旅行者流動実態(入込、宿泊)調査 統計</u> 1_ 全国旅行動態調査」国土交通省 2_ 観光の実態と志向」(社)日本観光協会 3_ 「JTBF 旅行者動向調査」(財)日本交通公社 7_ 全国観光動向」(社)日本観光協会 8_ 観光地動向調査」(財)日本交通公社 9_ 日本ホテル協会資料等 10_ 幹線鉄道旅客流動実態調査」国土交通省 11_ 航空旅客動態調査」国土交通省 12_ 国際航空旅客動態調査」国土交通省 13_ 全国道路交通情勢調査(自動車起終点調査)」国土交通省 14_ 幹線旅客純流動調査」国土交通省 15_ 宿泊白書」JTB 16_ JTB REPORT「海外旅行実態調査」JTB 等 ----- <u>- 旅行者消費額調査 統計</u> 17_ 旅行・観光消費動向調査」国土交通省 等
	<u>- 旅行に関する意向調査 統計</u> _ 「ビジット・ジャパン・キャンペーン事業に向けた事前調査」国土交通省(平成 15 年) 等	<u>- 訪日外国人旅行者流動実態(入込、宿泊)調査 統計</u> 18_ 訪日外国人旅行者調査」(財)国際観光振興機構(JNTO) 11_ 国際航空旅客動態調査」国土交通省 等 ----- <u>- 訪日外国人旅行者消費額調査 統計</u> 19_ 国際収支統計」財務省・日本銀行 _ 訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」財務省・みずほ総合研究所(株)(平成 14 年) _ 訪日外国人客消費額調査」(財)国際観光振興機構(JNTO)(平成 8 年まで) 20_ 訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基礎調査」(財)国際観光振興機構(JNTO)(平成 12 年) 等
外国人		

1～20の統計資料は参考資料に概要を提示。単発調査については調査年次を付記。日本人の日本国外における行動を対象とする統計は除く。

## 2.2. 観光統計に関する委員会や研究等における指摘事項

観光統計に関して、近年実施された観光統計に関する委員会や研究で指摘された事項について、問題点と方向性をとりまとめると表 2.2-1 のとおりである。

委員会や研究会で指摘された事項では、統一基準により地域比較できる統計の必要性、地域レベルの旅行消費額調査がない、十分な標本数が確保されていない、外国人旅行者の統計が不十分である、観光の定義や調査方法などが統一されていないなどが指摘されている。

表 2.2-1 観光統計に関する委員会や研究等における指摘事項

委員会 研究会名	統計情報の問題点	方向性	資料公表年次
1. 交通統計改善検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によってデータ取得方法が異なり、同列に比較できない</li> <li>「全国観光統計基準」が十分に採用されていない</li> <li>外国人旅行消費額について正確に把握する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光地入込客統計(宿泊統計、施設利用統計、消費額統計を含む)の整備</li> <li>外国人観光消費実態調査の整備</li> </ul>	2005年2月
2. 外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な統計ではない</li> <li>単位や定義、集計期間等が不統一であるため、地域レベルでの比較ができない</li> <li>旅行消費額についての調査が未整備である</li> <li>統計法に基づく調査でないことから強制力がない</li> <li>標本数が少なく、標本設計も母集団と異なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行動向について包括的な統計情報が必要</li> <li>全国的な基準統一</li> <li>特に地域内の宿泊統計の迅速な集計・公表が必要</li> <li>統計調査の法的位置づけに関する明確化</li> </ul>	2004年11月
3. 観光立国推進戦略会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界観光機関(WTO)で定められた調査方法をベースにした統計手法の普及につとめているが、十分に採用されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光統計の体系的な整備</li> </ul>	2004年11月
4. 交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光地の受け地側の調査方法が統一されていない</li> <li>現行の「旅行観光消費動向調査」は十分な標本数を確保できていない</li> <li>公表のタイミング、時期が悪く利用しにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受け地側の調査に統一基準を設けるならば、まず宿泊統計から整備していくべき</li> <li>観光地の範囲の定義の明確化</li> </ul>	2004年3月
5. 観光革命 スペインに学ぶ地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>入込客数を把握していない自治体が少ない</li> <li>「観光客」「観光消費」等の定義が統一されていない</li> <li>情報が断片的であいまいである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別交流動態、業種別観光消費額等の観光統計を整備</li> </ul>	2004年3月
6. 市町村観光統計作成のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客数の単位が明確ではない</li> <li>観光施設ごとの利用者数の精度が様々である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計基準に基づいて、既存の観光統計の見直し</li> <li>全国的に統一された調査・推計手法の確立</li> </ul>	2000年3月

## 2.3. 我が国の観光統計の主要課題と海外の状況

### 2.3.1 我が国の観光統計の主要課題

過去の委員会等における指摘及び本懇談会委員の意見を、2.1 で示した分類に基づいてとりまとめると表 2.3-1 の通りとなる。

日本人の旅行者流動実態については、統一的な手法による地域間比較ができるような旅行者流動実態調査・統計の整備の必要性があげられている。また、特に宿泊統計の整備の必要性があげられている。さらに、消費額調査における標本数に関する問題が指摘されている。

一方、外国人旅行者については、外国（発地側）における旅行に関する意向調査や統計に関する整備よりも、日本（着地側）における外国人旅行者の実態を把握するための調査・統計の緊急性が高いとされる。具体的には、外国人の旅行者流動実態において、日本人と同様に宿泊統計の必要性とともに、旅行者調査における標本数に関する問題等が指摘され、訪日促進などの施策の効果を把握するという観点から外国人旅行者消費額調査の整備の重要性が指摘されている。

表 2.3-1 我が国の観光統計の主要課題

	日常時	旅行時
日本人	<p><b>- 旅行に関する意向調査・統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標本数が少ない。(懇談会委員の意見)</li> </ul>	<p><b>- 旅行者流動実態 (入込、宿泊) 調査 統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって調査手法等が異なるため、比較ができない。(交通統計改善検討委員会、交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査等)</li> <li>地域経済にとって宿泊客の影響が大きいこと、宿泊客数の把握が比較的容易と考えられること等から、特に宿泊統計の整備が必要。(交通統計改善検討委員会、交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査、懇談会委員の意見等)</li> </ul> <p><b>- 旅行者消費額調査 統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の制約もあり、十分な標本数で調査が実施されているとはいえない。(交通運輸統計の新たな整備方法に関する調査、懇談会委員の意見)</li> </ul>
外国人	<p><b>- 旅行に関する意向調査・統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報が断片的である。(懇談会委員の意見)</li> </ul>	<p><b>- 訪日外国人旅行者流動実態 (入込、宿泊) 調査 統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済にとって宿泊客の影響が大きいこと、宿泊客数の把握が比較的容易と考えられること等から、特に宿泊統計の整備が必要。(外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究、懇談会委員の意見等)</li> <li>旅行者調査については標本数が少ない。また、調査地点数や調査日数について母集団と異なる標本設計となっている。(外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究、懇談会委員の意見等)</li> </ul> <p><b>- 訪日外国人旅行者消費額調査 統計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者の訪日促進による経済効果を算定することが重要であり、継続的な外国人旅行者消費額調査の整備が必要である。(交通統計改善検討委員会、外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究等)</li> </ul>

### 2.3.2 海外の状況

海外の諸国の観光統計に対する取り組みの状況を把握するために、旅行者流動実態、旅行者消費額、外国人旅行者流動実態の各統計調査について、主要観光国での取り組み状況を調査した。調査対象の主要観光国としては、外国人観光客数の上位国であるフランス、スペイン、アメリカ、イタリア、中国、イギリス、カナダ、メキシコ、オーストリア、ドイツを取りあげた（表 2.3-2）。

表 2.3-2 主要観光国における観光統計調査の実施状況

		フランス	スペイン	アメリカ	イタリア	中国	イギリス	カナダ	メキシコ	オーストラリア	ドイツ	
訪問客調査	流動									-	-	
	消費額	総額	*								-	-
		内訳	-	-		-					-	-
宿泊統計調査				-				-				

\* :フランスの消費額調査は、出典においては未実施とされていたが、現在は実施されている。

出典 :The Methodological Supplement to World Tourism Statistics

(外国人観光客に係わる統計情報のあり方に関する研究」による整理より)

#### (1) 旅行者流動実態統計調査

調査対象国では、アメリカ、カナダ以外の国において宿泊統計調査を実施している。また、EU 諸国においては、1995 年の EU 指令に基づき、宿泊施設の収容人数、稼働率等の宿泊統計調査が行われおり、宿泊施設の登記簿を利用して郵送または面接か電話によるインタビューによって実施している。

#### (2) 旅行者消費額統計調査

調査対象国では、フランス、スペイン、イギリス、カナダ、メキシコにおいて旅行者消費額統計調査を実施している。(イタリア、中国、オーストリア、ドイツについては不明)。

数万人規模の標本数に対して電話によるインタビュー調査を実施する国が多い。

#### (3) 外国人旅行者流動実態統計調査

調査対象国では、オーストリアとドイツ以外の国において外国人旅行者の流動調査及び消費額調査を実施している。そのうち、アメリカ、中国、イギリス、カナダ、メキシコは消費額の総額だけでなく内訳も調査している。

## 2.4. 観光統計の有用性と方向性

我が国の観光統計の課題を具体的な統計・調査に対応づけて整理すると、検討が必要な観光統計は、「宿泊統計」、「観光入込客統計」、「外国人旅行者に関する統計」、「旅行・観光消費動向調査」の4つとなる。4つの統計・調査について、過去の委員会や研究会での指摘事項や本調査の懇談会における意見をもとに、緊急的に整備が必要な事項と観光統計の体系化に必要な懸案事項に分類すると、図 2.4-1 の通り整理される。

宿泊統計は、重要性が高く、海外においても国の取組みとして整備されていることから、我が国においても緊急に整備すべき統計として、その内容を具体的に検討する必要がある。

観光入込客統計は、(社)日本観光協会の統一基準の採用を各都道府県に進めてきたことから、既に指摘されている課題への対応や普及に向けての方策、宿泊統計整備後の方向性等について検討する必要がある。

外国人旅行者に関する統計は、着地側における調査の緊急性が高く、特に訪日促進による経済効果を算定するために必要な外国人旅行者の消費額調査については緊急に体制づくり等を検討する必要がある。外国人旅行者に関する発地側調査については、将来の整備に向けて問題点の整理と改善方策の検討が必要である。

「旅行・観光消費動向調査」は、さらに有用な統計を目指した改善方策について、本調査において検討することが有効である。

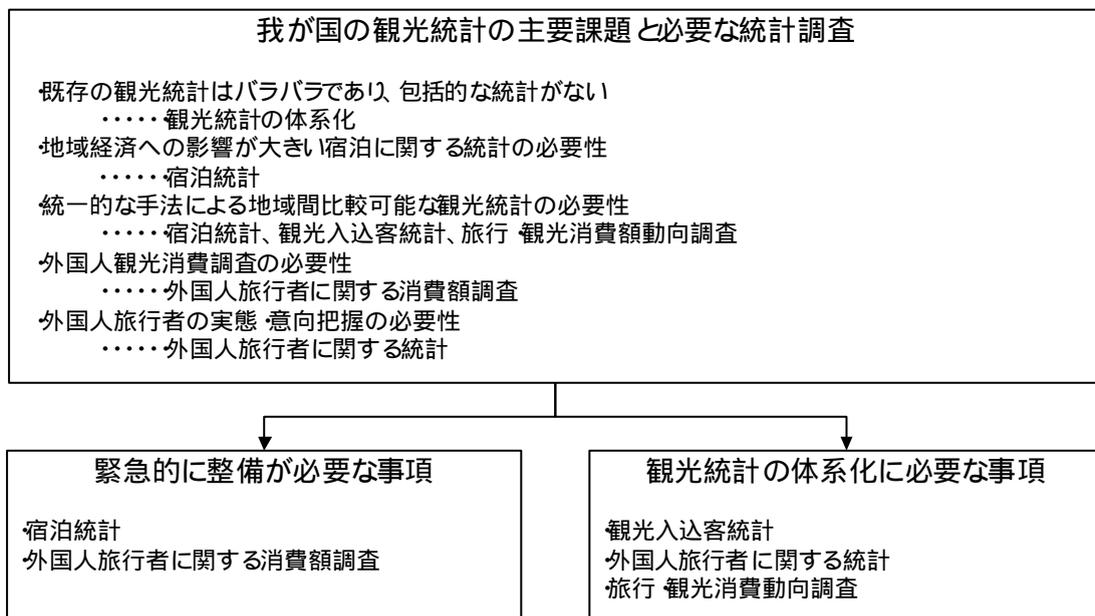


図 2.4-1 我が国の観光統計の主要課題と検討の方向性



## 第 3 章 緊急的整備事項



## 3. 緊急的整備事項

### 3.1. 緊急的整備が必要な事項

2.4 で整理した観光統計の方向性において、緊急的整備が必要とされる宿泊統計と外国人旅行者に関する消費額調査について、整備すべき事項を整理する。

宿泊統計は、整備する意義や目的、求める表章事項を明確化した上で、対象となる宿泊施設の範囲や調査期間、調査体制といった調査方法の具体的内容を検討し、実現に向けて更に詳細に検討すべき事項の洗い出しを行う。

外国人旅行者に関する統計のうち、早急な効果が期待できる消費額調査について現状把握を行い、調査体制の改善方策を検討する。

## 3.2. 宿泊統計

緊急の整備が必要であるとした事項のうち、宿泊統計について、意義・目的や整備の概要についてとりまとめた。

### 3.2.1 宿泊統計の整備の基本的考え方

これまで述べた通り、我が国の観光統計は、全国統一的に整備されていないため、地域別の比較等ができないという問題点があった。このため、全国統一基準により、観光に関わる基礎的な統計を作成することが重要である。そこで、まず観光統計の中心に位置づけられるものとして「宿泊統計」を整備する。宿泊統計でわかること及び宿泊統計の活用例としては、以下が考えられる。

- 都道府県別の宿泊客数（延べ人数・実人数）及び稼働率がわかることにより、他地域との比較分析が可能となる。
- 観光関連統計の中心的な役割を果たすことにより、他の観光統計（観光入込客数、訪日外国人旅客数、旅客純流動 等）の精度の向上が期待できる。また、交通需要や観光消費額の精度も向上する。
- 個別の観光施設の整備効果や観光施策の実施の効果の計測に寄与する。
- 毎月の動向が即時にわかることにより、景気動向指数の1つとして活用可能となる。
- 共通の基盤となる統計としての役割を果たすことにより、個々の観光地のマーケティングに資する。

行動を捉えにくい観光において宿泊という定点を正確に把握する宿泊統計は、観光統計全体の中心となり、他の観光統計（観光入込客数、訪日外国人旅客数、旅客純流動 等）の精度向上に資する最も重要な統計である。これをもとに、他の統計との整合を図り、精度を高めることが可能となる。特に観光入込客統計については、大きな精度向上が期待される。また、宿泊統計の整備は、観光消費額や経済効果推計等にも資することができる（図 3.2-1）。このためにも、宿泊統計では正確なデータを取得することが最も重要となる。

一方、主要な宿泊施設リストを全国統一的に作成、管理することの意義も大きいと考えられる。

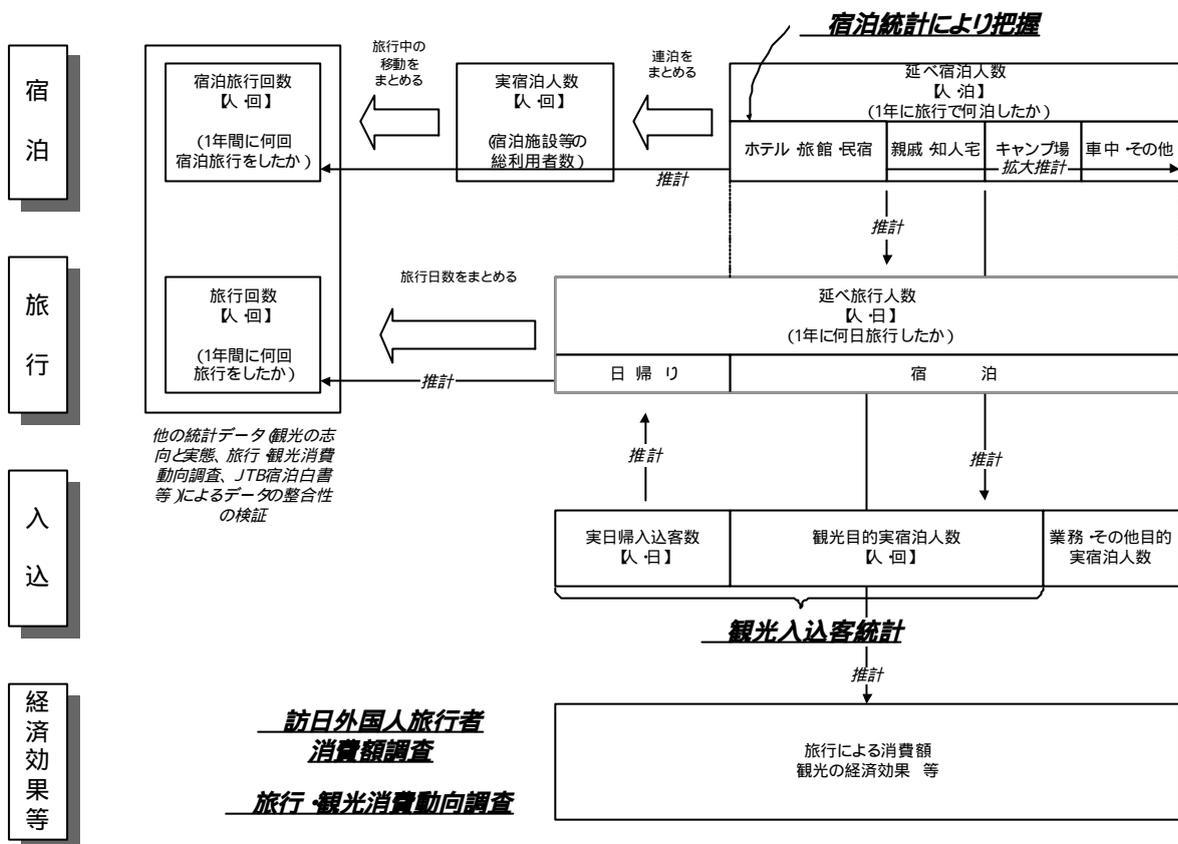


図 3.2-1 宿泊統計の位置付け (宿泊統計と他統計の体系化)

### 3.2.2 意義・目的

宿泊統計の目的及び意義は以下の通りである。

#### (1) 宿泊統計の目的

宿泊施設における利用実態を把握することによって、観光施策のための全国統一的な基礎資料を得る。

#### (2) 宿泊統計の意義

宿泊統計の意義は以下の通りである。

データとしての重要性 (観光関連統計において中心的なデータであること)

方法としての重要性 (都道府県間で比較可能であること)

関係の中での重要性 (他の分析を行うための基盤となること)

#### (3) 国が調査を実施する意義

現在、各都道府県が実施している宿泊統計の問題点を把握するために、宿泊統計に関するア

ンケート（47 都道府県）とヒアリング（8 都道府県、2 市町村）を実施したところ、次のような問題点が明らかになった（参考資料参照）。

- ・ 現在都道府県で行われている宿泊統計において母集団が把握されているわけではない。
- ・ 都道府県ごとに、調査の基準や調査体制が統一されていない。
- ・ また、必ずしも宿泊施設の全数データとなっていない。

都道府県の調査の現状を踏まえると、国が自ら実施することは、以下のような点で有意義である。

- ・ 調査の統一性が確保される
- ・ 我が国全体の宿泊施設を母集団として捉えた調査設計が可能となる
- ・ 速報性を確保することができる
- ・ 本統計が持つ基盤としての役割がより一層明確になる

### 3.2.3 対象範囲

宿泊統計の対象範囲の検討結果は以下の通りである。

#### （1）宿泊施設の分類と施設数

宿泊施設の分類と施設数は、部屋数や収容数などの情報が入った宿泊施設リストがないことが問題である。宿泊業界の協会・連盟等の団体が把握していると考えられるが、表 3.2-1 に示す通り、全宿泊施設数に対して協会・連盟等の団体に加盟する宿泊施設が少ないため、宿泊業界全体の把握は難しい。各都道府県へのアンケートによると、宿泊施設リストを保有しているのは回答があった都道府県のうち約 6 割（18/31）であるが、宿泊施設リストを公表しているのは 3 都道府県のみである。

表 3.2-1 宿泊施設の分類と施設数

	ホテル	旅館	公的 宿泊施設	簡易 宿所	総数	寮 保養所	キャンプ場
H16.3.31 現在	8,686	59,754	(950) ホテル・ 旅館数に 含まれる	22,931	<u>91,371</u>	-	-
うち 協会・連盟等の 団体加盟数	約 580	約 22,000	-	約 100	約 22,700	-	-

注1：ホテルおよび旅館数は平成15年衛生行政報告例（厚生労働省）をもとに一部加工したものである

注2：簡易宿所には、民宿・ペンションなどが含まれる

## (2) 宿泊旅行者の利用施設状況

図 3.2-2 に示す通り、宿泊旅行者が利用している施設をみると、ホテル・旅館・公共宿泊施設・民宿・ペンション等で約80%を占めている。

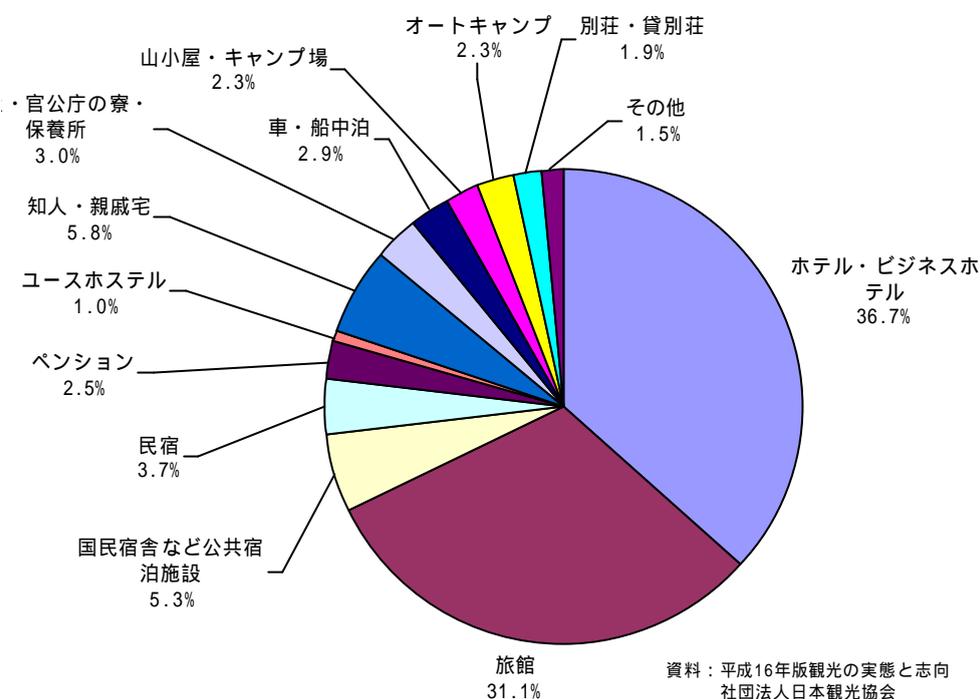


図 3.2-2 宿泊旅行者の利用宿泊施設割合

## (3) 海外における宿泊統計での調査対象施設

表 3.2-2 に示す通り、EU 指令において収集すべき宿泊統計の調査対象施設は、ホテルとそれに準ずる施設、その他施設（キャンプ場、別荘、その他宿泊施設）となっている。

表 3.2-2 海外における宿泊統計での調査対象施設数（2003年）

	ホテルとそれに準ずる施設	その他施設			合計
		キャンプ場	別荘	その他宿泊施設	
ドイツ	37,547	2,419	10,786	4,367	55,119
スペイン	17,102	1,251	4,340	8,175	30,868
フランス	18,217	8,289	1,091	1,052	28,649
イタリア	33,480	2,530	58,526	18,808	113,344
オーストリア	14,708	536	3,105	2,565	20,914
スウェーデン	1,765	1,076	317	655	3,813
イギリス	44,126	3,400	33,065	1,139	81,730

出典：EUROSTAT

欧州における宿泊客数の内訳（表 3.2-3）をみると、その他施設（キャンプ場、別荘、その他宿泊施設）における宿泊割合が高い。一方、日本でその他施設に相当する宿泊施設の利用割合は、約 10%程度であり、欧州とは宿泊利用施設は大きく異なっている。

表 3.2-3 海外における宿泊統計での宿泊客数（2003年）

	延べ宿泊客数 (国内・国外居住者合計) 万人・泊/年			割合	
	ホテルと それに 準ずる施設	その他施設	合計	ホテルと それに 準ずる施設	その他施設
ドイツ	189.5	103.4	293.0	64.7%	35.3%
スペイン	228.2	114.4	342.5	66.6%	33.4%
フランス	184.9	98.2	283.1	65.3%	34.7%
イタリア	229.2	115.3	344.4	66.5%	33.5%
オーストリア	73.9	21.4	95.2	77.6%	22.4%
スウェーデン	21.1	23.0	44.1	47.8%	52.2%
イギリス	167.5	80.4	247.9	67.6%	32.4%

注：フランスのその他施設の宿泊数は、キャンプ場のみの数値である

出典：EUROSTAT

#### （４）調査対象範囲に関するまとめ

宿泊施設の状況を見ると、宿泊統計を行うに当たって必要となる宿泊施設リストが存在しないことが課題である。また、宿泊旅行者の利用実態をみても、ホテル・旅館・公的宿泊施設・民宿・ペンションの割合が高く、欧州と比較してもキャンプ場などの利用は少ない等の状況がある。

そこで、まず都道府県等の地方自治体の協力を得ながら我が国における宿泊施設を対象とした調査を行い、宿泊施設をリスト化する必要がある。

宿泊統計における調査対象施設の範囲は、利用者の割合の大きさを勘案しながら、旅館業法による定義に基づくホテル、旅館、簡易宿所とし、調査が浸透してきた段階で必要に応じて調査対象施設の範囲をキャンプ場等に拡げていく方針が考えられる。

**【旅館業法による宿泊施設の定義】 旅館業法 第二条（定義）より**

- 1 この法律で、「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
- 2 この法律で、「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 3 この法律で、「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- 6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

### 3.2.4 調査対象の抽出

宿泊統計の調査対象の抽出の検討結果は以下の通りである。

#### (1) 業界団体における宿泊統計調査の実施状況

表 3.2-4 に示す通り、協会・連盟などへのヒアリングでは、施設によって事務処理能力には大きな差があり、全ての宿泊施設から調査協力を得ることは難しいという意見を得た。

表 3.2-4 協会・連盟などの団体での統計調査における調査協力施設数（平成16年）

団体名	調査方法	協力施設数	会員数に対する割合
日本ホテル協会	全数調査	245 ホテル	約 95%
全日本シティホテル協会	全数調査	210～245 ホテル	約 60～70%
国際観光旅館連盟	標本調査	215 旅館	約 15%
日本観光旅館連盟	標本調査	約 1,500 旅館	約 30%

#### (2) 標本抽出の課題と当面の方向性

現時点では、統計理論にそった標本抽出を行うことが困難である。

- 抽出率に必要な母集団の平均・分散等が不明（収容人員や部屋数が分かる宿泊施設リストもない）
- 連盟・協会などの業界団体だけの標本抽出では偏りがある
- 1年（5年）に1回の調査ではなく、毎月継続的にデータをとる調査であることも考慮する必要がある

そこで、当面は以下のような方法で実施することにする。

- 諸外国の例等を参考に日本全体での抽出率を設定し、その標本数を各都道府県に按分する
- 按分の際には施設規模（収容人員・部屋数）や施設タイプ（ホテル・旅館等）も考慮する
- 宿泊客総数を把握するという観点から、施設規模の大きい施設は標本数を全数と（多く）し、小さい施設の標本数は少なくする
- 回収率を高める努力をし、抽出に関する設計の考え方を重視する
- 都道府県別及び施設規模や施設タイプなどの層別に拡大推計を行う
- 推計で得られた統計について、層別の誤差率を明示し、この誤差率の均等化を図る
- 毎月継続的にデータをとる調査を目指す

#### (3) 海外における宿泊統計の調査対象の抽出

海外の宿泊統計では、以下の方法で調査対象を抽出している。

- 全施設のうち、約10%の標本を抽出している（イギリス）

- 一定以上の部屋数がある施設を対象に全数調査している（オーストラリア）  
（部屋数で施設を限定している国：デンマーク 40 部屋以上、ドイツ 9 部屋以上等）

表 3.2-5 海外における調査対象の抽出の例

	イギリス	オーストラリア
対象施設抽出	標本数 5,000 (全施設数 47,441) 事業者の自己選択 (self-selecting) による施設抽出 地域別に最低基準を決めて抽出	全数調査 約 4,000 施設 回答率 90%
対象施設	ホテル (モーテル、ロッジ含む) ゲストハウス 民宿 (ベッドと朝食を提供するもの。 ファームハウスを含む)	ホテル・モーテル・ゲストハウス・ (掃除・食事などの)サービス付き アパート 全て 15 部屋以上を対象
地域区分	13地域 (イングランド10地域、北部アイルランド、 スコットランド、ウェールズ)	8地域 更に詳細に地域を分割している
出典	UK Occupancy Survey for Serviced Accommodation 2003 Annual Report (TNS Travel and Tourism)	Survey of Tourist Accommodation 2004 (Australian Bureau of Statistics)

#### (4) 海外における宿泊統計の地域単位の例

海外の宿泊統計では、以下のような方法で地域単位を設定している。

- EU における宿泊統計の地域区分は、施設の調査は NUTS 3 レベル、宿泊客数等の調査は NUTS 2 レベルとなっている
- NUTS の地域区分は人口規模で分類 (NUTS 1 : 3,000 ~ 7,000 千人、NUTS2 : 800 ~ 3,000 千人、NUTS3 : 150 ~ 800 千人)

NUTS(Nomenclature des Unites Territoriales Statistiques) : EU における管理領域の単位

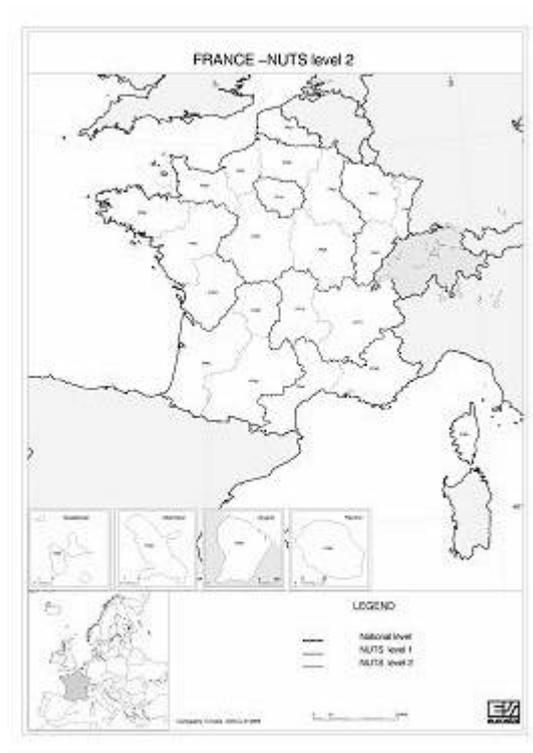


図 3.2-3 EUの地域分類 NUTS2 (フランス)

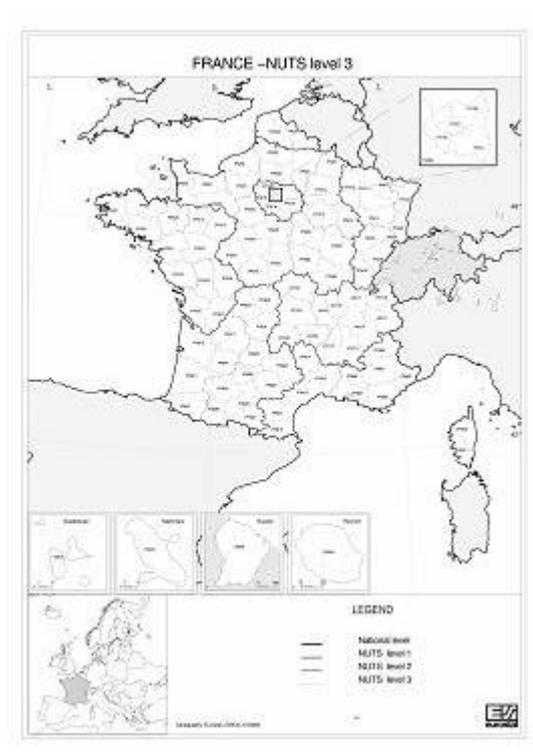


図 3.2-4 EUの地域分類 NUTS3 (フランス)

### (5) 調査抽出に関するまとめ

宿泊統計においては、本来は全数調査が望ましいが、関連団体のヒアリング等によると、全施設から協力を得るのは困難である。また、海外の事例を見ても標本調査または施設を限定した上での全数調査としている。地域単位も国を10～20程度（NUTS 2レベルの最大はドイツの41地域）に分割する程度である。

このため、国が主体となって調査する宿泊統計は標本調査で実施し、その調査対象の抽出は、都道府県比較が可能なレベルで一定程度のデータ精度を確保できるよう進める必要がある。さらに詳細な抽出方法（施設タイプ・規模別や時系列比較できるようなパネル抽出）については母集団リストの作成と併せて今後検討する必要がある。

また、市町村レベルのデータについては、地域間競争を考慮すると都道府県が整備すべきであり、国はその調査方法や調査項目等について、今後統一的な基準を検討し整備する必要がある。

### 3.2.5 調査周期

宿泊統計の調査周期に関する検討結果は以下の通りである。

#### (1) 過去実施していた宿泊統計

昭和57年に廃止された国際観光統計は、「公表時期が遅れている」、「調査事項が多く煩雑」、「社会情勢の変化」などを理由に廃止されている。昭和58年～平成2年まで実施された登録ホテル・旅館宿泊統計調査は、「宿泊施設からの報告・取りまとめ時期の遅れ」、「外客の補足率が悪いこと」などを理由に廃止されている。

#### (2) 宿泊事業者・関係団体等へのヒアリング結果

宿泊事業者、関係団体等へのヒアリングを実施したところ、以下のような回答を得た。

- ・ 大規模ホテル事業者へのヒアリングによれば、月単位で集計している項目は、宿泊客実人数、延べ人数、稼働率、平均滞在日数、外国人の割合であり、外国人については国籍で分類している
- ・ 事業者への負担を考慮すると、経常的に集計するデータは事業者側で取っているデータに限るべきである
- ・ 量的なデータは、景気動向把握のためにも速報値が必要という意見もある
- ・ 年1回、宿泊客への調査も含めた形でマーケティングデータに活用できる調査が良い
- ・ 施設によってデータの管理などで事務処理能力に大きな差がある

#### (3) 海外における宿泊統計の調査周期

EU 指令における月単位の公表事項は、国内・国外（国毎）居住者到着数、国内・国外（国毎）居住者宿泊数、ベッド稼働数（総数、実人数）である。

フランスでは月単位で前年同月比などの速報を PDF ファイルにして Web 上で公表している。

#### (4) 調査周期に関するとりまとめ

宿泊統計における調査周期について、宿泊事業者は景気動向把握という意味で速報性が高いデータを必要としている。一方で、事業者への負担を考慮する必要がある。

このため、宿泊統計における調査周期は以下の方針が考えられる。

稼働率、外国人割合などの調査は速報性を重視して毎月実施  
宿泊客に対するアンケート調査を四半期程度ごとに実施

### 3.2.6 表章事項

宿泊統計の表章事項に関する検討結果は以下の通りである。

#### (1) 宿泊事業者・関係団体等へのヒアリング結果

宿泊事業者、関係団体等へのヒアリングを実施したところ、以下のような回答を得た。

- チェックインの際にお客様から求める情報には限界があり、名前、住所、電話番号のみである。外国人旅行者は国籍の記入、パスポート提示（およびコピー）をお願いしている
- お客様を待たせないようにするためには、1分30秒以上時間をかけることはできないため、これ以上詳しいデータを取るのには困難である
- 2名以上のグループは代表者のみの記入であるため、正確なデータは人数のみである
- 宿泊施設側で通常取っているデータ以外の項目については、国が主体となった利用者アンケート調査で補うべきである

#### (2) 海外における宿泊統計の表章事項の例

海外の宿泊統計では、以下のような表章事項となっている。

- EU 指令において公表されている事項は表 3.2-6 の通りであり、月単位で公表しているのは国全体の数値のみである
- 国によっては地域別のデータを月単位で公表している（フランス、イギリス等）

表 3.2-6 EU 指令による公表事項

公表周期	項目	施設分類	地域単位	公表事項
年単位	宿泊施設の容量等	ホテルとそれに準ずる施設	国および NUTS3 の地域	施設数 部屋数 ベット数
		その他施設	国および NUTS3 の地域	施設数 ベット数
	宿泊人数等	ホテルとそれに準ずる施設	国および NUTS2 の地域	国内・国外居住者到着数 国内・国外居住者宿泊数
		その他施設	国	居住国別国外居住者到着数 居住国別国外居住者宿泊数
月単位	宿泊施設の容量等	ホテルとそれに準ずる施設	国	ベット稼働数 (総数・実人数)
	宿泊人数等	ホテルとそれに準ずる施設 その他施設	国	国内・国外居住者到着数 国内・国外居住者宿泊数 居住国別国外居住者到着数 居住国別国外居住者宿泊数

### (3) 表章事項に関するとりまとめ

宿泊統計は、3.2.5 に述べた通り、毎月公表する事項と毎年公表する事項とに分けられる。宿泊事業者・関連団体等へのヒアリング結果や海外における表章事項の例をもとに、それぞれの内容と意義を整理すると以下の通りとなる。

#### 1) 毎月公表する表章事項

毎月公表する表章事項は以下の通りである。

- ・ 定員数
- ・ 稼働率 (稼働率より推計される宿泊客数の参考値)
- ・ 外国人宿泊客数の比率 (外国人比率より推計される外国人宿泊客数の参考値)

速報値として標本施設から得られたデータを集計し都道府県別、施設種類別に表章する。

#### 2) 毎月公表する事項の意義

毎月公表する事項の意義は以下の通りである。

- ・ 対前月比、対前年同月比の増減も含めて毎月把握できる
- ・ 毎月の宿泊業界全体の景況を把握できる
- ・ 毎月の都道府県ごとに比較可能な宿泊動向を把握できる

#### 3) 年次公表する表章事項

毎年公表する表章事項は以下の通りである。

- ・ 確定値 (毎月公表する項目について)
- ・ 居住地 (都道府県) 別・日本人宿泊客数 (実人数・延べ人数)

- ・ 国籍別（居住国別）・外国人宿泊客数（実人数・延べ人数）

確定値として標本施設から得られたデータをもとに拡大推計し、都道府県・施設種類別に表章する。

さらに、性別、目的別（観光、業務）、旅行日数別、同行者数別、前泊地・後泊地別、利用交通機関別などの分類に基づいて表章することも考えられる。

#### 4) 年次公表する事項の意義

毎年公表する事項の意義は以下の通りである。

- ・ 都道府県間の比較を行うため、全国統一的に実施する
- ・ 統一基準をつくって都道府県単位で実施する方式より、国が自ら実施する方がより統一性が高まる
- ・ 全国的に比較可能な居住地（都道府県）別・国籍別（居住国別）のデータが整備される
- ・ 項目別のデータが表章されるため、宿泊統計の利用価値を高めることができる（他統計の精度向上など）
- ・ 日本経済における宿泊業界の重要性をアピールする指標を提供することができる

### 3.2.7 調査体制

#### (1) 宿泊統計の調査体制

宿泊統計に関する調査体制検討の方針としては、以下の通りとする。

国が主体となって標本の抽出、調査、集計を実施

宿泊事業者や地方自治体の協力が必要であるが、負担ができるだけ少ない方法を採用

この方針に従って、実施体制や実際の手順の流れを検討すると図 3.2-5、図 3.2-6 の通りとなる。

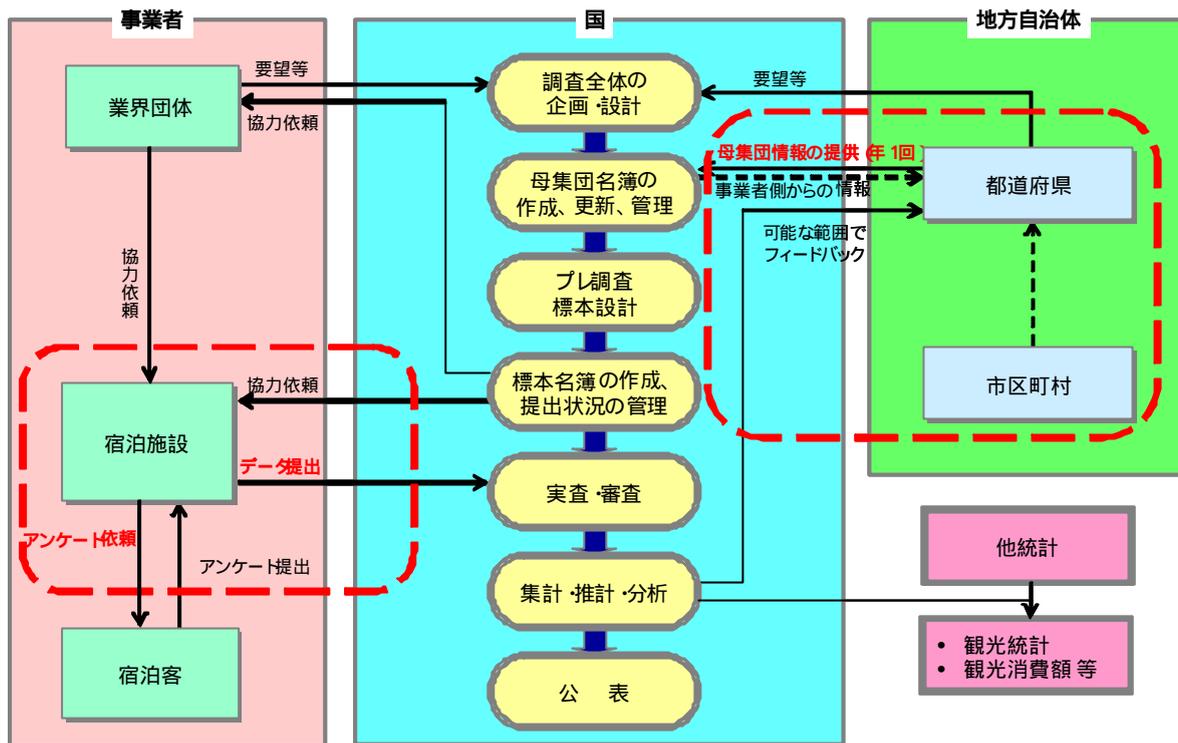


図 3.2-5 宿泊統計調査の実施体制案

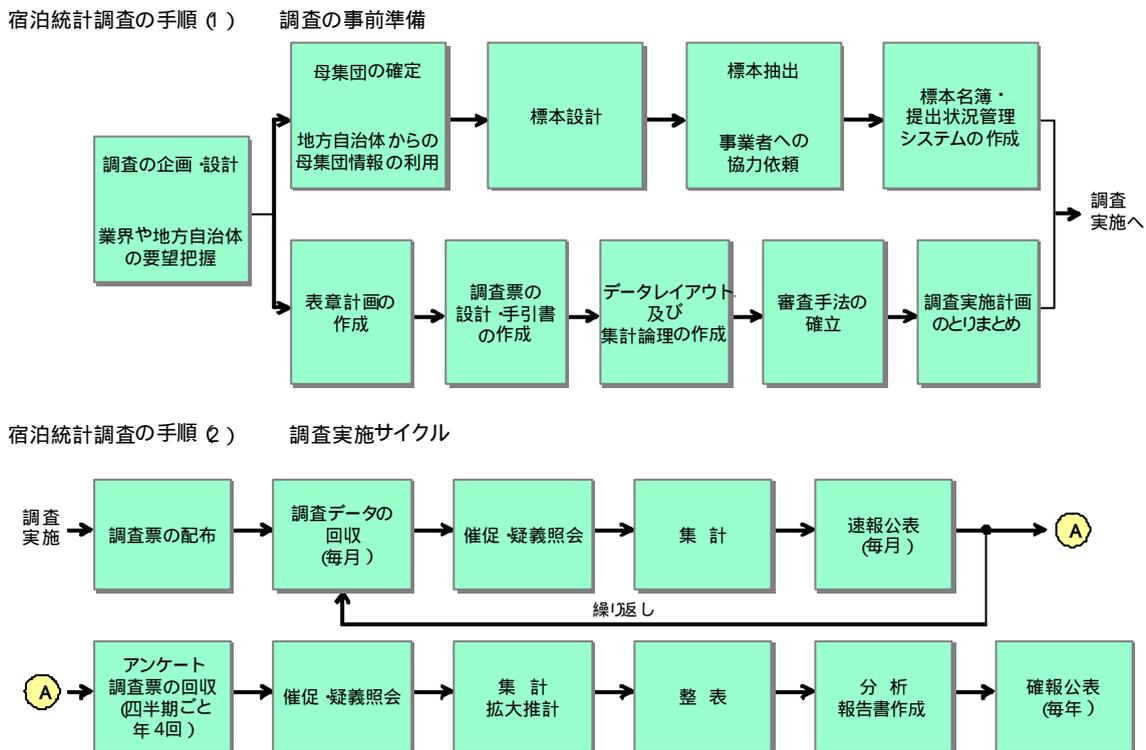


図 3.2-6 宿泊調査全体の流れ

また、事業者及び地方自治体への協力依頼内容はそれぞれ以下の通りとなる。

## (2) 宿泊施設に依頼する事項

毎月宿泊施設に依頼する事項は以下の通りである。

- 月間延べ宿泊客数
- うち外国人宿泊客数
- (変更がある場合のみ) 定員数

四半期ごとの宿泊客アンケートに伴って宿泊施設に依頼する事項は以下の通りである。

- ・ 対象期間の全宿泊客に配布・依頼する(入力・集計はすべて国で行う)
- ・ アンケート内容はの通りであり、記入者にかかる負担を極力軽減できるよう、項目を限定する

表 3.2-7 宿泊客アンケートの概要

目的	・ 宿泊統計において表章すべき内訳数を推計するために必要な標本データの収集	
調査期間	・ 1週間程度の期間(四半期ごとに定める)	
調査対象	・ アンケート対象となる宿泊施設の宿泊客全員	
調査方法	・ 宿泊施設でチェックイン時に配布、チェックアウト時に回収	
調査項目	日本人向け	・ 性、年齢、居住地(都道府県)、旅行目的、旅行日程、同行者数、前泊地・後泊地(都道府県)、主な利用交通機関
	外国人向け	・ 同上(ただし居住地は、国籍および居住国、入国出国空港)

さらに、事業者側の負担については、現場の実情を踏まえながらできる限り軽減するよう、例えば、Web画面入力等の方法や、チェーン展開企業については本部で各施設のデータを一括して提出してもらうといった効率化のための工夫をする。

## (3) 地方自治体へ依頼する事項

都道府県を通じて市区町村には、母集団名簿の更新、管理のため年1回程度調査を依頼する。

### 3.2.8 実施に向けた今後の作業

宿泊統計の実施に向けて、以下の作業を行う必要があり、詳細な方法等について今後検討する必要がある。

- ・ 調査体制及びスケジュールの作成
- ・ 母集団リストの作成および母集団リストの更新、管理体制の構築(地方自治体と協力し、具体的な調査方法の構築を行う)
- ・ 標本設計のためのプレ調査の実施(協力意向の把握)
- ・ 標本設計及び標本名簿の作成

- 表章事項に基づく調査票の設計及び表章計画の作成
- 提出状況管理体制の構築
- 回答結果や集計結果のチェック方法
- 本格調査に向けたモデル地区での試行 等

### 3.2.9 検討が必要な事項

宿泊統計を基盤とし観光統計の体系化が持つ意義を具体化するためには、それを広く明確に伝えていくことが重要である。また、宿泊施設や宿泊客の調査協力を得て、データを確実に回収していくことが極めて重要である。そのため、宿泊統計の実施にあたっては、以下の事項を今後検討する必要がある。

- インターネットによるデータ提出のためのシステム構築
- 統計に協力するインセンティブの仕組みづくり（宿泊施設、宿泊客）
- 統計調査の制度的な位置づけ
- 宿泊統計整備後の観光統計全体の体系化整備 等

### 3.2.10 まとめ

#### （１）宿泊統計のポイント

今回検討している宿泊統計のポイントは、以下の通りである。

- 全国統一基準による都道府県比較可能な統計とする
- 全国規模の調査設計と速報性を確保する観点から、関係各所と調整しつつ、主な調査業務は国で実施する
- 観光消費額調査や経済効果分析等に資する中心となる統計として整備する

#### （２）宿泊統計の整備内容のとりまとめ案

今回検討した結果、整備内容を表 3.2-8 にまとめた。

表 3.2-8 宿泊統計の整備内容のまとめ

調査対象施設の範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル、旅館、簡易宿所</li> </ul>
調査対象施設の抽出方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>標本調査 (都道府県間比較ができる精度を確保)</li> </ul>
調査期間・調査間隔		<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊客数、外国人宿泊客数の割合は毎月実施</li> <li>宿泊客に対するアンケート調査を四半期毎に実施</li> </ul>
表章事項	毎公月表	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 (都道府県) 別 施設種別、定員数</li> <li>所在地 (都道府県) 別 施設種別、稼働率 (参考として宿泊客数)</li> <li>所在地 (都道府県) 別 施設種別、外国人宿泊客数の比率 (参考として外国人宿泊客数)</li> </ul>
	毎公年表	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月公表する項目の拡大推計後確定値</li> <li>所在地別・施設種別・居住地 (都道府県) 別、日本人宿泊客数 (実人数・延べ人数)</li> <li>所在地別・施設種別・国籍・居住国別、外国人宿泊客数 (実人数・延べ人数)</li> <li>性別・目的 (観光、業務) 別・旅行日数別・同行者数別・前/後泊地別・利用交通機関別などの分類に基づく宿泊客数 (実人数・延べ人数) など</li> </ul>
協力依頼	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊客に対するアンケート票の配布・回収及び提出 (四半期毎)</li> <li>データの提出 (毎月及び四半期毎)</li> </ul>
	地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>母集団情報の提供 (年 1 回)</li> </ul>

### 3.3. 外国人旅行者に関する消費額調査

緊急的整備が必要であるとした事項のうち、外国人旅行者に関する消費額調査について、今後の方針等についてとりまとめた。

#### 3.3.1 外国人旅行者に関する消費額調査の現状

我が国における外国人旅行者に関する消費額調査は、表 3.3-1 に示す通り、(独)国際観光振興機構 (J N T O) において外国人旅行者の実態把握を目的に「訪日外客満足度調査」を実施しているほか、日本銀行において国際収支統計の基礎資料を得ることを目的に「訪日外国人旅行者等の動向調査」に着手している。また、なお、消費額全体の調査については両調査ともに実施し、消費項目の調査については日本銀行の調査のみで実施している状況である。

表 3.3-1 我が国における外国人旅行者消費額調査の現状

調査内容 調査機関	消費額調査		消費項目調査		経済効果推計		調査名と記号の説明
	全体	国籍 (居住国)	全体	国籍 (居住国)	全体	国籍 (居住国)	
日本銀行							「訪日外国人旅行者等の動向調査」 ：2002年(財務省が実施)から実施 ：2005年(日本銀行が実施)新規追加 航空運賃、移動費、宿泊費、飲食費、娯楽費、 土産物等物品購入費、他
J N T O	×		×		×		「訪日外客満足度調査」 ：2005年新規に実施 国内概算消費額のみ ×：( )の年を最後に実施がない調査 >「訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基 礎調査報告書(2000年)」 >「訪日外客消費額調査(1996年)」
国土交通省							「旅行・観光消費額調査」 ：日本銀行及びJ N T Oの調査結果を活用 し、日本全体の観光経済推計を実施(日本人 旅行者の消費額を含む)

#### 3.3.2 消費額調査の体制整備

3.3.1 で示した通り、外国人旅行者の消費額調査については、(独)国際観光振興機構 (J N T O) の調査があるほか日本銀行も調査に着手しているが、両者の調査は外国人旅行者の消費額を把握するという目的は同一であるため、必要な調査事項は一致している部分も存在する。

第2回懇談会では、日本銀行・(独)国際観光振興機構 (J N T O) ともに調査内容を調整し、調査周期を補完しあうことで双方の調査の効率性が高まりうるという意見で一致した。今後、調査の効率性や継続性などを考慮しつつ、国土交通省をはじめ、調査の実施主体である日本銀行、(独)国際観光振興機構 (J N T O) の三者がそれぞれの調査目的を踏まえながら可能な範囲で協力し、外国人旅行者の消費額調査の実施体制を整えていくことが重要である。この検討については、緊急に実施する必要がある。



## 第4章 観光統計の体系化に必要な懸案事項



## 4. 観光統計の体系化に必要な懸案事項

### 4.1. 今後の検討事項

本章では、緊急的に行う宿泊統計の整備を受けて、観光統計の体系化に向けて必要とされる観光入込客統計と外国人旅行者に関する統計、旅行・観光消費動向調査について、検討すべき事項を整理する。

観光入込客統計については、各都道府県で実施する調査の整備状況を把握した上で、統一基準の導入の必要性と課題を洗い出し、宿泊統計の整備後の方向性をまとめる。

外国人旅行者に関する統計については、発地型調査の必要性と整備の方向性をまとめる。また、外国人旅行者の定義については調査内容や方法の改善点を検討する。さらに、各統計の管理体制について方策案を検討する。一方、宿泊統計の整備後の方向性についても整理する。

旅行・観光消費動向調査については、都道府県別の消費額の推計を行うための調査方法を検討し、今後の方向性や課題を明確化する。

## 4.2. 観光入込客統計

### 4.2.1 都道府県による観光入込客統計の整備状況

都道府県における観光入込客統計の実施状況を把握するために、全ての都道府県を対象とした観光入込客統計に関するアンケートを実施した。その概要は以下の通りである。

【観光入込客統計に関する都道府県アンケート結果の概要】(回答数31)

観光入込客数の推計を行っているか？

29 都道府県が実施

(都道府県が主体11、市区町村が主体3、都道府県・市区町村が共同15)

全国観光統計基準に準じているか？

5 都道府県が準じて実施、4 都道府県が一部異なる方法で実施

20 都道府県は独自の方法で実施

アンケート結果より都道府県による観光入込客統計について以下の問題点が明らかになった。

- ・ 「全国観光統計基準」を採用しているのは一部である
- ・ 統一的な手法で整備されていないため都道府県比較ができない
- ・ 調査の体制についてもそれぞれの都道府県で異なり統一されていない

### 4.2.2 基準導入の必要性

観光入込客統計は、世界的には例がない統計であるが、宿泊観光及び日帰り観光からなる観光全体の実態を把握するという観点から我が国の観光統計の体系化において重要な統計である。しかし、現在は、上記の通り統一基準に基づいて実施されていないという問題を抱えている。

今後、全ての都道府県において(社)日本観光協会の「全国観光統計基準」を採用することにより、現在の観光統計が抱えている地域間比較ができない、統一的な方法でないなどの課題の多くを解消することが可能である。また、「全国観光統計基準」が全都道府県で採用されることにより、入込客数の都道府県比較、日本全国の日帰り客数の把握、日帰り客も含めた総観光消費額・経済効果の把握、他統計と整合性分析への活用など、市場分析やマーケティングなど様々な活用が可能となり、統計そのものの価値が極めて高くなる。

そこで、都道府県は「全国観光統計基準」を採用することによってもたらされる統計価値を十分に理解し、我が国の観光統計全体の整備に協力していくことが重要である。また、宿泊統計が整備されることにより「全国観光統計基準」の精度向上も考えられることから、観光入込客統計への導入が促進されることも期待できる。

### 4.2.3 既存の課題と宿泊統計整備にあわせた検討事項

既存の観光入込客統計や「全国観光統計基準」の課題を整理すると、表 4.2-1 の通りとなる。

表 4.2-1 既存の観光入込客統計や全国観光統計基準の課題

	課題内容の分類	課題の内容
観光入込客統計	統計の技術的問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰り客数・観光客を捉えることが困難</li> <li>・地域の特性や調査対象の特性を考慮すると、調査方法が複数存在する</li> <li>・有料施設や有料交通機関以外では、調査員によるカウントが必要</li> </ul>
「全国観光統計基準」 ( (社)日本観光協会 )	精度に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地入込客延べ人数調査の調査地点選定における基準</li> <li>・パラメータ設定のためのアンケート調査地点選定における基準</li> <li>・観光客の定義</li> <li>・市町村の協力に依存した調査内容</li> </ul>
	作業に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業量の負担</li> </ul>
	導入側に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の捻出が困難</li> <li>・過去の統計との整合性</li> <li>・必要協力先増加</li> </ul>

観光入込客統計の一要素でもある宿泊統計を国が主体となって整備することを考慮すると、宿泊統計の内容と整合を取りながら観光入込客統計の精度向上を図ることが必要である。今後、既に観光統計基準を導入している地方自治体等の意見も踏まえながら統一基準自体の有用性を高めることが重要であり、国と(社)日本観光協会が中心となり既存の課題を改善するために下記事項に取り組むことが必要である。

#### (1) 宿泊統計の整備に併せて検討すべき課題

- ・ 宿泊統計を活用した算出方法の開発
- ・ 宿泊統計の整備を踏まえた「全国観光統計基準」の見直し検討

#### (2) 観光入込客統計の精度向上に向け検討すべき課題

- ・ 日帰り客統計の技術的向上の検討
- ・ 調査地点選定における基準や観光客の定義など統計上の問題の改善
- ・ 作業工程のソフトウェア化 等

### 4.3. 外国人旅行者に関する統計

#### 4.3.1 定義に関する検討と方策案

##### (1) 国籍・居住国の定義

表 4.3-1 に示す通り、我が国における外国人旅行者の属する国の定義については、それぞれの調査の目的に応じて国籍と居住国が使い分けられている。一方、海外におけるインバウンド数の公表（表 4.3-2）においては国籍・居住国で概ね半々となっているが、世界観光機関（WTO）などの海外の主要機関では居住国で統一されているので、観光統計としては居住国のデータを取得することが望ましい。

しかし、各調査の目的に照らして考えると、既存の調査すべてを居住国に統一することは現実的ではないため、国籍と居住国を変換するためのパラメータ等を作成し、どちらのデータで取得しても良いような仕組みを作る必要がある。

表 4.3-1 我が国の外国人旅行者に関する統計における国の定義

	国籍別	居住国別
出入国管理統計 （正規入国外国人について）		
訪日外客数 （（独）国際観光振興機構（JNTO））		
「訪日外国人旅行者調査」 （（独）国際観光振興機構（JNTO））		
「国際収支統計」 「訪日外国人旅行者等の動向調査」 （日本銀行）		
「国際航空旅客動態調査」 （国土交通省航空局）		（在日外国人の国内居住地）
都道府県による統計調査		
国際観光旅館連盟資料		
宿泊施設（ホテル・旅館）		

都道府県及び国際観光旅館連盟の資料は、「宿泊施設調査」の集計によるものであるため、国籍別となる都道府県・市町村によっては、国籍・居住国を指定せず宿泊施設から情報提供を求めているケースがある

表 4.3-2 インバウンド数の公表における国の取り扱いに関する各国の状況

地域	国籍別	居住国別
アジア	11 （中国・韓国・タイ・インド等）	11 （香港・台湾・シンガポール等）
オセアニア	1 （北マリアナ諸島）	8 （オーストラリア・ニュージーランド等）
中東	9 （トルコ・UAE等）	2 （イスラエル・パレスチナ自治区）
アフリカ	4 （エジプト・モロッコ等）	3 （南アフリカ共和国・ケニア等）
ヨーロッパ	12 （イタリア・ノルウェー・ロシア等）	18 （英国・ドイツ・フランス・スペイン等）
北米	0	4 （米国・ハワイ・グアム・カナダ）
中南米	5 （ペルー・チリ等）	4 （ブラジル・キューバ等）
合計	42	50

## (2) 観光旅行に関するその他の定義

国籍・居住国の定義以外では、「報酬を伴う旅行の取り扱い」や「対象となる旅行者の滞在日数」、「対象とする旅行者の範囲」などが、統計調査及び調査実施国により異なっているケースがある。これらの定義については世界観光機関(WTO)が外国人観光客統計の国際統一基準の策定に向け調査を実施しているところであり、その調査結果を受けて検討していく必要がある。

### 4.3.2 宿泊統計整備後の方向性と検討事項

外国人旅行者に関する統計については、図 4.3-1 に示す通り、「出入国管理統計」、今後整備する「宿泊統計」、「訪日外国人旅行者調査」、「訪日外国人旅行者等の動向調査」などがあり、4つの統計を組み合わせることで以下に示すような様々な分析が可能となる。

- ・ 居住国別外国人宿泊客数
- ・ 国籍別(居住国別)旅行経路
- ・ 宿泊を伴わない入込客数
- ・ 都道府県別消費額・経済効果 等

各調査を有効活用するためには、今後整備される「宿泊統計」データを踏まえ、既存調査の調査項目、調査内容、調査箇所などについて、関係者間で協議・検討し、各統計が体系化されることが必要である。

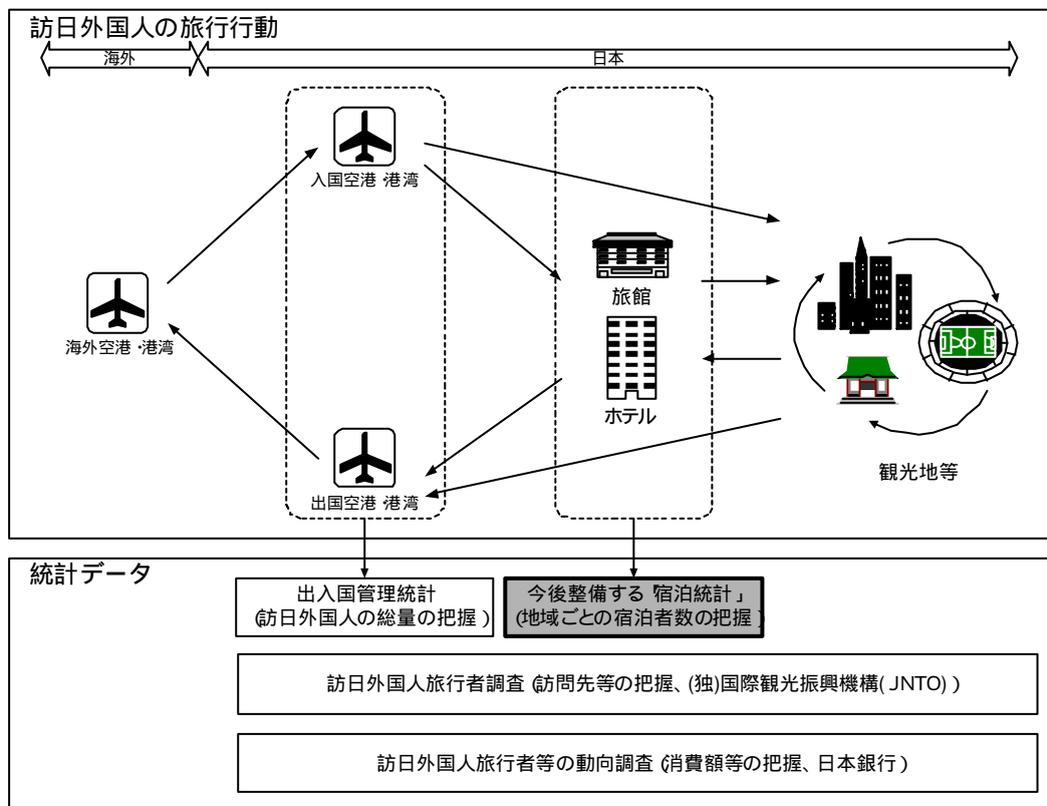


図 4.3-1 訪日外国人の旅行行動

### 4.3.3 発地側調査の必要性と整備の方向性

外国人旅行者に関する調査は、日本国外（発地側）における外国人旅行者の旅行回数やそれに占める訪日旅行の割合を把握するなど国内の調査では把握できないデータを取得することができ有効であると考えられる。一方で国内における外国人旅行者に関する調査は解決すべき問題や課題が多く、まずは日本国内（着地側）における外国人旅行者の旅行実態や消費実態などを把握することを優先するべきである。

発地側調査は、それぞれの国におけるマーケットニーズや市場環境等を把握する目的で実施されるものであり、毎年継続的に行うよりも訪日外客誘致に関する国の施策等と連動し必要に応じて実施する調査であると考えられる。

そこで、発地側調査の調査方法については、以下に示すような方法で効率的に調査を行うことも今後検討すべきである。

- 他国が実施する調査へのオムニバス調査として実施
- 他国の観光部局と共同で調査実施、情報交換等
- 他国の空港等における調査
- インターネットなどを活用しモニター制度による継続的な調査

### 4.3.4 統計の包括管理の検討と方策案

我が国における外国人旅行者に関する統計は、目的に応じて様々な主体で実施されている状況にあり、ユーザーの利便性向上や調査結果を複合的に活用することなどを考慮すると、それぞれの統計データを包括的に管理することの有効性は非常に高い。

包括管理の方策としては、(独)国際観光振興機構（J N T O）のホームページを活用し、一括して公表、掲載していくことが一案として考えられる。しかし、データの収集、更新方法や更新の頻度、データ提供者へのインセンティブ、リソースの問題など実現化にあたっては検討すべき問題や課題があり、緊急的に整備することは難しい。今後、総務省等の各種統計の包括管理に関する動きとの関係性を整理しつつ、実現に向けて問題や課題を整理し、国土交通省が中心となってさらに検討していく必要がある。

## 4.4. 旅行・観光消費動向調査

### 4.4.1 旅行・観光消費額及び経済効果の推計の基本的考え方

旅行・観光消費額は旅行量と旅行消費単価から推計され、経済効果は旅行消費額と費目別構成比から産業別売上高を推計し産業連関表と組み合わせることにより推計される。既存の「旅行・観光消費動向調査」では旅行量を「人口一人あたりの旅行回数」×「人口」で推計し全国の旅行・観光消費額を算出している。

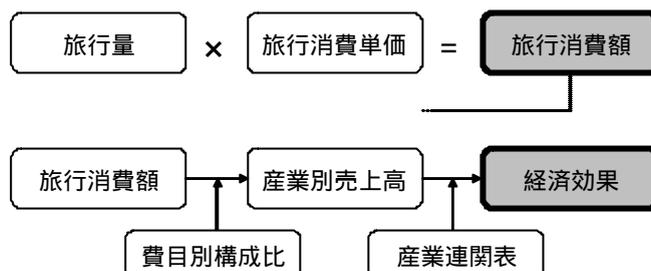


図 4.4-1 旅行観光消費額及び経済効果の推計の基本的考え方

### 4.4.2 都道府県別の消費額 経済効果の推計の検討

都道府県別の消費額・経済効果の推計については、大きく「日帰り旅行も含めた旅行全体の消費額・経済効果」と「宿泊統計に基づく消費額・経済効果」の2つに分類し検討する。

#### (1) 旅行全体（宿泊・日帰り）の消費額・経済効果の推計

##### 1) 発地側調査からの検討

発地側調査「旅行・観光消費動向調査」による消費額・経済効果の推計方法は、図 4.4-2 の通りである。

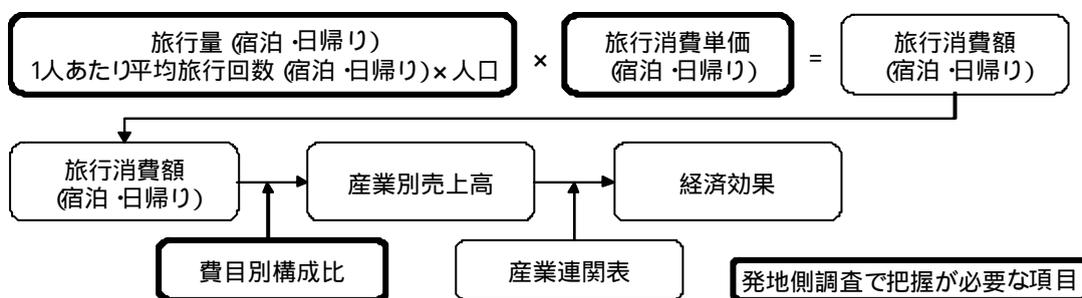


図 4.4-2 「旅行・観光消費動向調査」による消費額・経済効果の推計方法

発地側調査をもとに、都道府県別に推計するために必要な条件としては、標本数の拡大と十分な作業日数の確保が必要となる。また、訪日外国人旅行者の消費額については、日本銀行の「国際収支統計」や(財)国際観光振興機構(JNTO)による調査結果を活用しているため、都道府県別に分類することは不可能である。

< 標本数の拡大 >

総旅行消費額を都道府県単位にするためには、都道府県単位の平均旅行回数や消費単価が必要

- ・ 1 都道府県 = 200 標本 ( 宿泊旅行、日帰り旅行 )  
旅行の目的地として選択されている標本数
- ・ 約 25 万人 ( 現在の 16.7 倍 ) に調査票配布する必要がある

既存調査では有効回収票 5,222 で徳島県に宿泊旅行しているのは 12 票  
12 票を 200 票にするためには、有効回収票が 87,033 票必要  
この有効回収票を回収するためには、調査票配布が約 25 万人必要 ( 回収率 34.8% で換算 )

都道府県別経済効果を推計するためには、都道府県単位の費目別消費額の算出が必要

- ・ 1 都道府県 = 1,000 標本 ( 宿泊旅行、日帰り旅行 )
- ・ 約 125 万人 ( 現在の 83.3 倍 ) に調査票配布する必要がある

上記と同様に徳島県を例にみると  
12 票を 1,000 票にするためには、有効回収票が 435,167 票必要  
この有効回収票を回収するためには、調査票配布が約 125 万人必要 ( 回収率 34.8% で換算 )

< 作業日数 >

都道府県別に推計する必要がある

- ・ データの公表までに 2 年程度かかる可能性がある

上記を鑑みると、既存調査は日本全体の消費動向を把握する調査手法であり、発地側調査だけで都道府県別のデータを捉えることは現実的に困難であるといえる。

## 2) 着地側調査からの検討

着地側調査「観光入込客統計」による消費額・経済効果の推計方法は、図 4.4-3 の通りである。

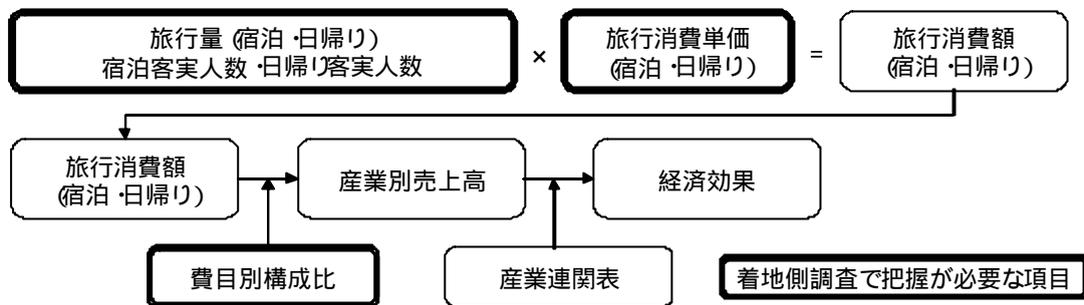


図 4.4-3 「観光入込客統計」による消費額・経済効果の推計方法

観光入込客統計に基づいて、消費額・経済効果を都道府県別に推計するためには、観光入込客に関する全国統一基準の採用と推計手法のマニュアル化が必要である。しかし、そのためには以下のような課題がある。

- 全ての都道府県で(社)日本観光協会の「全国観光統計基準」が採用され、統一的な手法で統計データが整備されることが必要である
- 観光入込客統計の技術的・精度的な課題が改善される必要がある
- 都道府県別の経済波及効果や雇用効果等を推計するための手法のマニュアル化が必要である

上記を鑑みると、各都道府県において統一ルールに基づいて日帰り旅行も含めた観光による消費額や経済効果を算出することが可能になるには相当な時間を要するといえる。

ただし、日帰り旅行も含めた消費額や経済効果を算出するためには、全ての都道府県が「全国観光統計基準」を採用し、統一的な手法で統計データが整備されることが必要不可欠である。

## (2) 宿泊統計に基づく消費額・経済効果の推計

### 1) 着地側調査からの検討

3.2 で示した宿泊統計と都道府県主体の宿泊の消費単価に関するアンケート調査を組み合わせることで宿泊のみに関する消費額・経済効果を推計する方法も考えられ、その推計方法は図 4.4-4 の通りである。

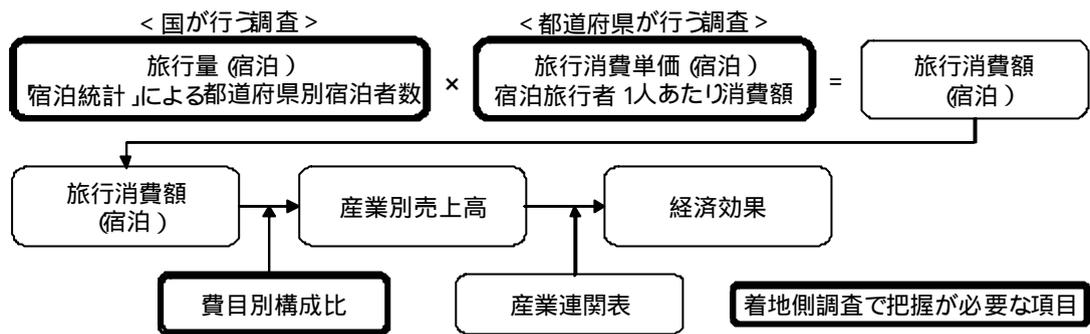


図 4.4-4 「宿泊統計」と「都道府県アンケート」による消費額・経済効果の推計方法

都道府県別に推計するためには、推計手法のマニュアル化が必要である。しかし、そのためには以下のような問題がある。

- 都道府県による宿泊旅行者へのアンケート調査手法のマニュアル化が必要である
- 宿泊統計と都道府県のアンケート調査を組み合わせることで都道府県別の宿泊旅行者の消費額や経済波及効果や雇用効果等を推計するための手法のマニュアル化が必要である

上記を鑑みると、各都道府県において消費単価に関するアンケート調査を実施し、宿泊統計と組み合わせることにより、都道府県別の「宿泊旅行者の総消費額」を算出できる可能性があるといえる。

ただし、本検討案は都道府県自体の積極的な取り組みを前提とするものであり、国がルール作りやマニュアル作りを行うだけでは、不十分な結果となりうる可能性がある。また、整備されるまでに相当な時間を要することが危惧される。

## 2) 発地側調査・着地側調査からの検討

発地側調査「旅行・観光消費動向調査」と今後整備される「宿泊統計」を組み合わせた推計方法は図 4.4-5 の通りである。

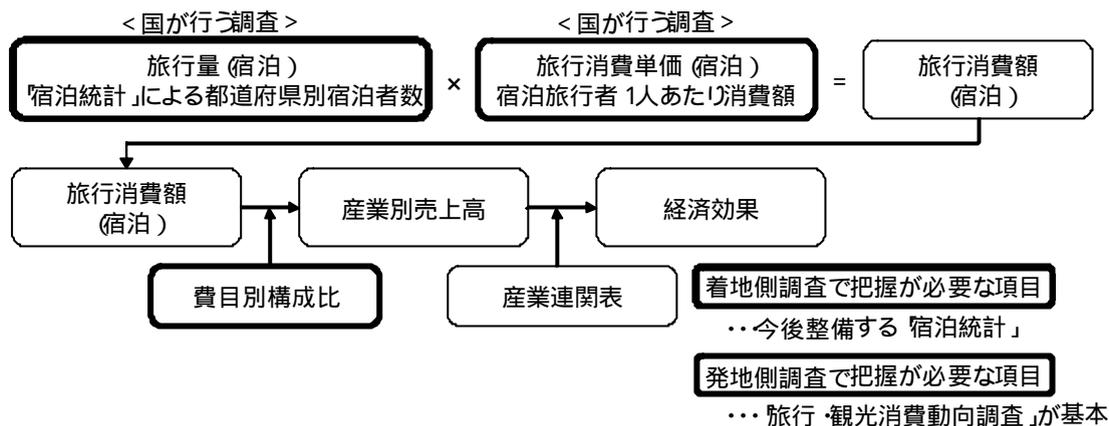


図 4.4-5 「宿泊統計」と「旅行・観光消費動向調査」による消費額・経済効果の推計方法

既存の「旅行・観光消費動向調査」では標本数が十分でないため、宿泊統計と組み合わせても全国ベースの宿泊旅行者の消費額・経済効果しか算出できないが、「旅行・観光消費動向調査」の標本数を増加させるような工夫を行い、地域別の消費額や経済効果の算出ができるように改善していくことが考えられる。

「旅行・観光消費動向調査」の標本を増やす方法としては、以下の2つなどが考えられる。

2段階の調査手法を用いた方法

- 1回目：属性、旅行回数、旅行先などに項目を絞った調査
  - 2回目：1回目の調査によって絞り込んだ標本に対する消費額調査（費目別消費額を含む）
- 調査頻度を工夫した調査方法

毎年実施：旅行回数や総消費額等の必要性が高い項目のみを把握するための調査

数年実施（例えば5年）：標本数を増やし詳細な項目を把握するための調査

### 4.4.3 今後の検討課題

4.4.2 で検討した推計手法についてとりまとめると表 4.4-1 の通りである。

この中で、緊急的に整備される宿泊統計と「旅行・観光消費動向調査」を組み合わせる宿泊旅行者の消費額・経済効果を算出する方法が最も実現性が高いが、この方法で都道府県別の消費額・経済効果を推計するためには、既存の他の統計も含めた発地側調査に係る調査体制や周期などについて検討することや、この調査手法自体の精度の検証や費用と作業の軽減に関する検証が必要であること等、解決すべき課題は多い。解決に向けた早急かつ具体的な検討が必要である。

表 4.4-1 都道府県別消費額・経済効果の各推計方法に関する課題

対象の 旅行種別	旅行全体		宿泊旅行	
	その1 発地側調査 旅行「観光消費動 向調査」	その2 着地側調査 観光入込客統計	その1 着地側調査 宿泊統計+都道府県による 新規アンケート調査	その2 発地・着地側調査 旅行「観光消費動向調査」 +宿泊統計
基本となる 調査・統計				
実現可能 性と課題	発地側調査だけでは、標本数の拡大と十分な作業時間の確保が必要となるため、別の手法が望ましい。	統一ルールに基づいて日帰り旅行も含めた経済効果を推計できるようになるためには全ての都道府県での「全国観光統計基準」の採用が必要となり、相当な時間を要するため、別の手法が望ましい。	消費単価に関するアンケート調査を実施し宿泊統計と組み合わせることで、都道府県別の「宿泊旅行者の消費額・経済効果」が推計できる可能性がある。 消費単価に関するアンケート調査手法や都道府県別消費額・経済効果推計方法のマニュアル化だけでなく、都道府県への普及促進の方策を検討することが必要。	旅行「観光消費動向調査」の調査方法や調査周期などを工夫し、宿泊統計と組み合わせることで都道府県別の「宿泊旅行者の消費額・経済効果」が推計できる可能性がある。 宿泊統計を軸にした観光に関わる統計の体系、他の統計も含めた発地側調査に係る調査体制・周期などを検討することが望ましい。

## 第5章 まとめ



## 5. まとめ

### 5.1. 観光統計体系のあり方

#### 5.1.1 我が国における観光統計の現状と課題

以上のように検討してきた我が国の観光統計の現状と課題を整理すると、以下の通りとなる。

- 観光入込客統計については、都道府県ごとに実施しており、その調査方法・体制等がバラバラであるため、地域間の比較ができない状況にある。これについて、(社)日本観光協会より統一基準が示されているが、調査への負担等の問題から、これを取り入れている都道府県はまだ少ない状況にある。また、取り入れている都道府県においても、厳密に運用されているわけではなく、全国統一基準で比較可能な統計を作成することは困難となっている。
- 観光消費額については、「旅行・観光消費動向調査」が行われているが、標本数が少ないため、これも全国値を推計することはできるが、都道府県別の消費額を推計することは困難になっている。
- 外国人旅行者の統計については、出入国管理統計で出入国の総数は把握されているものの、滞在中の訪問地等に関する状況まではわからない。
- 訪問先については、(独)国際観光振興機構(JNTO)の「訪日外国人旅行者調査」、または、航空局の「国際航空旅客動態調査」等で把握することができるが、いずれも標本数が少ないこと、前者は7箇所程度の空港港湾の利用者のみ、後者も定期便就航空港のみの航空利用者のみというような限定された対象となっている。このため、都道府県別の外国人訪問者に関する推計においても、地域によっては正確に把握することはできず、日本全体の政策に使えるようなデータは把握できない。
- また、外国人旅行者の観光消費額については、(独)国際観光振興機構(JNTO)の実施する「訪日外客満足度調査」、または日本銀行の実施する「訪日外国人旅行者等の動向調査」が近年調査されるようになったが、個別に調査が実施され体制もバラバラであり、効率的に調査が実施されていない。

以上をさらにまとめると、我が国の観光統計の課題は以下のようになる。

- 全国的に統一基準で把握された統計がないため、地域間の比較ができない。
- 観光消費額や関連する経済波及効果を都道府県別に算出することは、地域経済や産業政策を検討する上で有用であるが、その中心となるデータをとる統計がない。
- 異なる実施主体の観光統計間で十分に連携が取れておらず、観光統計全体の体系化ができていない。

### 5.1.2 我が国における観光統計のあり方

こうした課題に対応するために、我が国における観光統計のあるべき姿を検討すると以下の通りとなる。

- 全国統一基準でとらえられ地域間比較ができる中心となる統計が必要であることから、宿泊統計を緊急的に整備する。
- 観光統計の体系化を考える上で、宿泊統計を始めとした各統計の整備と併せて、その基礎となる定義や基準を国が中心となって統一していくことが望ましく、世界観光機関（WTO）の統計基準等を参考に具体的な検討を進める。
- この宿泊統計も利用しながら、全国統一基準による観光入込客統計の整備を進め、観光地別の宿泊・日帰り別観光入込客数、及び観光地の重複を除いた都道府県別宿泊・日帰り別観光入込客数を精度良く把握できるようにする。
- 宿泊統計の活用を踏まえ、発地側調査である「旅行・観光消費動向調査」等の改善、充実を図り、都道府県別の観光消費額や経済波及効果の推計ができるようにする。
- 一方、外国人旅行者に関する統計については、訪日促進による経済効果の算定に必要な外国人旅行者に関する消費額調査を緊急に整備する必要がある。その他の外国人旅行者に関する統計は、宿泊統計や統一基準による観光入込客統計の活用を図りながら、他の統計の改善、充実を図り、訪問地ごとの外国人旅行者数や観光消費額の精度向上を実現する。

### 5.1.3 緊急的整備事項（平成18年度整備事項）

我が国における観光統計の現状と課題を踏まえ、緊急的整備事項として宿泊統計及び外国人旅行者に関する消費額調査についての検討結果は以下の通りである。

#### （1）宿泊統計

緊急的に整備が必要な宿泊統計のポイントは以下の通りである。

- 全国統一基準による都道府県比較可能な統計とする
- 全国規模の調査設計と速報性を確保する観点から、関係各所と調整しつつ、主な調査業務は国で実施する
- 観光消費額調査や経済効果分析等に資する中心となる統計として整備する

宿泊統計については、調査内容や調査時期などで大きく分類すると、1) 宿泊施設に関する調査（宿泊施設調査：仮称）、2) 月次公表するための調査（宿泊統計調査月報：仮称）、3) 年次公表するための調査（宿泊統計調査年報：仮称）の3つに分類され、それぞれの整備に向けて、必要な作業と検討を早急に進めることが必要である。

また、宿泊統計整備後においても、国に限らず地方自治体や業界におけるこの統計の活用事例を広く公表し、観光はもちろん、それ以外の分野においても重要な統計であることを示していく必要がある。このような取り組みを継続的に行うことによって、統計の価値を徐々に高めていくことは非常に重要である。

## 1) 宿泊施設調査（仮称）

宿泊施設調査（仮称）では、宿泊統計の調査設計に必要な母集団（宿泊施設）の把握を行う。整備内容を表 5.1-1 にまとめた。平成 18 年度に宿泊統計調査を実施するためには、宿泊施設調査（仮称）は早急に検討が必要な調査である。

表 5.1-1 宿泊施設調査（仮称）

調査目的	宿泊統計の調査設計に必要な基礎資料の作成
調査主体	国土交通省、都道府県等の地方自治体
調査地域	全国
調査対象	全国の有料宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所・寮・保養所・キャンプ場）
実施対象	47都道府県による報告
調査項目	宿泊施設名称、所在地、客室収容力（収容人員数）、標準宿泊料金、加盟団体・協会、その他（統計整備の状況等）
表章事項	全国宿泊施設リスト 宿泊施設別・規模別全国分布、加盟団体・協会別全国分布、宿泊統計の調査設計
調査方法	国土交通省が都道府県に対し調査協力依頼及び調査票の送付。 報告は、国土交通省に対する調査票の返送。方法は、今後検討。
調査周期	1年ごとに再調査を実施。 必要に応じて、追加・削除等の変更について必要に応じて都道府県へのヒアリング実施。

## 2) 宿泊統計調査月報（仮称）

宿泊統計調査月報（仮称）では、当該月の宿泊施設の宿泊客数や稼働率といった利用実態を調査し、都道府県別を含む表章事項で月次で公表する。整備内容を表 5.1-2 にまとめた。

表 5.1-2 宿泊統計調査月報（仮称）

調査目的	宿泊施設における利用実態を速報的に把握し、観光政策の効果、検証に資する基礎資料を得る。
調査主体	国土交通省
調査地域	全国
調査対象	旅館業法に基づく全国の宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所）
調査方法	標本調査 国土交通省が調査設計を行い、調査対象施設へ直接調査協力依頼及び調査票を送付。 報告は、国土交通省に対する調査票の返送。 e-mail やホームページの活用など Web 化の検討
標本数	諸外国の例等を参考に日本全体の抽出率を設定し、施設規模や施設タイプを考慮しながら都道府県に按分 施設規模の大きい施設は標本数を多くし、小さい施設の標本数は少なくする
調査周期	毎月
公表時期	調査の 2 ヶ月後（要検討）
調査項目	指定する 1 ヶ月間の延べ宿泊客数、うち外国人宿泊客数 （変更がある場合のみ定員数）
表章事項	所在地（都道府県）別・施設種類別、定員数 所在地（都道府県）別・施設種類別、稼働率（参考として宿泊客数） 所在地（都道府県）別・施設種類別、外国人宿泊客数の比率（参考として外国人宿泊客数）

### 3) 宿泊統計調査（仮称）

宿泊統計調査（仮称）では、宿泊統計調査月報（仮称）で得られたデータをもとに拡大推計し、アンケートで得られたデータから様々な表章事項で年次で公表する。整備内容を表 5.1-3 にまとめた。

表 5.1-3 宿泊統計調査年報（仮称）

調査目的	宿泊施設における利用状況及び宿泊旅行の実態を把握し、観光政策の立案及び目標等の設計に資する基礎資料を得るとともに、統一した基準に基づく観光入込客統計の整備促進に向けた基礎資料の提供を図る。
調査主体	国土交通省
調査地域	全国
調査対象	旅館業法に基づく全国の宿泊施設における宿泊客
調査方法	標本調査 国土交通省が調査設計を行い、調査対象宿泊施設の協力により宿泊客に対し調査票による調査を実施。チェックイン時に配布、チェックアウト時に回収。回収は宿泊施設。返送は、宿泊施設より国土交通省に行う。 e-mail やホームページの活用など Web 化の整備の検討
標本数	アンケート対象となる宿泊施設の宿泊客全員
調査周期	年 4 回
調査期間	1 週間程度
公表時期	年 1 回
調査項目	性、年齢、居住地（都道府県）旅行目的、旅行日程、同行者数、前泊地・後泊地（都道府県）主な利用交通機関 外国人は国籍及び居住国、入国・出国空港を調査
表章事項	宿泊統計調査月報（仮称）を活用し、毎月公表する項目の拡大推計後確定値 所在地（都道府県）別・施設種類別・居住地（都道府県）別、日本人宿泊客数（実人数・延べ人数） 所在地（都道府県）別・施設種類別・国籍・居住国別、外国人宿泊客数（実人数・延べ人数） 性別・目的（観光、業務）別・旅行日数別・同行者数別・前／後泊地別・利用交通機関別などの分類に基づく宿泊客数（実人数・延べ人数） など

### (2) 外国人旅行者に関する消費額調査

外国人旅行者に関する消費額調査については、今後、調査の効率性や継続性などを考慮し、国土交通省、日本銀行、(独)国際観光振興機構(JNTO)の三者がそれぞれの調査目的を踏まえながら可能な範囲で協力し、外国人旅行者の消費額調査の実施体制を整えていくが重要である。この検討については、緊急に実施する必要がある。

#### 5.1.4 観光統計の体系化に必要な事項

我が国における観光統計の現状と課題を踏まえ、観光統計の体系化に必要な事項として挙げた観光入込客統計、外国人旅行者に関する統計、「旅行・観光消費動向調査」についての検討結果は以下の通りである。

## (1) 観光入込客統計

観光入込客統計は、世界的には例がない統計であるが、宿泊観光及び日帰り観光からなる観光全体の実態を把握するという観点から我が国の観光統計の体系化において重要な統計であり、「全国観光統計基準」が全都道府県で採用されることにより、市場分析やマーケティングなど様々な活用が可能となり、統計そのものの価値が極めて高くなる。

都道府県は「全国観光統計基準」を採用することによってもたらされる統計価値を十分に理解し、我が国の観光統計全体の整備に協力していくことが重要である。

観光入込客統計の一要素でもある宿泊統計を国が主体となって整備することを考慮すると、宿泊統計の内容と整合を取りながら観光入込客統計の精度向上を図ることが必要である。今後、既に観光統計基準を導入している地方自治体等の意見も踏まえながら統一基準自体の有用性を高めることが重要であり、国と(社)日本観光協会が中心となり、「全国観光統計基準」が抱えている基準や精度に関する課題を改善するとともに、宿泊統計を活用した算出方法や作業工程のソフトウェア化など作業負担を軽減することが必要である。

また、宿泊統計が整備されることにより「全国観光統計基準」の精度向上も考えられることから、観光入込客統計への導入が促進されることが期待される。

## (2) 外国人旅行者に関する統計

外国人旅行者に関する統計における国籍・居住国の定義については、世界観光機関(WTO)などの主要機関では居住国で統一されており、観光統計として居住国でデータ取得することが望ましい。ただし、既存調査を居住国に統一することは現実的ではないため、国籍と居住国を変換するためのパラメータ等を作成し、どちらのデータで取得しても良いような仕組みを検討する。また、その他の定義については、現在調査中である世界観光機関(WTO)の統計基準の調査結果を受けて検討していく必要がある。

外国人旅行者に関する統計は、「出入国管理統計」、今後整備する「宿泊統計」、「訪日外国人旅行者調査」、「訪日外国人旅行者等の動向調査」などがあり、4つの統計を組み合わせることで様々な分析が可能となる。各調査を有効活用するためにも、今後整備される「宿泊統計」の内容を踏まえ、既存調査の調査項目、調査内容、調査箇所などについて関係者間で協議し、各統計を整理、体系化することが必要である。

外国人旅行者に関する日本国外の発地側調査はマーケットニーズの把握という観点から有効であると考えられる。一方で日本国内の着地側調査は解決すべき問題や課題が多く、まずは着地側調査の整備を優先すべきである。発地側調査は、訪日外客誘致に関する施策と連動し必要に応じて実施すべき調査であり、他国の観光部局と共同で調査実施、インターネットなどを活用した調査実施など効率的にデータを取得するための様々な調査手法を検討すべきである。

我が国における外国人旅行者に関する統計は、目的に応じて様々な主体で実施されている状況であり、ユーザーの利便性向上や調査結果を複合的に活用することなどを考慮すると包括的にデータを管理することの有効性は高い。包括管理の方策として、(独)国際観光振興機構(JNTO)のホームページを活用することが考えられるが、実現化に向けて問題点や課題を整理しておく必要があり、緊急的に整備することは難しい。今後、総務省等の各種統計の包括管理に関する動きとの関係性を整理しつつ、実現に向けて問題や課題を整理し、国土交通省が中心と

なってさらに検討していく必要がある。

### (3) 旅行・観光消費動向調査

「旅行・観光消費動向調査」については、都道府県別の消費額・経済効果の推計方法について検討した。現段階で実現可能性が最も高い方法は、「旅行・観光消費動向調査」の調査方法や調査周期などを工夫し宿泊統計と組み合わせて、宿泊旅行者に関する消費額や経済効果を推計する方法である。実現化のためには他の統計も含めた発地側調査に係る調査体制や周期などについて検討することや、この調査手法自体の精度の検証や費用と作業の軽減に関する検証が必要であること等から、解決に向けた早急かつ具体的な検討がさらに必要である。

また、日帰り旅行者も含めた都道府県別の消費額や経済効果については、全都道府県において「全国観光統計基準」を採用して観光入込客統計が整備されることが必要不可欠であり、(1)で示した方向性で検討していくことが重要である。

## 5.2. 今後の検討事項とスケジュール案

### 5.2.1 今後の整備スケジュール

5.1 では、我が国の観光統計の課題とそれをふまえた望ましい観光統計の体系のあり方について検討した。

しかし、前述の観光統計の体系は、実現のための障害が多く、段階を追って整備していくことが必要であり、緊急的な整備事項と観光統計の体系化に必要な懸案事項の2つに大きく分類し、今後の整備スケジュール案を整理すると図 5.2-1、図 5.2-2 の通りとなる。

#### (1) 緊急的整備事項

観光に関わる統計のうち、緊急的に整備が必要な事項として、宿泊統計については平成 18 年度からの実施を目指し事前準備を進める。また、外国人旅行者の消費額調査については、国土交通省、日本銀行、(独)国際観光振興機構(JNTO)の三者がそれぞれの調査目的を踏まえながら可能な範囲で協力体制を構築し、平成 19 年度以降に検討結果を踏まえ調査実施できるようにする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度以降
観光統計の整備に関する検討懇談会	とりまとめ		
宿泊統計	事前準備	第 1 回実施	継続的に実施 (精度向上・内容充実)
外国人旅行者の消費額調査 (日本銀行、(独)国際観光振興機構)	消費額調査の項目等について検討		検討結果を踏まえ 調査実施

図 5.2-1 緊急的整備事項に関するスケジュールイメージ

## (2) 観光統計の体系化に必要な整備事項

観光入込客統計については、引き続き都道府県への「全国観光統計基準」の導入促進を図るとともに、「全国観光統計基準」の精度向上、作業負担軽減に関する検討を行う。また、宿泊統計の整備を踏まえた「全国観光統計基準」の見直し検討を行う。

外国人旅行者に関する調査については、世界観光機関(WTO)の統計基準を参考にしながら、各種の定義や発地側での調査手法、統計情報の包括的な管理体制などについて検討を進め、統計の精度の向上に努める。

「旅行・観光消費動向調査」については、宿泊統計の整備を踏まえ、都道府県別の宿泊旅行者による消費額や経済効果の推計に関する検討を行い、精度高い統計が得られるようにする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度以降
観光統計の整備に関する検討懇談会	とりまとめ		
観光入込客統計	←.....全国観光統計基準の採用促進の継続実施 宿泊統計整備を踏まえた検討.....→		
外国人旅行者に関する調査		←.....宿泊統計整備を踏まえた検討 統計データの包括管理の検討.....→	
旅行・観光消費額動向調査		←.....宿泊統計整備を踏まえた都道府県別 消費額 経済効果の推計方法の検討.....→	
宿泊施設の 市町村 観光地別調査の基準の検討		←.....基準の検討及びマニュアルの作成 地方自治体への普及促進.....→	

図 5.2-2 観光統計の体系化に必要な懸案事項に関するスケジュールイメージ



## 第6章 「観光統計の整備に関する検討懇談会」 について



## 6. 観光統計の整備に関する検討懇談会」について

### 6.1. 懇談会名簿

#### <メンバー>

山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
・兵藤 哲朗	東京海洋大学工学部助教授
・清水 哲夫	東京大学大学院工学系研究科助教授
・林 清	財団法人日本交通公社常務理事
・萩野 覚	日本銀行国際局国際収支統計担当企画役
・藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域企画部参事役
・橋本 潔	有限責任中間法人C R D協会研究員
・高橋 秀夫	社団法人日本経済団体連合会産業本部本部長
・土井 元昭	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会企画部長
・古賀 学	社団法人日本観光協会調査企画部長
・森 俊雅	独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査情報室長
・大桃 泰行	社団法人国際観光旅館連盟業務委員会委員
・佐久間邦夫	社団法人日本観光旅館連盟調査役
・岩佐英美子	社団法人日本ホテル協会副参事
・伊藤 邦宏	北海道経済部観光のくにづくり推進室参事
・小山 恒正	千葉県商工労働部観光課長
・武藤 浩	国土交通省総合政策局観光企画課長
・道明 昇	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長

#### <事務局>

・高橋 一郎	国土交通省総合政策局観光企画課企画官
( 祓川 直也	国土交通省総合政策局観光企画課企画官 )
・福島 志幸	国土交通省総合政策局観光企画課専門官
・長島 功明	国土交通省総合政策局観光企画課専門官
・三善 由幸	国土交通省総合政策局観光企画課企画係長

：座長、 ：第2回懇談会からメンバー、敬称略

## 6.2. 検討懇談会の概要

### 第1回検討懇談会

- ・開催日時：平成17年5月13日（金） 15時30分～17時30分
- ・開催場所：中央合同庁舎第3号館4階特別会議室
- ・議 事： 観光統計の現状  
論点について

### 第2回検討懇談会

- ・開催日時：平成17年6月23日（木） 15時00分～17時00分
- ・開催場所：中央合同庁舎第3号館11階特別会議室
- ・議 事： 宿泊統計及び観光入込客統計  
外国人旅行者に関する統計

### 第3回検討懇談会

- ・開催日時：平成17年7月15日（金） 15時00分～17時00分
- ・開催場所：中央合同庁舎第3号館4階特別会議室
- ・議 事： 外国人旅行者に関する統計  
旅行・観光消費動向調査  
宿泊統計

### 第4回検討懇談会

- ・開催日時：平成17年8月2日（火） 10時00分～11時30分
- ・開催場所：中央合同庁舎第3号館11階特別会議室
- ・議 事： 本検討懇談会とりまとめ（我が国の観光統計の整備に関する調査報告書）

## .参考資料編

- 1 . 既存の観光統計の概要
- 2 . 過去の委員会・研究会等における指摘事項
- 3 . 海外における観光統計（宿泊統計、消費額調査、訪問客統計）
- 4 . 都道府県アンケート（調査票、アンケート結果）
- 5 . 宿泊施設・地方自治体等へのヒアリング結果
- 6 . 第1回懇談会～第4回懇談会議事録



# 1. 既存の観光統計の概要

## (1) 「全国旅行動態調査」国土交通省

対象	日本人	場面	日常時 / 旅行時
----	-----	----	-----------

名称	全国旅行動態調査	主体	国土交通省総合政策局
頻度	約5年毎	調査時期	3月、9月
標本数	3,250世帯、170地域 (平成9年調査時)	調査方法	調査員による訪問留置、回収
内容	旅行回数 旅行月 旅行日数 目的地での行動 往復の主要交通機関	同行者の種類 同行者の人数 宿泊施設 旅行費用	

## (2) 「観光の実態と志向」(社)日本観光協会

対象	日本人	場面	日常時 / 旅行時
----	-----	----	-----------

名称	観光の実態と志向	主体	社団法人 日本観光協会
頻度	年次	調査時期	-
標本数	4,000人、200地域 (平成12年調査時)	調査方法	調査員による訪問留置、回収
内容	旅行者居住地別の旅行先割合 (居住地、旅行先ともに地方ブロック単位で公表)		

(3) 「JTBF 旅行者動向調査」 (財)日本交通公社

対象	日本人	場面	日常時 / 旅行時
----	-----	----	-----------

名称	「JTBF 旅行者動向調査」	主体	財団法人 日本交通公社
頻度	年次	調査時期	-
標本数	実態 1,605 人 (意向 2,393 人) (平成 15 年調査時)	調査方法	郵送による調査票の配布、回収
内容	旅行先 (都道府県)別の旅行者居住地シェア 旅行の動機 ライフスタイルと旅行志向		

(4) 「自由時間と観光に関する世論調査」内閣府 (平成 15 年)

対象	日本人	場面	日常時
----	-----	----	-----

名称	「自由時間と観光に関する世論調査」	主体	内閣府
頻度	-	調査時期	平成 15 年 8 月
標本数	3,000 人 (全国 15 歳以上の者)	調査方法	調査員による個別面接聴取
内容	・自由時間の活用状況 ・自由時間への欲求 ・現在の自由時間の過ごし方 ・現在の余暇活動に満足かどうかと満足していない理由 ・最近の国内旅行の満足度 ・今後の国内旅行・海外旅行への意欲		
	一定期間滞在型の旅行先に求める施設や周辺の機能等 ・最近の国内旅行時の不満点 訪日外国人旅行者数の認知度 ・海外からの観光客が増えることをどう思うか ・日本入国時のビザ取得免除・手続簡素化についての考え方		

(5) レジャー白書「余暇活動に関する調査」(財)社会経済生産性本部

対象	日本人	場面	日常時
名称	レジャー白書 余暇活動に関する調査	主体	財団法人 社会経済生産性本部
頻度	年次	調査時期	1月
標本数	2,450人(全国15歳以上の男女) (平成16年調査時)	調査方法	調査員による訪問留置、回収
内容	余暇活動への参加率 余暇活動への参加人口 余暇活動の年間平均活動回数 余暇活動の年間平均費用 余暇活動への参加希望率		

(6) JTB REPORT「海外旅行志向調査」JTB

対象	日本人	場面	日常時
名称	JTB REPORT 海外旅行志向調査	主体	株式会社 ツーリズム・マーケティング研 究所
頻度	年次	調査時期	4月
標本数	1,225人(沖縄を除く全国15歳以上の男 女個人) (平成16年調査時)	調査方法	個別訪問面接調査
内容	海外旅行経験率 海外旅行者の志向 海外旅行の阻害要因 希望する旅行目的 希望する目的地 希望する旅行スタイル		

(7) 「全国観光動向」(社)日本観光協会

対象	日本人	場面	旅行時
名称	全国観光動向」	主体	社団法人 日本観光協会
頻度	年次	調査時期	-
標本数	-	調査方法	各都道府県独自の方法
内容	観光入込客数 ・宿泊客数等 (各都道府県が実施した調査、統計をまとめたもの)		

(8) 「観光地動向調査」(財)日本交通公社

対象	日本人	場面	旅行時
名称	観光地動向調査」	主体	財団法人 日本交通公社
頻度	年次	調査時期	2月、5月、8月、11月
標本数	約 3,000 自治体、約 420 観光施設 (平成 15 年調査時)	調査方法	郵送にて調査票送付、FAX にて回収
内容	・当該四半期と通年の入込客数 ・施設の利用者数と売上高 ・地域内主要観光施設の利用者数と売上 ・今後の見通しとその要因 上 ・今後の見通しと要因 管轄地域内の観光施設の内容、規模		

( 9 ) 日本ホテル協会資料等

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	日本ホテル協会資料	全日本シティホテル連盟資料	日本観光旅館連盟資料
主体	(社)日本ホテル協会	(社)全日本シティホテル連盟	(社)日本観光旅館連盟
頻度	月次	月次	月次
会員数	278 ホテル、66,458 室 (平成 15 年 11 月)	389 ホテル、38,633 室 (平成 15 年 3 月)	5,282 施設 (平成 16 年 4 月)
内容	客室利用率 ベット利用率 外国人宿泊客の割合・平均滞在日数	都道府県別客室利用率	主要観光地域、規模別営業概要 (宿泊単価、定員稼働率)

( 10 ) 「幹線鉄道旅客流動実態調査」国土交通省

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	幹線鉄道旅客流動実態調査	主体	国土交通省鉄道局
頻度	5 年毎	調査時期	1 日 (10 月)
標本数	約 44,000 人 (平成 12 年調査)	調査方法	調査員により当該列車 (JR 全特急列車及び一部快速、私鉄列車) 内での調査票を配布、回収
内容	旅行目的 ・日帰りの状況 ・出発、立ち寄り、到着地	乗降、乗換駅 ・アクセス交通手段 個人属性 (居住地、年齢、性別等)	

( 1 1 ) 「航空旅客動態調査」国土交通省

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	航空旅客動態調査」	主体	国土交通省航空局
頻度	2年毎	調査時期	1日(11月)
標本数	約181,000人 (平成13年調査)	調査方法	客室乗務員が航空機内において調査票配布、回収
内容	便名 旅行目的 国際線利用の有無 出発、立ち寄り、到着地	出発、到着、乗換空港 アクセス交通手段 個人属性(居住地、年齢、性別等)	

( 1 2 ) 「国際航空旅客動態調査」国土交通省

対象	日本人 / 外国人	場面	旅行時
----	-----------	----	-----

名称	国際航空旅客動態調査」		主体	国土交通省航空局
頻度	2年毎		調査時期	1週間(8月、11月)
標本数	日本人 約16,000人 外国人 約5,000人 通過 乗継客 約1,000人 (平成15年調査時)		調査方法	調査員が日本人、外国人、通過・乗継客別に調査表配布、回収
対象	日本人	外国人	通過 乗継客	
内容	出発フライト名 旅行目的、形態、行程 出発地、訪問国 アクセス交通手段 個人属性(居住地、年齢、性別等)	出発フライト名 訪問目的、旅行形態、行程 日本への訪問・観光地、訪問国 アクセス交通手段 個人属性(国籍、年齢、性別等)	出発、到着フライト名 旅行目的、形態、行程 出国先 個人属性(国籍、年齢、性別等)	

( 1 3 ) 「全国道路交通情勢調査(自動車起終点調査)」国土交通省

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	全国道路交通情勢調査 (自動車起終点調査)」	主体	国土交通省道路局
頻度	5年毎	調査時期	特定(9~11月)の平休日
標本数	-	調査方法	調査員による聞き取り調査
内容	出発地、目的地 運行目的 高速道路利用の有無 高速道の乗降インター	車種 他交通機関との乗り継ぎ 個人属性(居住地、年齢、性別等)	

( 1 4 ) 「幹線旅客純流動調査」 国土交通省

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	幹線旅客純流動調査」	主体	国土交通省政策統括官
頻度	5年毎	調査時期	1日(秋季)
標本数	約455,000人	調査方法	幹線バス、フェリー・旅客船 調査員が調査票を配布、回収 その他交通機関 既存統計を利用
内容	代表交通機関 出発地、目的地 旅行目的	他交通機関との乗り継ぎ状況 乗り継ぎターミナル(空港、駅、港、バス停、工) 個人属性(居住地、年齢、性別等)	

( 1 5 ) 「 宿 泊 白 書 」 JTB

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	「 宿 泊 白 書 」	主体	株式会社 ジェイティービー (JTB)
頻度	年次	調査時期	随時
標本数	約 805,000 件 (平成 15 年調査時)	調査方法	JTB 利用代表者に配布、郵送にて回収
内容	・宿泊人数、販売額の推移 ・宿泊料金帯別宿泊人数の推移 ・出発地域別宿泊人数、販売額の推移 各宿泊地域における宿泊人数の出発地域別構成比等 (全国動向の他に都道府県別、主要観光地別の動向もある)		

( 1 6 ) JTB REPORT 「 海 外 旅 行 実 態 調 査 」 JTB

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	JTB REPORT 「 海 外 旅 行 実 態 調 査 」	主体	株式会社 ツーリズム・マーケティング研 究所
頻度	年次	調査時期	8 月
標本数	2,548 人、3,908 旅行 (平成 15 年に海外 旅行をおこなった、東京、大阪、名古屋 に在住する高校生以上の男女) (平成 16 年調査時)	調査方法	郵送による調査票の配布・回収 (電話調 査により海外旅行経験者を抽出)
内容	旅行の目的 旅行日数、宿泊箇所数 同行者 旅行費用	・再訪回数 ・旅行動機 ・旅行会社の利用 ・旅行形態	

(17) 「旅行・観光消費動向調査」国土交通省

対象	日本人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	旅行・観光消費動向調査	主体	国土交通省総合政策局
頻度	四半期毎	調査時期	-
標本数	5,222人、100地域	調査方法	郵送による調査票の配布、回収
内容	旅行内容 (旅行目的、泊数、時期、行先、交通機関、同行者等) 旅行消費額 (消費費目別の全体単価、購入者単価、購入率等)		

調査主体	国土交通省
調査対象期間	4月1日～翌年3月31日
調査時期	四半期毎
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査の対象	15歳～79歳までの全国民
標本数 (有効回収)	15,000人 (6,222人)
調査地点数	100地点
抽出方法	層化二段無作為抽出法
層化	9ブロック別 市郡規模別
調査項目	1. 旅行回数 2. 国内宿泊旅行に関する調査 3. 国内日帰り旅行に関する調査 4. 国内出張・業務旅行に関する調査 5. 海外旅行における日本国内での行動に関する調査 6. 属性に関する調査
主要なアウトプット	旅行回数 (宿泊、日帰り、海外旅行 (国内分)) 旅行単価・費目別構成比 (宿泊、日帰り) 旅行・観光消費額 ・TSA主要指標 (観光GDP、観光雇用等) 経済波及効果 (生産波及効果、付加価値効果、雇用効果、税収効果)

出典 旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究 (2004年3月、国土交通省)

(18) 「訪日外国人旅行者調査」 J N T O

対象	外国人	場面	旅行時
----	-----	----	-----

名称	訪日外国人旅行者調査	主体	独立行政法人 国際観光振興機構 (JNTO)
頻度	年次	調査時期	8月 (平成15年は未実施) 11月、2月
標本数	4,829人、6空港 (秋 2,459人、冬 2,370人) (平成15年度調査時)	調査方法	調査員による面接
内容	都道府県別訪問率 ・居住国 地域別都道府県訪問率 (上位20都道府県) ・主要居住地別の特性 ・居住国 地域別訪日目的別訪日動機		

調査主体	独立行政法人 国際観光振興機構 (JNTO)
調査時期・頻度	年3回 (夏、秋、冬) 毎年
調査方法	インタビュー
調査の対象	日本旅行を終え、新千歳、成田、名古屋、関西、福岡、那覇の各国際空港から出国しようとしている滞在期間が2日以上、6カ月以内の外国人旅行者
標本数	4,829 (秋 2,459、冬 2,370) 2003年はSARSの影響で夏季調査は中止 (2002年調査は7,602標本)
調査地点数	6空港 (新千歳、成田、名古屋、関西、福岡、那覇)
調査項目	1. 日本旅行中の訪問地、滞在期間、宿泊地、同行者等 2. 属性 (居住地、性、年齢)、訪日目的、旅行形態等
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県別訪問率 (推移、居住国・地域別)</li> <li>・ 平均滞在期間 (推移、訪日目的別)</li> <li>・ 性別・年齢層別データ (都道府県別訪問率、訪問地・県別訪問率、居住国・地域別訪問率、訪日目的、旅行形態)</li> <li>・ 居住国・地域別データ (都道府県訪問率上位20都道府県、訪問地・訪問都道府県別訪問率、東京都内訪問率、訪日目的、訪日目的別訪問都道府県、旅行形態、訪日目的別旅行形態、旅行形態別都道府県訪問率、旅行同伴者、訪日回数、訪日目的別訪日回数、訪日目的別滞在期間、訪日目的別訪日動機)</li> <li>・ 訪問地・都道府県別データ (訪問地での宿泊有無、都道府県訪問者の他都道府県訪問率、訪日目的、旅行形態、入国空港、出国空港、居住国・地域の構成比)</li> <li>・ 居住国別 (韓国、台湾、米国、中国、香港、英国) データ (性・年齢層別都道府県別訪問率、訪問地での宿泊有無、主要都道府県訪問者の他都道府県訪問率、性・年齢層別訪日目的、性・年齢層別旅行形態)</li> </ul>

出典 :2003-2004「訪日外国人旅行者調査」(独)国際観光振興機構 (JNTO))

(19) 「国際収支統計」財務省・日本銀行

対象	外国人	場面	旅行時
名称	国際収支統計	主体	財務省 日本銀行
頻度	月次	調査時期	-
標本数	-	調査方法	財務省と日本銀行により IMF の定める マニュアルに従って算出
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計上収支 (貿易・サービス収支、所得収支、経常移転収支)</li> <li>・ 資本収支 (投資収支、その他資本収支)</li> <li>・ 外貨準備増減</li> <li>・ 誤差脱漏</li> </ul>		

(20) 「訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基礎調査」 J N T O (平成 12 年)

対象	外国人	場面	旅行時
名称	訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基礎調査	主体	独立行政法人 国際観光振興機構 (JNT O)
頻度	-	調査時期	平成 12 年 2 月 ~ 3 月
標本数	590 票 (日本に入国する訪日外国人、調査票配布数 約 7,800 票)	調査方法	調査票配布による記入後郵送方式
内容	訪日外国人旅行者による年間総支出額 ・ 支出によりもたらされた経済波及効果		

以上

## 2. 過去の委員会・研究会等における指摘事項

### (1) 交通統計改善検討委員会(国土交通省:2005年)

資料公表元:国土交通省総合政策局情報管理部

委員会・研究会メンバー(敬称略、順不同):国土交通省関係各局

目的:

- ・社会経済情勢の変化に適応しているとはいえないため、既存の交通統計の全てについて抜本的に見直す。
- ・現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工・提供等を含め、将来を見据えた統計ニーズへの対応を図る。

統計情報の問題点:

- ・地域によってデータ取得方法が異なり、同列に比較できない。
- ・「全国観光統計基準(日本観光協会)」の採用を呼びかけているが必ずしも十分に採用されていない。
- ・外国人旅行消費額について正確に把握する必要がある。

整備することが望ましい統計と役割:

1. 観光地入込客統計(宿泊統計、施設利用統計、消費額統計を含む)
  - ・「全国観光統計基準(日本観光協会)」が十分に採用されていない現状を踏まえて適切な措置を講じるべき。
  - ・外国人観光客を対象とする統計のあり方についても、上記基準を考慮しつつ検討する。
  - ・「消費額統計」を整備することにより、旅行・観光消費による地域経済波及効果を正確に把握することが可能となる。
2. 外国人観光消費実態調査
  - ・全国レベルでの外国人旅行者の旅行・観光消費による経済波及効果を正確に把握する必要がある。

以上

## (2) 外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究(国土交通省:2004年)

資料公表元:国土交通省国土交通政策研究所

委員会・研究会メンバー(敬称略、順不同):

額賀(ちばぎん総合研究所)、松本(立教大学)、高橋(日本経済団体連合会)、古賀(日本観光協会)、小田中(日本ツーリズム産業団体連合会)、小堀(国際観光振興機構)、伊藤(北海道)、萩野、武田(以上、日本銀行)、菟川、田島、舟本、大高、伴、吉田(以上、国土交通省)

目的:

- ・外国人観光客に係る我が国の既存統計及び海外の統計の現状を整理
- ・日本人観光客を含む包括的な観光統計の整備について展望
- ・外国人観光客に係る統計の整備に向けて克服すべき課題・問題点及び日本で整備すべき統計情報の基本的なイメージについて、実務的・実践的観点から検討

統計情報の問題点:

- ・包括的な統計ではない。
- ・地域レベルでの比較ができない。  
(対象となる旅行日数が調査によって異なる、外国人旅行者の定義が曖昧、公表頻度や集計期間が不統一、調査地点数の設定が母集団と異なる)
- ・統計法に基づく調査でないことから強制力がない。  
(旅行消費額調査が未整備、標本数が少ない、外国人 ED カードや宿泊客名簿(旅館業法)の統計化が行われていない、宿泊施設の名簿が未整備)

整備することが望ましい統計と役割:

- ・旅行動向について包括的な統計情報が必要である。(性、年代、旅行目的、旅行形態、国内交通機関等)
- ・全国的な基準の統一  
(全国データの集計・公表、データベースの管理体制の検討、外国人観光客の消費統計の必要性、IMF 基準に準じた旅行収支の作成)
- ・地域内の宿泊統計の迅速な集計・公表が必要である。
- ・統計調査の法的位置づけに関する明確化の検討
- ・宿泊統計の情報を補完するサーベイ調査の実施

以上

### ( 3 ) 観光立国推進戦略会議報告書 ( 2 0 0 4 年 )

資料公表元：内閣官房

委員会・研究会メンバー（敬称略、順不同）：

牛尾（ウシオ電機）、加賀見（オリエンタルランド）、木村、島田、マリ・クリスティーヌ（以上、観光立国懇談会）、澤田（エイチ・アイ・エス）、須田（東海旅客鉄道）、富澤（テレビ大阪）、成田（電通）、榎原（三菱商事）

目的：

- ・「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の副題の下に、わが国の観光立国に向けての基本的な考え方を示す。

統計情報の問題点：

- ・世界観光機関（WTO）で一定の調査方法が定められ、日本観光協会もこれをベースにした統計手法の普及につとめているが、10程度の自治体のみでの採用にとどまっている状況である。

整備することが望ましい統計と役割：

- ・各業界団体等が取っている統計を整理し、国において体系的な統計を採ることが必要
- ・【提言22】「国・地域、民間団体は、各産業、地域の効果的な観光戦略を策定することができるようにするため、観光統計の体系的な整備を促進する」

以上

#### (4) 交通運輸統計の新たな整備方向に関する調査(国土交通省:2004年)

資料公表元:国土交通省総合政策局情報管理部

委員会・研究会メンバー(敬称略、順不同):

兵藤(東京海洋大学)、小林(武蔵工業大学)、山口(日通総合研究所)、林(日本交通公社)

目的:

- ・交通運輸統計における現状の検証
- ・統計調査の問題点の明確化
- ・事業者、統計利用者等のニーズを正確に把握し、学識経験者等の幅広い意見を集約すること等により、現行統計調査の整理・合理化、または未整備分野における統計の整備方向の検討に資するための基礎資料作成に関わる作業の実施

統計情報の問題点:

- ・公表が遅い。
- ・公表時期にばらつきがあり利用しにくい。
- ・事業者側から四半期ごとのデータの要望
- ・速報値、大規模調査、中間年に公表する調査の要望
- ・地域別、都道府県別のデータが必要である。
- ・現行の「旅行・観光消費動向調査」は十分な標本数を確保できていない。
- ・観光地の受け地側の調査方法が統一されていない。

整備することが望ましい統計と役割:

1. 全国観光入込客統計: 宿泊施設を対象とした統計から整備を始めるべき。具体的には宿泊客全数調査と宿泊施設のリストの整備が必要である。また、統一基準の調査マニュアルの整備、観光地の範囲の定義の明確化等を行うべき。
2. 観光地消費額統計: 統一基準の調査マニュアルの整備、観光地の範囲の定義の明確化等
3. 観光地周遊行動調査: ICチップ等の利用による観光地における人の行動の正確な把握
4. 国際観光旅客動態調査: 旅行業者、空港や機内でのアンケート調査、外国の観光データの活用等
5. 外国人観光旅客実態調査: 空港や機内でのアンケート調査、外国との連携をとってデータ提供を受ける。
6. 年間旅客動態調査: カレンダー形式の調査票を世帯に配布し、一年間の行動を記入してもらう。

以上

## (5) 観光革命 スペインに学ぶ地域活性化(ちばぎん総合研究所:2004年)

資料公表元:日刊工業新聞社

委員会・研究会メンバー(敬称略、順不同):

額賀(ちばぎん総合研究所)

目的:

- ・観光立国スペインでのヒアリング調査を交え、「地域活性化」への道筋を提示する。

統計情報の問題点:

- ・入込客数を把握していない自治体が少なくない。
- ・「観光客」、「観光消費」等の定義、推計方法が統一的ではない。
- ・ホテル・旅館業、旅行取り扱い業、交通産業、観光施設等の営業収入の把握が不十分であり、著しく速報性に欠ける。
- ・外国人観光客の動きについては、入出国時以外は、どこへ行き何をしているのかわからない。
- ・地域の観光については情報が断片的で、曖昧である。

整備することが望ましい統計と役割:

- ・本気で観光立国を考えるのだとすれば、地域別交流動態、業種別観光消費額等の観光統計を整備することからスタートすべきである。

以上

## (6) 市町村観光統計作成のために(日本観光協会：2000年)

資料公表元：日本観光協会

委員会・研究会メンバー(敬称略、順不同)：

安島(立教大学) 小野寺(山形県) 御子柴(長野県) 岡田(山口県) 山本、後藤、古沢、  
金(以上、運輸省) 大屋敷(日本観光協会)

目的：

- ・平成8年に作成した観光統計基準(全国観光客数統計)を市町村に適用し、個々の市町村や観光地が現在行っている観光統計に若干の改善を加えることによって統一的な観光統計を作成するためのマニュアルを作るための検討を実施した。

統計情報の問題点：

- ・一般的に言われている「観光客」と、観光統計の対象になっている「観光客」は必ずしも一致していない。
- ・観光客数の単位が明確でない。  
(観光客数の単位として「人回地点」「人回」「人日」「人泊」があるが、同一の単位として使用されている)
- ・観光施設ごとの利用者数の精度が様々である。

整備することが望ましい統計と役割：

- ・「全国観光客数統計 - 全国観光統計基準の提案 - 」において8項目の中分類による観光資源・施設の分類が示されており、この基準に基づいて、既存の観光統計の見直しを行う必要がある。
- ・全国的に統一的な考え方による実効的な調査・推計方法の確立が求められる。

以上

### 3. 海外における観光統計（宿泊統計、消費額調査、訪問客統計）

#### （1）海外の宿泊統計例

	メキシコ	オーストラリア	欧州（EU）	欧州（EU）	イギリス	フランス	スペイン
名称	Data del Turismo (DATATUR)	Survey of Tourist Accommodation (STA)	Capacity of collective tourist accommodation (Tourism Statistics の一部)	Occupancy in collective accommodation establishments (Tourism Statistics の一部)	United Kingdom Occupancy Survey	Données statistiques sectorielles	Enquesta de Ocupacion Hotelera
主体	Secretaria del Turismo (SECTUR)	The Australian Bureau of Statistics (ABS)	Eurostat	Eurostat	4つの観光局 (Visit Britain, Visit Scotland, Wales Tourist Board, Northern Ireland Tourist Board) が共通基準に従って調査を実施	観光省 (tourisme.gouv.fr) 編	Instituto Nacional Estadística(INE) Instituto de Estudios Turísticos(IET)
内容	宿泊施設数 収容人員 宿泊客数 稼働率 売上高等 (施設のタイプやランクごとに抽出可能)	宿泊施設の数 収容人員 従業員数 稼働率 売上高等 (施設のタイプやランクごとに記載)	宿泊施設数 収容人員数 ベッド数等	宿泊施設の来客数 宿泊数 ベッド等	宿泊施設の毎月の稼働率 週末・平日の利用 イギリス居住者・外国人の利用 平均滞在期間など (EUの観光統計調査の一部として実施)	旅行会社 ホテル キャンプ場 交通機関 バカンス村 外国人観光客などの項目別データ	宿泊施設の数 来客数(自国人、外国人別) 宿泊施設種類別(ホテル(別)キャンプ場等) 従業員数 売上 稼働率等
方法	全登録業者の全数調査、各地方自治体などからのデータ	15部屋以上の宿泊施設(ホテル、モーテル、ゲストハウス、アパート型ホテル)を対象に全数調査を実施	宿泊施設の登記簿を使い、質問表を郵送又は面接か電話インタビューを実施 (EU各国からの報告を集計)	宿泊施設の登記簿を使い、質問表を郵送又は面接か電話インタビューを実施 (EU各国からの報告を集計)	標本は宿泊施設の中から収集 毎月、稼働率についての詳細を書式に記入することを依頼 (調査全体のコーディネータと結果の照合は、TNS Travel and Tourism社に依頼)	INSEE, TN Sofresなどの調査機関、バンク・ド・フランス等	全国の宿泊施設中、夏季：約8,500、冬季：約6,000を抽出して直接アンケートを実施
頻度	月次、週次等 (データによる)	四半期毎	年次	月次、年次	月次	年次	月次

EU 諸国においては 1995 年の EU 指令に基づき、宿泊施設の収容人数、稼働率等の宿泊統計調査が行われている。

(2) 海外の観光動向(消費等)統計例

	カナダ	メキシコ	オーストラリア	欧州(EU)	イギリス	フランス
名称	Canadian Travel Survey (CTS)	Data del Turismo (DATATUR)	National Visitor Survey	Tourism Demand (Tourism Statistics の一部)	The United Kingdom Tourism Survey (UKTS)	Indicateurs conjoncturel du tourisme
主体	Statistics Canada	Secretaria del Turismo (SECTUR)	Tourism Australia	Eurostat	British Market Research Bureau (BMRB)	観光省 (tourisme.gouv.fr)編
内容	[国内旅行調査] 国内旅行の規模 特徴 支出 等	[国内旅行調査] 国内旅行の旅行者数 交通手段 目的 滞在日数 支出 訪問先 等	[旅行動向調査(国内、海外)] 訪問地 訪問目的 宿泊施設 交通手段 支出 等	[旅行動向調査] 旅行者数 宿泊日数 交通手段 宿泊先の手配経路 パッケージツアー利用の有無 等	[旅行動向調査] 旅行目的 支出 宿泊数 宿泊施設 交通手段 活動内容 目的地 出発した月 予約方法 等	[国内旅行者調査] 旅行者数 消費者動向 旅行代理店の売り上げ ホテル利用者数 等
方法	14,500人に電話インタビューを実施 (労働力調査の補足調査として実施)	アンケート等	15歳以上のオーストラリア居住者80,000人に電話でインタビューを実施	住民票または国勢調査、電話帳、選挙名簿より抽出して質問表を郵送又は面接か電話インタビューを実施 (EU各国からの報告を集計)	毎年50,000人を、乱数を使い抽出して電話インタビューを実施 (調査は年間を通じて均等になるように実施。留守の場合は、繰り返し電話をすることで、頻りに旅行する留守がちな人の動向も反映)	INSEE, TN Sofres等の調査機関
頻度	月次	週次	年次	四半期、年次	年次	月次、年次

(3) 海外の訪問客統計例

	アメリカ	カナダ	メキシコ	オーストラリア	イギリス	フランス	スペイン
名称	U.S. International Travel Receipts and Payments	International Travel Survey (ITS)	Data del Turismo (DATATUR)	International Visitor Survey	International Passenger Survey	Les chiffres clés du tourisme	Turismo Receptor
主体	Bureau of Economic Analysis in the Department of Commerce in conjunction with Tourism Industries	Statistics Canada	Secretaria del Turismo (SECTUR)	Tourism Australia	The Office for National Statistics	観光省 (tourisme.gouv.fr) 編	Instituto de Estudios Turisticos (IET)
内容	海外からの旅行者のアメリカ国内での支出 アメリカ居住者の海外での支出 等	国別の入国者数 支出 活動 訪問先 滞在日数 等	国別の入国者数 国別のシェア 目的 支出 訪問先 滞在日数 等	国別観光客シェア 海外からの来訪者の特徴 行動様式 支出額 宿泊施設 交通手段 オーストラリア旅行の目的 等	国内居住者の海外渡航先と訪問目的 支出 海外居住者のイギリスでの訪問先と訪問目的 支出 等	観光客の消費額 観光業界の売り上げ 仏人の平均旅行日数・移動手段・旅行先 外国人旅行者数 国別割合 等	目的 交通手段 (入国時) 滞在日数 国別 訪問先 宿泊施設別 支出 (1日あたり、1人あたり)
方法	アンケート調査	実態調査は郵便及び空港出口で調査を実施 (標本 3152人) 入国統計	出入国統計、アンケート等	オーストラリアの主要空港で 15 歳以上の来訪者 20,000 人にインタビューを実施	毎年約 250,000 人の旅行者 (これは全旅行者の 0.2% に相当する) に入出国時にインタビュー	INSEE, TN Sofrs など の調査機関	アンケート (86,000 人を抽出して実施 (うち外国人: 61,000 人、自国人: 25,000 人))
頻度	四半期毎	年次	週次等	年次	年次 (調査) 月次 (レポート)	年次	月次

## 4. 都道府県アンケート(アンケート結果、調査票)

### (1) アンケートの概要、結果

各都道府県が実施している宿泊統計の問題点を把握するために、都道府県に対してアンケート調査票をメールまたはFAXで配布し、回収した。

調査内容は大きく分けて、日本観光協会が定める「全国観光統計基準」において観光入込客の推計に必要とされる調査、宿泊統計、観光に対する消費額調査の3つにおける、実施状況及びその内容についての調査である。

回答のあった都道府県数	31
-------------	----

#### ➤ 観光入込客数の推計について

観光入込客数の推計に関するアンケート結果は以下の通りである。

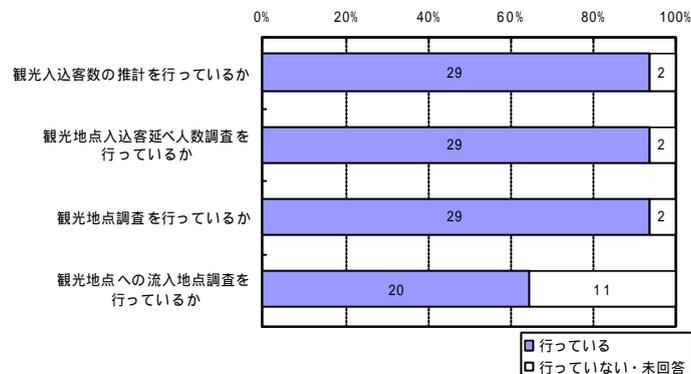


図 4-1 観光入込客数の推計に関するアンケート結果の概要(回答のあった 31 都道府県)



図 4-2 観光入込客数の推計に関するアンケート結果  
(観光入込客数の推計を実施する 29 都道府県)

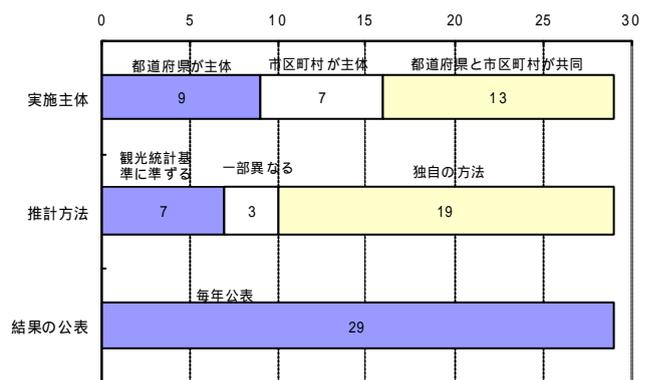


図 4-3 観光地点入込客延べ人数調査に関するアンケート結果  
(観光地点入込客延べ人数調査を実施する 29 都道府県)

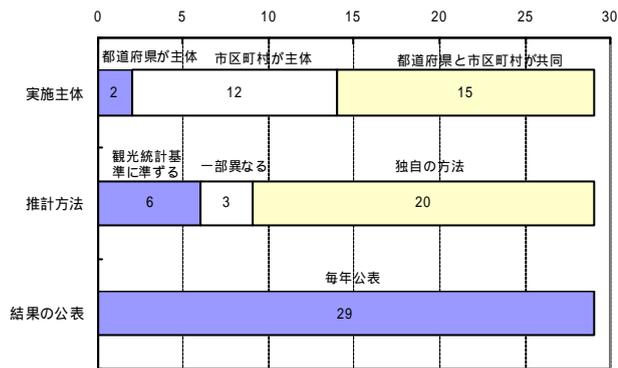


図 4-4 観光地点調査に関するアンケート結果  
(観光地点調査を実施する 29 都道府県)

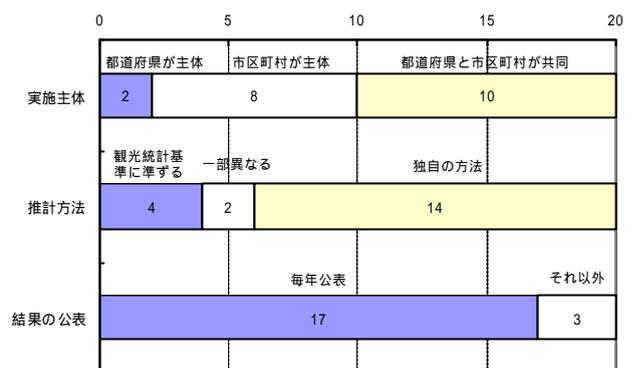


図 4-5 観光地点への流入地点調査に関するアンケート結果  
(観光地点への流入地点調査を実施する 20 都道府県)

観光入込客の推計は大多数の 29 都道府県で実施している。しかし、そのうち日本観光協会の「全国観光統計基準」に準じているのは 5 都道府県と少ない。また、観光地点入込客延べ人数調査についても「全国観光統計基準」準じているのは 7 都道府県であり、観光入込客調査に関しては基準が統一されておらず、都道府県間での比較はできないことがわかった。

- 宿泊統計（宿泊施設宿泊客延べ人数調査）について  
宿泊統計に関するアンケートの結果と、意見を抜粋して以下にまとめる。

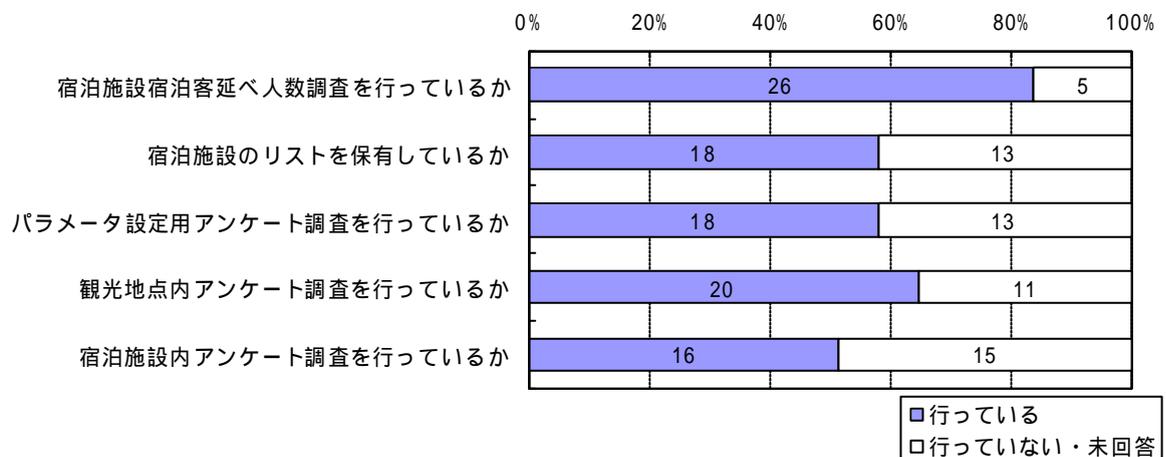


図 4-6 宿泊統計に関するアンケート結果の概要（回答のあった 31 都道府県）



図 4-7 宿泊施設宿泊客延べ人数調査に関するアンケート結果  
(宿泊施設宿泊客延べ人数調査を実施する 26 都道府県)

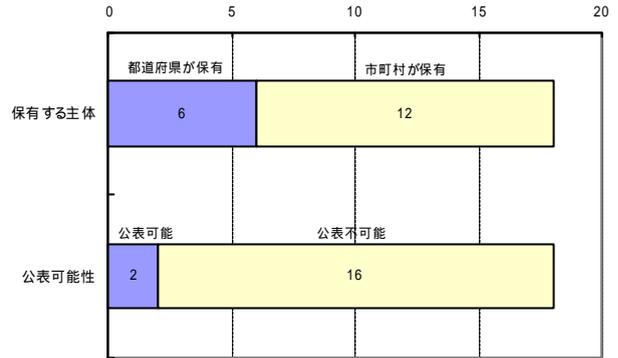


図 4-8 宿泊施設のリストに関するアンケート結果  
(宿泊施設のリストを保有する 18 都道府県)



図 4-9 パラメータ設定用アンケート調査に関するアンケート結果 (パラメータ設定用アンケート調査を実施する 18 都道府県)

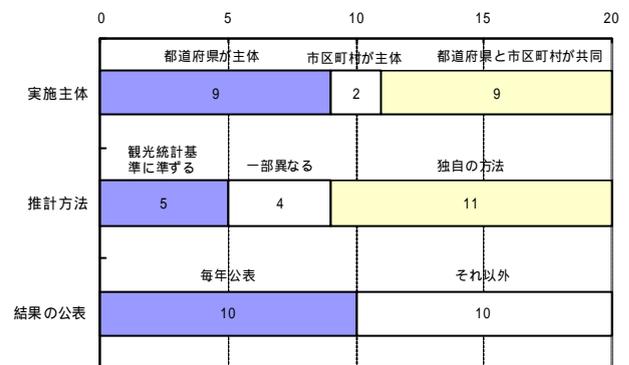


図 4-10 観光地点内アンケート調査に関するアンケート結果  
(観光地点内アンケート調査を実施する 20 都道府県)



図 4-11 宿泊地点内アンケート調査に関するアンケート結果  
(宿泊地点内アンケート調査を実施する 16 都道府県)

- 調査に関する法的根拠、拘束力がないため、協力を得られにくい
- 未回収の宿泊施設の推計が多くなると、統計の信頼性が低くなる
- 推計に関しての適切な基準、推計方法が確立されていない
- 精度が高く、迅速に公表できる方法を検討する必要がある
- 調査結果の公表が 1 年半ほど後になるなど、観光戦略やマーケティング活動に役立

つものとなっていない

宿泊統計も大多数の 26 都道府県で実施しているが、観光統計基準に準じているのは 5 都道府県である。また、都道府県が主体となって宿泊統計を実施するのはわずかに 4 都道府県であり、域内の宿泊施設のリストを保有しているのは 6 都道府県のみである。つまり、統計対象の母集団（宿泊施設）を全て把握できていない都道府県が多数あるため、市区町村が実施する調査の精度を確かめる手段がないことから、統計の精度に問題を抱えているということがわかった。

➤ 観光に対する消費額調査について

観光に対する消費額調査に関するアンケートの結果は以下の通りである。

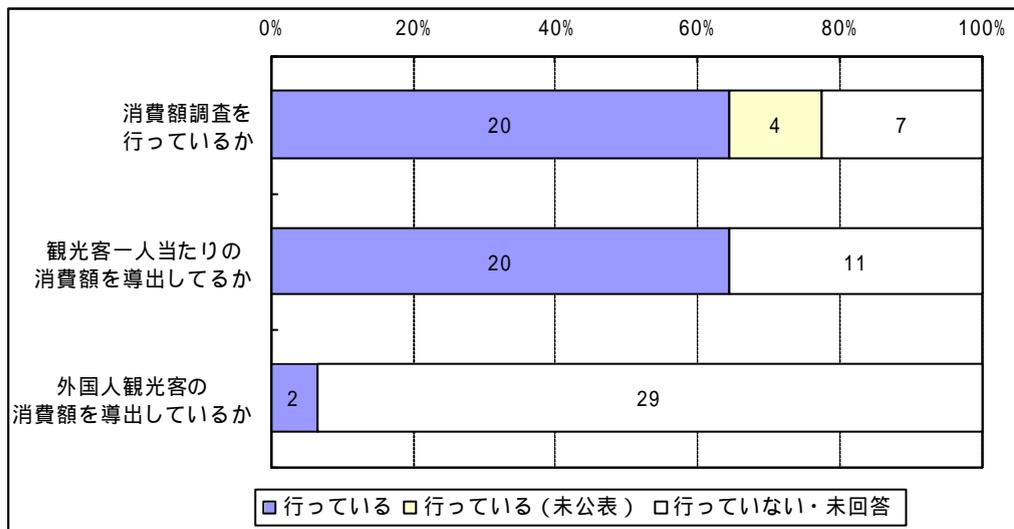


図 4-12 消費額調査に関するアンケート結果（回答のあった 31 都道府県）

観光に対する消費額調査は大多数の 24 都道府県で実施しており、そのうち観光客 1 人当たりの消費額を導出しているのは 20 都道府県である。一方、外国人の消費額を導出しているのは 2 都道府県と少ない。

➤ アンケートまとめ

- 宿泊施設のリストを保有している都道府県(6/31)は少ない
- 宿泊客調査は市区町村を介さず直接実施している都道府県(3/26)は少なく、ほとんどは市区町村が実施
- 宿泊客統計を実施する都道府県の大多数(18/26)は、独自の方法で実施し、「全国観光統計基準」に準じて実施する都道府県(5/26)は少ない
- 宿泊施設の協力が得られにくく回収率が低いこと、過年度の調査で回収の実績がある宿泊施設に回答が偏ること、調査方法の基準が曖昧な上に市町村で統一されていないことから統計の精度に問題があると感じている

以上

## (2) アンケート調査票

### 1. 観光統計に関するご質問

(社)日本観光協会が発表している「全国観光動向」に利用されている観光地入込客統計についてご質問いたします。下表は、同協会が提案している「全国観光統計基準」に基づいて、観光入込客数の推計に必要とされている統計調査を挙げております。

・実施している観光統計について、下表の該当する統計調査にチェックを入れ、各項目の該当する回答番号を記入して下さい。

	実施主体について (ア)都道府県 (イ)市区町村 (ウ)その他 (エ)分からない			実施方法について 1. 「全国観光統計基準」に準ずる 2. 「全国観光統計基準」に一部準ずる 3. 独自の方法 4. 分からない			頻度について 1. 毎年 2. 3年毎 3. 5年毎 4. その他(具体的に) 5. 分からない
	対象の選定	調査	集計	対象の選定	調査	集計	
観光入込客数の推計							
観光地点入込客延べ人数調査							
観光地点調査							
観光地点への流入地点調査							
宿泊施設宿泊客延べ人数調査							
宿泊施設聞き取り調査							
パラメータ設定用アンケート調査							
観光地点内アンケート調査							
宿泊施設内アンケート調査							

## 2. 宿泊統計の実施体制に関するご質問

1. 観光統計に関するご質問で宿泊施設宿泊客延べ人数調査を実施していると回答された方にご質問いたします。なお、宿泊客延べ人数調査以外の方法で宿泊統計を行っている場合は、  
 . 宿泊統計全体についての備考欄にその調査方法をご記入下さい。また、宿泊統計を実施していない場合は、  
 3.へお進み下さい。

・ 宿泊施設宿泊客延べ人数調査（以下、宿泊統計）の実施体制について、次の各項目にご回答下さい。

. 宿泊統計の実施体制について		
1	実施している宿泊統計の名称を記入して下さい。	
2	調査結果は公表していますか？公表している場合は、公表方法を具体的に記入して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい      公表方法：</li> <li>・ いいえ</li> </ul>
3	実施している宿泊統計の調査間隔を記入して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的実施      毎年・ _____年毎</li> <li>・ 不定期</li> </ul>
4	市区町村等へ調査を依頼していますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい      依頼先：</li> <li>・ いいえ</li> </ul>
5	宿泊統計に係る費用を予算項目として計上している場合は、予算と内訳（複数の調査を組み合わせているような場合）を記入して下さい。あわせて費用の負担者も記入して下さい。	

## 2. 宿泊統計の宿泊施設調査に関するご質問

・調査対象の宿泊施設について、次の各項目にご回答下さい。

・調査対象の宿泊施設について		
6	貴地方自治体内にある宿泊施設のリスト等がありますか？リストがある場合は公表可能かもお教え下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴地方自治体が保有・管理      公表可能・公表不可能</li> <li>・委託先（市区町村、調査会社等）が保有・管理      公表可能・公表不可能</li> <li>・なし</li> </ul>
7	調査対象としている宿泊施設の数および選定方法を具体的に記入して下さい。 （調査依頼施設数、回答回収施設数、回収率、全体に占めるサンプル率を把握している場合は、その数値もご記入ください）	
8	宿泊施設への調査方法（回収方法、調査期間、調査周期、調査項目等）を具体的に記入して下さい。	

## 2. 宿泊統計の宿泊客調査に関するご質問

・調査対象の宿泊客について、次の各項目にご回答下さい。

・調査対象の宿泊客について		
9	宿泊客への調査も行っていますか？	・はい ・いいえ
10	宿泊客に関する調査を行っている場合は、内容を具体的に記入して下さい。 (目的、性別、居住地、日本人外国人の区別、etc.)	

## 2. 宿泊統計全般に関するご質問

・調査対象の宿泊客について、次の各項目にご回答下さい。また、特記事項がありましたら、備考欄にご記入下さい。

. 宿泊統計全体について		
11	調査した結果を他の目的の調査などに活用している事例がありましたら具体的に記入して下さい。	
12	備考 (貴地方自治体独自の調査の方法や宿泊統計に関する問題点や改善したい点等がありましたら記入して下さい。)	

### 3. 観光に関する消費額調査の実施体制に関するご質問

観光に関する消費額調査を実施している地方自治体にご質問いたします。

・観光に関する消費額調査の実施体制について、次の各項目にご回答下さい。

・観光に関する消費額調査の実施体制について		
13	実施している観光に関する消費額調査の名称を記入して下さい。	
14	調査結果は公表していますか？公表している場合は、公表方法を具体的に記入して下さい。	・はい      公表方法： ・いいえ
15	実施している観光に関する消費額調査の調査方法を具体的に記入して下さい。 (調査間隔、調査期間、調査周期、対象の選定方法、etc)	

### 3. 観光に関する消費額調査の調査内容に関するご質問

・観光に関する消費額調査全般について、次の各項目にご回答下さい。

・観光に関する消費額調査の調査内容について		
16	外国人観光客の消費額を導出していますか？	・はい ・いいえ
17	観光客一人当たりの消費額を導出していますか？	・はい ・いいえ
17	観光に関する消費額調査の活用事例を記入して下さい。 例：観光による経済効果の把握検討に使用	
18	観光に関する消費額の内訳の項目を記入して下さい。	
19	備考 (観光に関する消費額調査に関する問題点や改善したい点、貴地方自治体独自の調査の方法等がありましたら記入して下さい。)	

## 5. 宿泊施設・地方自治体等へのヒアリング結果

### (1) 宿泊施設へのヒアリング

宿泊統計を行う際に協力依頼することとなる宿泊施設の意見を聞くため、国際観光旅館連盟に加盟する旅館1軒に対して、現在の作業負荷や宿泊統計整備による負荷を調べるヒアリングを行った。

- 宿泊客に対して収集している内容は、名前、居住地（外国人の場合は国籍とパスポート番号）である。
- 毎月男女別の延べ宿泊人数を集計し、前月、前年同月と比較できる表を作成している。
- 国籍別外客数を年一回集計している。
- 都道府県別や国籍別の集計は行っていない。
- 集計したデータは日本交通公社に提供している。
- （宿泊統計整備の際に毎月延べ宿泊客数と外国人宿泊客数を調査することに関して）既に同程度の集計は行っているため、フォーマットがあれば充分対応可能である。毎日のルーチンワークに含まれる作業量であり、負担は小さいと考える。
- 業界団体に加盟しているような旅館は、集計表を添付してメールで提出する程度であれば対応可能であると思われる。一方、小さな民宿の場合は対応できないと思われる。
- データの集計結果の公表は、早ければ早いほどよい。

以上

## (2) 地方自治体へのヒアリング

アンケートの結果を受け、都道府県で宿泊統計のリストを保有している都道府県に対して 4 箇所、電話及び面接によるヒアリングを実施した。また、市町村がリストを保有している都道府県と市町村に対して 3 箇所、面接によるヒアリングを行った。

### ➤ 宿泊施設のリストの整備に関するヒアリング結果

- 明らかに観光目的でない宿泊客が利用する宿泊施設は調査対象から除外している（都道府県）
- 全ての宿泊施設は把握できていない。特に民宿等の小さい宿泊施設は把握が難しい（都道府県、市町村）
- 新設、廃業した宿泊施設を都道府県単位で把握することは難しいが、市町村単位であれば把握は容易であると考え。特に、地方部の小さい市町村は担当者がその地域の協会や組合の職を兼ねていることが多く、把握しやすいためである（都道府県）
- 宿泊施設の全数を把握する必要性を感じていない（都道府県）
- 調査票回収の実績のある宿泊施設のみリスト化していて、それ以外の施設は把握していない（都道府県、市町村）
- 旅館業法による宿泊施設の申請リストを用いれば正確な宿泊施設数が分かるが、収集目的が違うため利用できない。このリストの利用については、国土交通省と厚生労働省とで解決すべき問題である（都道府県）

### ➤ 調査体制に関するヒアリング結果

- 全国観光統計基準をもとにして独自のマニュアルを作成し市町村へ配布、指示している。（都道府県）
- 市町村で宿泊統計に携っているのは 1 名程度である（都道府県、市町村）
- 調査票は、FAX では調査の重要性が伝わらない可能性を考慮し、調査依頼書と共に郵送で配布し、返信用封筒にて回収している（市町村）
- 宿泊客調査を含む観光統計調査について業者に委託している（都道府県）
- 宿泊施設への協力要請の際、職員を派遣して市町村の作業を支援している（都道府県）

### ➤ 回収と推計に関するヒアリング結果

- ほぼ全ての宿泊施設に調査票を配布しているが、回収率は 3 割程度である（都道府県）
- 前年度調査時に協力してくれた宿泊施設は回答が得られやすい（回収率は 7,8 割）ため継続して調査しているが、それ以外の宿泊施設に対しては調査を行っていない（都道府県、市町村）
- ホテル等の大規模な宿泊施設は調査回答が得られにくい（都道府県）
- 「全国観光統計基準」では未回収の宿泊施設は推計で補うことになっているが、実

際は推計を実施していない（都道府県、市町村）

- 市町村からの調査結果が推計をした結果なのか実人数のままなのかは把握していない（都道府県）

以上

## 6. 懇談会議事録

### (1) 第1回議事録

#### 第1回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録

1. 実施日時：平成17年5月13日(金) 15:30～17:30

2. 場 所：中央合同庁舎3号館4階 国土交通省特別会議室

3. 出席者：(敬称略)

座長：山内(一橋大学大学院商学研究科教授)

メンバー：

兵藤(東京海洋大学工学部助教授) 清水(東京大学大学院工学系研究科助教授) 林(財団法人日本交通公社常務理事) 萩野(日本銀行国際局国際収支統計担当企画役) 藻谷(日本政策投資銀行地域企画部参事役) 橋本(有限責任中間法人CRD協会研究員) 伊藤(北海道経済部観光のくにづくり推進室参事) 小山(千葉県商工労働部観光課長) 高橋(社団法人日本経済団体連合会産業本部本部長) 土井(社団法人日本ツーリズム産業団体連合会企画部長) 古賀(社団法人日本観光協会調査企画部長) 森(独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査情報室長) 武藤(国土交通省総合政策局観光企画課長) 道明(国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長)

4. 配布資料：

- ・資料1-1 委員名簿
- ・資料1-2 席次表
- ・資料2 懇談会趣意書
- ・資料3 我が国の観光統計の全体像
- ・資料4 観光統計に関する委員会や研究等における指摘事項
- ・資料5 我が国の観光統計の主要課題と海外の状況
- ・「全国観光統計基準」について
- ・観光統計の有効性と方向性

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1)資料「観光統計の有効性と方向性」を元に日本政策投資銀行藻谷様より説明がおこなわれた。

<質疑応答>

資料の10ページにおいて、2000年に北海道の「道外観光客入込数」と「宿泊客延べ入

数」が急激に落ち込んだのは有珠山の噴火による影響が考えられ、統計エラーではなく実態である。また、1996年に十勝の宿泊客延べ人数が増加した原因は、市町村のデータがこの年に取り込まれたことが考えられる。

➤ 他の都道府県では全ての市町村のデータが揃っていないという問題がある。

航空などの動態調査データの使い勝手についてご意見をいただきたい。

➤ 航空・船舶の動態調査は十分に整備されている。鉄道については民営化以降、きちんと整備されていない。

➤ 航空は流動調査を毎年おこなっているが、その中でも観光についてはきちんとしたデータがとれていない。

(2) 資料3、4を元に国土交通省より説明がおこなわれた。

< 質疑応答 >

資料3の3ページの表について、都道府県がおこなっている着地ベースの統計が表に入っていない。

➤ 潜在的な志向と、実際の動向ということで分類しており、分類の仕方が異なるため表に含めていない。表に入れるとしたら、旅行者流動実態（入込、宿泊）調査・統計に分類される。

資料3の3ページの表において、日本人・外国人の定義について確認したい。「国際収支統計」には日本人の海外での支出も含まれている。

➤ 表の分類では、国内のみに着目しているため、日本人の海外での支出等については考えていない。

➤ 資料の中に表の前提に関する注釈を入れるべきである。

資料3の3ページの表は、何をどのレベルで知りたいのかという視点から整理した方が分かりやすいのではないかと。

(3) 資料5を元に国土交通省より説明がおこなわれた。その後、資料「全国観光統計基準について」を元に社団法人日本観光協会古賀様より説明がおこなわれた。

論点を以下4点に絞って議論したい。

・ 宿泊統計について

重要性は高く、海外においてもその整備が国の取組みとして実施されている状況から、我が国においても緊急に整備すべき統計として、その内容を具体的に検討する必要がある。

・ 観光入込客数統計について

日本観光協会の統一基準の採用を各都道府県に進めてきたことから、既に指摘されている課題への対応や普及に向けての方策について検討する必要がある。

- ・外国人旅行者に関する統計について

既存調査の有効性を高める方策や現在必ずしも十分になされているとは言えない消費額調査について、この場で具体的内容を検討する必要がある。

- ・旅行・観光消費動向調査について

この調査の改善でさらに有効的な統計として価値が高まる方策について、この場で検討することが有効である。

#### < 議論 >

日本観光協会がおこなっている入込客統計の中に、宿泊統計と観光地入込客統計が含まれている。観光入込客統計の精度向上という観点からも宿泊統計を検討していくことは非常に有効である。

外国人宿泊統計は昭和26年～昭和57年まで指定統計であった。全国600のホテル・旅館に対して毎月調査をおこなっていた。昭和57年に都道府県知事、行政、民間からの批判、外貨獲得に注力する時代ではなくなったという等の声により指定統計は廃止された。時代により行政のニーズが変わり、地域振興、国際親善等の観点から最近脚光を浴びている。ただし、統計調査は事業者の負担が重く、また、国からの予算が増えないことから、自治体からは統計調査廃止の要望がでていいる。総論としては賛成だが、各論では反対という状況である。再度指定統計にしても予算が付くかどうか別の話であるので、どうしたら事業者の負担をかけずに調査ができるか検討していただきたい。

以前の指定統計は、調査意表が細かすぎ、集計に時間がかかるなど問題があった。これらの問題に対しては、海外でおこなわれているインターネットによる調査が有効であると考えられる。海外では並行して郵送、FAXでも調査をおこなっている。

マーケットデータとして統計調査が使えるかどうか重要である。結果が得られるまでに半年、1年かかるようでは使えない。

「観光客」の定義を明確にすべきである。世界観光機関(WTO)は「観光客」の定義を明確にしている。その中ではビジネス客も観光客として入れている。

調査票は毎月様々な業界・団体から送られてくるが、集計したデータがどのように使われているか明確ではない。ホテル業界からは調査結果が示され、それが営業に使えるが、他はどのようなになっているかわからない。記入式の調査をデータベース化して、事業者の負担を軽くすれば効率的な調査が実施できる。

調査に協力するインセンティブをどう与えるかという問題がある。

論点で挙げた4つの統計調査を組み合わせることで精度の向上や使いやすさの向上が図れる。具体的には、データがどのように使えるのかを整理することが重要である。また、例えば「観光センサス」など統計名だけでも一つにまとめていくと調査協力を求めるうえで良いと思う。調査に協力してもフィードバックがないようでは問題である。複数の調査を統合していくことで方向性が見いだせると良い。

データを使う目的から考えた時に、国がとるべき統計として最大公約数的に何をとるべきかを議論すべきである。また、着地の調査はおこなわれているが、発地の調査がとれていない。ビジットジャパンのマーケット調査のような観光客側のニーズを把握する調査も必要である。

発地側の調査としては、インターネットを通じて海外のモニター制度を継続的にやっていくことも考えられる。

北海道では全市町村において入込データと宿泊地データを取っている。地域側では地域への効果、つまり観光客の消費額を一番気にする。域外からの観光客は全体の約10%程度にあるのに対し、消費額では約45%程度に及んでいる。宿泊を伴わない経済効果を算出した場合と宿泊を伴う場合を比較すると結果が7倍違う。そのため宿泊延べ人数は重要な数値である。また、消費額調査は5年に1回の調査であり、細かいデータの要望があることから、簡易な手法で細かいデータが導出できないか北海道大学と連携して検討している。

- 宿泊数のフィードバックはデータを出すという意味が、それともデータの加工をおこなっているのか。
- 宿泊事業者は毎月の状態を知るためにデータを出しているが、結果としてまとめられるのは一月以上後になってからであり、それでは使えないという意見がある。

関東地方知事会では、入込客統計を指定統計にしてほしいという要望を国に出している。千葉県では、平成16年度の統計から「全国観光統計基準」を採用している。また、宿泊統計は延べ人数が出るようにしている。「全国観光統計基準」を採用することによるメリットは、実人数が把握できることと、県内・県外別に把握可能なことである。ただし、市町村の報告を基本にしているため、パラメータ精度に依存してくる。

CRDは中小企業の財務データを管理している。企業の負担が大きいことからデータを収集するのに当初苦労し、1年目はほとんどデータが集まらなかった。現在は200万社のデータが集まっている。膨大なデータを収集できた理由として、データベースの精度が上がり、データを出せば直ちに見返しを出したことである。観光に関する調査についても提供する側への見返りの仕組みを作る必要があるのではないかと思う。ここで言う見返りとは、金券等ではなく、ランク付けや経営診断等を考えるということであり、データそのものを使用した見返りが必要だと思う。

- 自治体もランク付けされると、データ作成に尽力するようになる。このようなプロセス

を頭に入れて戦略的に統計を作ることがキーポイントになると思う。

入込客統計は、観光客がどのように行動しているかが捉えられない。周遊行動を正確に捉えることも重要である。

周遊行動は観光でよく議論されているが、調査が非常に難しく費用がかかる。宿泊統計は指定統計にしてでもやるべきである。また、入込客統計は世界観光機関（WTO）に準じて基準を作るべきである。また、国際旅行収支統計については日本銀行が力を入れているので期待したい。また消費額調査は、国の根幹であるので5年に1度は大標本で調査してもらいたい。

国際旅行収支統計では、アンケートにより外国人の日本における消費を捉えている。このアンケートは3年に1度おこなうとよいと思っている。現在2005年のアンケートの実施について検討を加えており、機会があれば説明して、今回の懇談会のニーズに応えていけるか検討していただきたい。また、外国人の定義は国際消費統計では居住者、非居住者という分類であるが、日本観光協会の統計基準で、外国に住んでいる日本人が日本に訪問した場合はどのように定義されるのか。

➤ (独)国際観光振興機構（JNTO）の統計では外国人の定義には外国に住んでいる日本人は入れていないが、統計基準では市町村に任せているため正確に分類されているか不明である。標本数や調査票の表示言語の問題もあり、この点で精度を高めようとする多額の資金が必要である。また、外国人に消費額を聞くのは難しいと聞いている。

対応能力のあるインタビュアーをいかにして確保するかが重要である。調査対象者の中には自分が訪問した場所を覚えていない人もいる。システムチックにインタビュアーを教育する場が必要ではないかと思う。

統計は使う人がいるかどうか問題である。ホテルのことは考えているが、地域のことを考えている人がいない。地域プロデューサーのような人が必要である。

既にある外国人調査の充実が必要である。宿泊統計などは地域比較ができる調査であることが重要である。また、見返りが大事であり、分析結果を積極的に出していくことが重要である。また、調査は年に1回ではなく毎月おこなうべきである。利用者の観点で行政も役割を果たすべきである。

以上

## (2) 第2回議事録

### 第2回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録

1. 実施日時：平成17年6月23日(木) 15:00～17:10

2. 場 所：中央合同庁舎3号館11階 国土交通省特別会議室

3. 出席者：(敬称略)

座長：山内(一橋大学大学院商学研究科教授)

メンバー：

兵藤(東京海洋大学工学部助教授)、清水(東京大学大学院工学系研究科助教授)、林(財団法人日本交通公社常務理事)、萩野(日本銀行国際局国際収支統計担当企画役)、藻谷(日本政策投資銀行地域企画部参事役)、橋本(有限責任中間法人CRD協会研究員)、高橋(社団法人日本経済団体連合会産業本部本部長)、土井(社団法人日本ツーリズム産業団体連合会企画部長)、安本(社団法人日本観光協会調査企画部主査)、森(独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査情報室長)、佐久間(社団法人日本観光旅館連盟調査役)、岩佐(社団法人日本ホテル協会副参事)、末永(千葉県商工労働部観光課観光企画室長)、武藤(国土交通省総合政策局観光企画課長)、道明(国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長)

4. 配布資料：

- ・資料1-1 委員名簿
- ・資料1-2 席次表
- ・資料2 第1回議事要旨
- ・資料3 宿泊統計の整備内容の検討
- ・資料4 観光入込客統計について
- ・資料5 訪日外国人旅行者消費額調査について
- ・資料6 訪日外国人旅行者の定義の検討
- ・資料7 発地側調査の検討
- ・関連資料 国際収支統計(旅行収支)作成にかかる「旅行者アンケート」の実施について

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1) 事務局より資料3 宿泊統計の整備内容の検討について説明が行われた。

< 質疑応答 >

母集団となる宿泊施設のリストがないため、標本調査で拡大推計する場合に母集団復元が困難であるという点について、市販の宿泊施設のリスト等を利用したらどうか。市販の宿泊施

設のリスト等を利用して中規模以上の宿泊施設のリストを作成し、情報が足りなければ若干お金をかけてヒアリングを行い、規模や部屋数を調査の上、規模の頻度分布を作成する。それを元に、標本化の手法、標本の層の分け方等を試行錯誤して決めていく方法が考えられる。

- 標本となる宿泊施設は毎回同じなのか。ある程度固定してはどうか。
- 宿泊業界は新規参入や倒産等入れ替わりが激しい業界であり、トレンドを把握できないという点で同じ標本で調査を続けることは難しい。リスト更新のための調査を定期的に行い、適宜標本の構成を見直すことを考えている。
- 定期的な調査を行うにあたり、宿泊施設側の担当者が変わるにより安定した結果が得られないことが考えられる。調査ルールを作って抽出方法を決めていくべき。
- 観光に対する意識の高い地域では全数調査は可能であるが、それらの地域に対して標本化する必要はないのではないか。全数調査を行っている地域のデータを利用して精度を高めることも考えられる。

調査期間・調査間隔について、リストの更新のための調査の間隔や方法についても報告書に盛り込むべき。

四半期ごとの調査は、都道府県、市区町村、宿泊施設にとって膨大な手間がかかるのではないか。

- 宿泊統計を行っている業界団体や宿泊施設にヒアリングを行った結果から、宿泊統計調査には手間がかかることは認識している。国土交通省が直接宿泊施設から情報を収集し、集計の手間も含めて国土交通省が負担する方法など、都道府県や宿泊施設のフロントの事務負担を極力小さくする方向で検討している。

宿泊客に対するアンケート調査は調査方法が確立しておらず、宿泊施設が独自の方法で行っている状況である。宿泊客の標本化を適切に行えるのかという問題もある。

- 調査方法や回収方法については、検討して事務局案として提示したい。
- どんな統計でも完璧に母集団を把握するのは困難であるため、統計的な処理も考えておくべき。

毎月実施する調査は、一ヶ月分の宿泊データを翌月に公表することを考えているのか。

- 例えばフランスでは毎月実施する調査は、2～3ヶ月ごとに Web 上で公表される。この事例を参考に、3ヶ月以内に公表できるような仕組みを考えている。
- ホテル協会では会員に対し稼働率調査を半年毎に行っているが、期限までの回収率は45%程度である。督促を重ねることにより最終的に95%という回収率を得られている。それとは別に、毎月、標本調査を行い、国土交通省と関東運輸局にデータを報告している。そのデータはなかなか集まらず、電話での督促を繰り返し、電話で数字だけでも教えてもらう等、多大な労力を使っている。
- 回収の苦労は充分認識しているが、事務局としては毎月公表するなど速報性にこだわりたい。調査を継続することで過去データからの推計精度が上がること、また統計の速報

性が有用であると認識されれば回収率も上がるだろうと考えている。

- ホテル協会で行う宿泊統計にはチェーン展開しているホテルは本部に聞いているのか。また、コンピュータシステムは導入されているのか。
- 宿泊統計調査はチェーン全体の事業者ではなく宿泊施設毎にお願いしている。また、大抵の大規模なホテルはコンピュータシステムを導入している。中小規模になるとどの程度までコンピュータでデータ処理をしているのかは分からない。
- 日観連では季節毎に調査を行っている。年々回収率が落ちているが、その理由として担当者変更による引継ぎの不徹底や、調査票に記入する人的または時間的余裕がないことが挙げられる。

速報値だけでなく確定値の公表はしないのか。年次の調査は行わないのか。

- 速報値は月次、確定値は年次で公表する方向で検討している。月次で調査できなかった宿泊施設に対しては、年次で調査し確定値に含めることも検討する。
- 必ずしも確定値を厳密に出す必要はないと考えている。速報値を、間隔をあけずに公表していくことが重要であるとする。
- この問題は、宿泊統計にどのような特性を求めるかに依存する。統計結果を経済効果分析等に利用するのであれば確定値は必要であり、マーケティング調査に用いるのであれば速報性が重要になってくる。宿泊施設の協力を得るためには、宿泊施設へのメリットが必要である。毎月データを得ることが、宿泊施設に意味があるのか聞いてみたい。また、資料の中に年単位での調査も行うことを書いておくべき。
- 毎月の宿泊客数のデータについて、都道府県の単位であれば、それはマーケティングデータとして有用ではないと思われる。マーケティングデータとして考えるならば観光地別でのデータが必要である。
- 都道府県のデータに対する各観光地の割合を示す等、発表の仕方を工夫すべき。
- 各観光地の割合を示すことは、比率そのものを固定することはできないため、マーケティングとして示すことは厳しい。都道府県以下の単位で、地域間競争を考えた時、観光地別のデータは本来観光地自身が調査するべきであり、実際に独自に統計調査を行っている観光地はある。
- 都道府県別のデータではマーケティングデータとして有用でないというのであれば、宿泊施設事業者は調査に協力してくれないのではないかと。
- 宿泊統計は全国統一基準で都道府県比較可能な統計整備という大きな意義がある。また、都道府県別の経済効果分析を行うための基礎調査という位置付けもあるため、都道府県別のデータ集計が妥当と考えている。観光地別の調査は、各都道府県がこの調査を基にして、行ってもらいたいと考えている。
- 観光地別に調査を行う場合は、観光地の範囲の定義を明確にするのが難しい。そうなる市区町村単位で調査するしかないが、標本数との関係でデータを公表しづらい。都道府県レベルが限界であると考えられる。
- これまで都道府県が独自で行っていた調査を、都道府県単位で国が一律に行うことによって、都道府県間比較ができるようにすることが国の目的。ただし、参考値として各観

光地のデータを内訳として示すことができるのではないかと考えられる。

- 千葉県は市区町村からのデータの吸い上げしか行っていないため、市区町村が毎月調査を行える体制であることが重要になる。しかし実際には、市区町村はその体制ができていないとは言えず、また指定統計ではないので、毎月の調査は現実的には不可能ではないか。
- 国が直轄で宿泊施設から情報を収集する方法を検討している。また、毎月収集するデータ項目は宿泊数、外国人宿泊客の割合の2項目とすることを考えている。調査項目を宿泊施設の日常業務の中で収集、集計されているものに絞り込むことにより、回収率が上がるのではないかと考えている。
- 国が直轄して調査を行うことに意義を見いだすことが本懇談会の原点である。
- 回収率を上げるためにも、宿泊施設事業者にとってどのようなデータが有益であるのか整理検討して欲しい。

観光地間の比較ができずマーケティングデータとしては実用性が低いという指摘があるが、宿泊統計を整備することでこれだけの業界規模でこれだけの経済効果があるとアピールすることができれば、十分に宿泊統計を整備する意義があるといえるのではないか。また、都道府県間の客観的な比較の指標ができることで、各都道府県も観光施策を打ち出しやすくなると思う。

EU 指令とはどのような位置付けものなのか。

- EU 加盟国が自国での法制化を義務づけるものであり、各国で国内法化されて初めて効力が発生するものである。
- EU が加盟国に指定統計化を促しているということによいか。日本も同じ先進国として、観光統計を重要視すべきである。

外国人宿泊客を区別している国名は国籍なのか居住地なのか。

- チェックインをする際に記入してもらう用紙に実際記入しているのは、住所、名前、電話番号程度である。
- ホテルでとっているのは居住地か。
- 居住地である。
- 旅館業法では国籍とパスポート番号の記入が義務づけられているため、国籍で区別している。
- 旅館業法では国籍でとるように指導されている。
- 世界観光機関(WTO)ではどのようにとっているか。
- 世界観光機関(WTO)による観光統計に関する勧告では、経済効果分析を行うために居住地で区別することを求めている。

<まとめ>

宿泊統計の整備は観光統計を体系化する上での基礎的な資料として必要性は高い。宿泊統計整備後の取り組み、観光統計の整備順序といったロードマップを示していくことも重要である。

宿泊施設のリスト化が必要である。対象とする宿泊施設は、ホテル、旅館、公的宿泊施設、民宿とする。

標本調査で実施し、都道府県間の比較ができることを前提とした標本設計の検討を行う。

標本の構成を見直すため、リスト更新のための調査を定期的に行うなど、その内容も明示する。

毎月の宿泊客統計と四半期ごとのアンケート調査をもとに統計を行う。

国が整備すべき宿泊統計は全国統一基準で都道府県間の比較可能な統計であり、観光統計全体の基礎となる統計という位置づけとする。

月次で回収できなかった宿泊施設に対しては、年次で回収を行う等の回収率向上策を別途検討し、年次公表のものはさらに精度を上げた確定値的なものが望ましい。

事務局は、調査方法や回収方法について、より具体的な内容を検討し提示する必要がある。

事務局の提示案に大筋で賛成する。指摘事項がある委員は、個別に事務局へ伝えることとする。

## (2) 事務局より資料4 観光入込客統計について説明が行われた。

### < 質疑応答 >

観光客の定義について、観光客のみを取り出すことは難しいので、観光客か観光客以外かを区別せず、まずは全体の数を捉えるべきである。

都道府県では宿泊統計を整備することによるインセンティブはあるか。

- 千葉県では平成16年度から日本観光協会の定める「全国観光統計基準」に従った調査を行った。調査方法が変わったため、昨年度に比べて入込客数が減少した。観光施策を打ち出すための参考にする資料として「全国観光統計基準」を採用したが、他に採用している都道府県が少ないため都道府県間比較ができない。そのため、同じ基準を採用する都道府県が増えることを希望する。
- 都道府県が基準を採用し、観光全体の統計の整備を視野にいれるべきということを報告書に盛り込むべき。

宿泊統計の整備を踏まえて観光統計の基準の見直し検討を進めたいと考えている。宿泊統計が整備されることにより都道府県の作業負担が減るなど、そのメリットによって基準を採用する都道府県が増えることが望ましい。

アンケート調査に500万円かかるとあるがどの都道府県でも同じくらいの費用がかかるのか。

- 日本観光協会がパラメータ調査にかかる費用として、実態というよりは目安として提示した額である。

- 国から政策的な支援はできないのか。
- 各都道府県が統一的方法や基準に基づいた統計調査を行い、それぞれの検証の結果が有益であると認められれば、国としても支援がしやすくなる。
- アンケート調査は職員が行っており費用はかかっている。経済波及効果分析は 300 万円かかっている。

<まとめ>

各都道府県は日本観光協会の定める観光統計全体の整備を視野に入れて取り組むべきであり、そのひとつとして観光統計基準を採用するべきである。  
 宿泊統計の整備を踏まえて、観光統計基準の内容を改善していくことが必要である。

- (3) 資料5 訪日外国人旅行者消費額調査について、事務局より説明が行われた。関連して、萩野委員より関連資料に基づいて日本銀行が実施する「訪日外国人旅行者等の動向調査」について説明が行われた。また、森委員より(独)国際観光振興機構(以下、JNTO)が実施する「訪日外客満足度調査」について説明が行われた。

<質疑応答>

国土交通省と日本銀行、JNTOの三者の体制をどうすべきか。

- 日本銀行からは、JNTOが5年に1度の調査を実施しベンチマーク的数値を提供し、日本銀行はそのベンチマーク的な数値を補正する調査を毎年行うなど、調査周期や内容で調整し、調査の効率化を図りたい。
- JNTOとしては調査費用を縮減できるという点から日本銀行と共同して調査を行いたい。また、調査員のノウハウ等の交換もできると考えている。
- 共同して行うことが制度上無理なのであれば、JNTOと日本銀行の調査時期や調査内容を調整して効率的かつ有効性の高い体制づくりを検討するために、国土交通省を含めた三者で検討することが望ましいと考えている。

<まとめ>

国土交通省、日本銀行、JNTOの三者が共同して調査を実施することが望ましく、今後、制度上の問題やそれぞれの調査目的を踏まえながら調整を図りつつ、その検討を行う必要がある。

- (4) 資料6 訪日外国人旅行者の定義の検討以降の議題については、予定時間を過ぎたため、次回に持ち越しとする。また、懇談会は全4回実施することになった。

(以上)

### (3) 第3回議事録

#### 第3回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録

1. 実施日時：平成17年7月15日(金) 15:10～17:00

2. 場 所：中央合同庁舎3号館4階 国土交通省特別会議室

3. 出席者：(敬称略)

座長：山内(一橋大学大学院商学研究科教授)

メンバー：

兵藤(東京海洋大学工学部助教授) 清水(東京大学大学院工学系研究科助教授) 林(財団法人日本交通公社常務理事) 萩野(日本銀行国際局国際収支統計担当企画役) 橋本(有限責任中間法人CRD協会研究員) 高橋(社団法人日本経済団体連合会産業本部本部長) 土井(社団法人日本ツーリズム産業団体連合会企画部長) 古賀(社団法人日本観光協会調査企画部長) 森(独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査情報室長) 大桃(社団法人国際観光旅館連盟業務委員会委員) 佐久間(社団法人日本観光旅館連盟調査役) 岩佐(社団法人日本ホテル協会副参事) 伊藤(北海道経済部観光のくにづくり推進室参事) 能美(千葉県商工労働部観光課副主幹) 武藤(国土交通省総合政策局観光企画課長) 道明(国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長)

4. 配布資料：

- ・資料1-1 委員名簿
- ・資料1-2 席次表
- ・資料2 第2回議事録
- ・資料3 訪日外国人旅行者の定義の検討
- ・資料4 発地側調査の検討
- ・資料5 宿泊統計による訪日外国人統計の体系化
- ・資料6 観光消費額調査の改善方策
- ・資料7 宿泊統計の整備内容の検討

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1) 事務局より資料3 訪日外国人旅行者の定義の検討について説明が行われた。

<質疑応答>

それぞれの調査で目的を持って国籍あるいは居住地を取得しており、どちらかに統一するのは難しい問題であると考えるが、国際観光振興機構(以下、JNTO)としては世界観光機

関（WTO）のガイドラインに従って実施していく。JNTOとしては以前から継続的に居住地を取得していることもあり、個人的には居住地に統一する方がよいと考えている。しかし、セキュリティの問題上、国籍を取得する必要もあるだろう。

- 先進国の統計調査では居住地を取得しており、また、マーケティング調査でも居住地を取得している。セキュリティの問題上国籍を取得する必要もあると思うが、観光統計としては居住地を取得するのがよいと考える。
- 一つの調査で国籍と居住地を取得することによって、国籍と居住地を変換できるパラメータを作ることができると考えている。JNTOで行っている「訪日外国人旅行者調査」で、国籍と居住地の両方を取得することはできるか。
- 両方の項目を取得してお互いに変換できるパラメータを作るとは、人間的に作業量が増えて大変になるだろうが、技術的には可能である。実際、今年度の調査では両方の項目を取得している。

世界観光機関（WTO）で定める観光の定義には、ビジネス目的も含まれている。訪日外国人の調査に限らず他の統計についても世界観光機関（WTO）の基準に準じてもらいたい。

出入国管理統計は入国審査としてパスポート等の国籍を調査している。主管する法務省では居住地を取得する明確な意味づけがないため、観光統計のために居住地を取得するためにはかなりの調整が必要となり現実的ではない。

#### <まとめ>

国籍も居住地もそれぞれに取得する目的があるため、どちらかに一本化することは難しい。国籍と居住地を変換するパラメータを作り、どちらを取得してもお互いを結び付けられるような仕組みを作る。

報酬を伴う旅行の取扱い、対象となる旅行者の滞在日数、対象とする旅行者の範囲については世界観光機関（WTO）で進められている調査の結果を待って対応する。

#### （２）事務局より資料４ 発地側調査の検討について説明が行われた。

##### <質疑応答>

外国人が年間でどの程度旅行をしていて、その中で日本への割合がどの程度あるのかも把握する必要があると考える。

優先度はそれほど高くないが、共同調査や外国人調査の情報交換等、他国と連携を取って観光統計を実施していく枠組みを作る検討をしてもらいたい。

ドイツの調査機関で、各国がどのような国外旅行を行っているか世界比較するための調査を実施し、日本交通公社も参加している。しかし、調査項目のニュアンスの違い等があり世界比較を行うことはなかなか難しいと感じている。

<まとめ>

まずは訪日旅行者の統計が抱える調査地点や回数、標本数等の問題を解決し、その上で他国と連携した発地国調査等を検討していく。

(3) 事務局より資料5 宿泊統計による訪日外国人統計の体系化について説明が行われた。

<質疑応答>

資料内では調査実施地点が6空港となっているが、今年度からは7空港1海港(新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港、博多港)で実施している。JNTOとしても、標本数の増加や実施している空港以外の大きな地方空港での実施を希望しているが、リソースの問題からできていない状況である。

- 韓国、台湾からの旅行者が訪日外国人の多くを占めているが、新千歳空港で調査を実施する以前と以後の結果を比較すると、台湾からの入国者が急激に増加したということがあった。このようなことから調査実施地点を増やすことは望ましいが、近年は地方空港と韓国、台湾とのチャーター便が増えているために、この2カ国からのインバウンドを正確に把握することは難しいと考えている。そこで、ソウル空港や台北空港等で日本行き飛行機の搭乗者に調査するといった、別の方法も検討する必要があると考える。
- 外国の空港で調査を実施することは、費用と人員の問題が解決できれば、技術的には問題はない。そういう方法も検討している。

JNTOで実施する「訪日外国人旅行者調査」は非常に有用な統計であると感じている。「訪日外国人旅行者等の動向調査」を実施する日本銀行として、JNTOで実施する調査と連携できる点を検討した。「訪日外国人旅行者調査」は調査時期が年3回であるが、日本の季節性を考慮して年4回実施するのがよいのではないかと考える。また、訪日外国人旅行者満足度調査では消費額も調査項目に含まれており、「訪日外国人旅行者等の動向調査」と連携できればより有用になると考える。その際、パッケージツアー代金を含める、含めないといった消費額の範囲や、シャトルトレードの把握の方法についての検討等が必要であると考えている。

- 第2回の懇談会で日本銀行とJNTOがそれぞれ行っている外国人調査の連携について話題に挙がり、日本銀行とJNTOの二者間で連携方法を具体的に検討している。いくつか例を挙げると、日本銀行の調査は3年に1回の周期で行っているため日本銀行が調査を行わない年にJNTOが行うことや、お互いの調査項目にない項目を含めて補完し合うこと等を考えている。この懇談会の後に日本銀行とJNTOの二者で会議をセットしており具体的な内容はそこで話し合うこととし、この場では二者が既に連携方法について具体的に検討を進めていることを報告するにとどめる。

<まとめ>

既にJNTOと日本銀行との間で連携が始まっており、将来的に宿泊統計が加わることで様々な分析が可能となる。

(4) 統計情報の管理体制について意見を伺った。

< 質疑応答 >

各団体が実施している統計調査結果を収集し、インターネットのサイトで一括して公表・掲載することはJNTOの役割だと考えている。その際に、データの収集、更新方法や頻度、データ提供者へのインセンティブ、JNTOのリソース等の問題がある。体系化するためには、いつまでにどこまでのデータをどのように行うという指標を示していただきたい。実現に向けて問題点を整理したいと考える。

(5) 事務局より資料6 観光消費額調査の改善方策について説明が行われた。

< 質疑応答 >

都道府県間比較ができる調査を実施することが重要である。資料では日帰り旅行を除いた宿泊旅行だけの消費額を調査する案が提示されたが、現状では各都道府県が実施する消費額調査は調査方法が統一されていないため比較検討ができない。現実的に考えると、まずは宿泊旅行のみの消費額調査でよいと考える。

- 都道府県で実施する調査の基準を統一していただきたいが実現は困難だろう。その点を考えると、大標本でなくても良いので、国で宿泊旅行だけでも消費額調査を実施してもらいたい。また、家計調査等の既存の類似する調査の結果と照らし合わせて精度を高めることも行って欲しい。
- まずは国が宿泊旅行のみだが精度の高い都道府県別の消費額の算出を行い、良い数字が出ることを示すことが重要である。それで都道府県の理解が深まり、各都道府県が日帰り旅行を捉える調査を実施して観光全体の消費額調査ができればよい。それは5年間や10年間といった長いスパンで考える。都道府県別の観光消費額の算出が難しいのであれば、まずは地域ブロック別で実施する等の段階を踏んで整備していければよいと考える。

観光客の消費には訪日外国人の消費も含まれる。都道府県別の観光消費額調査によって、国が行うビジット・ジャパン・キャンペーンで来日する外国人観光客が域内でどれだけ消費したということが各都道府県単位で分かる。ビジット・ジャパン・キャンペーンの効果を説明する重要な調査として実施していこうと考えている。また、都道府県別の消費額を調査することで、各都道府県で行っている産業連関分析とも連携していくことができると考えている。

< まとめ >

日帰り旅行まで捉えるのは難しいため、まずは宿泊に伴う消費額を調査することからはじめる。

(6) 事務局より資料7 宿泊統計の整備内容の検討について説明が行われた。

< 質疑応答 >

宿泊統計の整備について一番重要なのは、継続してデータを提供してもらうことである。提

供に対するインセンティブとして、公表されるデータとは違う提供主体でないと得られない、例えばホテルの稼働率ランキングといった通常公表されない情報を返すといった工夫をすることが重要だと考える。

- インセンティブについては、宿泊施設に対するものを考えるのと同様に、アンケート調査に協力してくれる宿泊客に対するものも考えなければ、協力は得られにくいのではないかと考える。
- 北海道では半期毎に調査を実施しており、宿泊施設によっては同じような調査が2箇所の調査主体から依頼されることになってしまうので、その点について配慮をしていただきたい。また、毎月実施するとなると負担が大きく、インセンティブがなければ協力は得られにくいのではないかと考える。
- 調査が重複して宿泊施設の負担が増えるという問題に対しては、今後整備する宿泊統計は国が主体となって全国的に実施するということを周知する。また、業界団体等に毎月報告を行っている宿泊施設に対しては、業界団体と連携してそのデータを共有する。このような工夫をすることで、重複が回避でき回収率が上がるのではないかと考える。
- 宿泊客に対するアンケート調査については、アンケートの調査内容をできるだけ簡潔にし、回答者に対するインセンティブが与えられることが、回収率を上げるために重要となってくると考える。ホテルが独自で行う客室内に留め置きアンケートの回収率は極めて低いということを実態として報告する。

日本では観光立国と称する諸外国と比べて観光統計は遅れていると感じる。観光統計の数字を集めるというのは地道な作業ではあるが、継続的に実施されることが重要である。日本は日本人の海外旅行者に比べて外国人の訪日旅行者が少ないが、これはその分だけ国内消費が少なくなっていると考えられる。このことの重要性を受け止め、早期に観光統計が整備されることを望む。

日本観光協会では、各都道府県が公表する観光統計を「全国観光動向」という本にまとめており、広範囲に利用されている。外国人の統計に関しても、本やインターネットのサイト等で集約することが必要ではないかと考える。消費額調査に関しては、最終的には実人数を調査する必要があるため、基準が必要となる。例えばガソリン代等の交通費をどこの地域で支払うことにするのは判断に難しく、実態が調査結果に反映できていないと感じている。このような問題をどう扱うのか詳細な基準については、今後の検討課題になっていくと考える。また、発地側調査では着地側調査には表れないこれから使う物も含まれており、誤差が生じるのではないかと感じる。宿泊統計の効果については、全国統一的な宿泊統計が整備されることで各都道府県が行う観光統計の基準の統一も早まるだろうと考える。

宿泊統計の標本抽出について、必要となる母集団の把握は都道府県や市町村が実施するとあるが、多大な負担がかかるだろうと予想される。

- 宿泊施設の把握はできていなければいけないものであり、都道府県が行うという方向性は正しいと考える。国が宿泊旅行の把握を行うので、千葉県として日帰り旅行の把握を

やっっていかなければならないと感じている。

宿泊統計を整備することは画期的なことである。宿泊統計の実施に向けてルールを作ってもらいたい。例えば発表時期の期日を決めて必ず発表するとなれば、宿泊施設の調査協力に対する意識も高まるだろう。宿泊客に対するアンケート調査については実施しないと見えてこない問題があると思われるので、試験的にアンケート調査を実施した上で全国的に実施したほうがよいと考える。また、実施する以上は継続的に実施してほしい。

宿泊客へのアンケート調査票は全国の宿泊施設に配布されるものであるため、宿泊客の情報を得るだけでなく逆に国民へ伝えるメディアとなり得る。このようなアンケート調査票の別の側面を利用して、観光政策に関する国民に向けてのメッセージを是非発信してもらいたい。また、外国人宿泊客に向けては帰国後にも調査できるように、インターネットを利用する等で消費額の調査も行うといった様々な工夫を検討して欲しい。

(以上)

## (4) 第4回議事録

### 第4回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録

1. 実施日時：平成17年8月2日(火) 10:00～11:30

2. 場 所：中央合同庁舎3号館11階 国土交通省特別会議室

3. 出席者：(敬称略)

座長：山内(一橋大学大学院商学研究科教授)

メンバー：

兵藤(東京海洋大学工学部助教授) 林(財団法人日本交通公社常務理事) 萩野(日本銀行国際局国際収支統計担当企画役) 橋本(有限責任中間法人CRD協会研究員) 太田(社団法人日本経済団体連合会産業本部国土グループ長) 土井(社団法人日本ツーリズム産業団体連合会企画部長) 古賀(社団法人日本観光協会調査企画部長) 森(独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調査情報室長) 大桃(社団法人国際観光旅館連盟業務委員会委員) 佐久間(社団法人日本観光旅館連盟調査役) 岩佐(社団法人日本ホテル協会副参事) 小山(千葉県商工労働部観光課長) 高橋(国土交通省大臣官房総務課企画官) 伴(国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課企画調整室長)

4. 配布資料：

- ・資料1-1 委員名簿
- ・資料1-2 席次表
- ・資料2 第3回議事録
- ・資料3 我が国の観光統計の整備に関する調査報告書(案)

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1) 事務局より資料3 我が国の観光統計の整備に関する調査報告書(案)について説明が行われた。

<質疑応答>

報告書全体の流れとしては問題ないとする。しかし、報告書の導入部に観光統計の意義だけでなく観光自体の意義として、今後の日本経済にとって観光産業は重要であること、現状の産業分類では観光産業を捉えにくいということ、地域経済にとって重要性が非常に高いということを示すほうが良いと考える。

概要編4.1.観光入込客統計について、現在「全国観光統計基準」に従って来年度公表の

観光入込客統計における宿泊統計を実施する都道府県もあり、国の宿泊統計が実施されることによって作業の重複の可能性があることから調整が必要となると考えられる。よって観光入込客統計も緊急的整備事項になるため、この部分の書きぶりについて、工夫する必要があると考えられる。

概要編 3.1.7 調査体制について、母集団リストの把握については地方自治体を実施するとあるが、観光入込客統計における宿泊統計を実施している点で作業の重複が考えられる。どのような手順で実施するのか具体的に教えていただきたい。

- まずは、旅館業法による宿泊施設の申請リストの利用の可否について確認が必要であると考えている。利用できない場合には、都道府県の保有する宿泊施設のリストを基に母集団リスト作成のための調査の方法を検討する必要がある。どちらの方法でもリストは都道府県が保有しており、国が調査設計をする上で都道府県の協力が必要となる。
- 作業については別途相談があるということか？
- 具体的な方法については事務的なことであるため報告書に記載していないが、都道府県の担当者と相談の上、検討していきたいと考えている。
- 毎月公表する項目を稼働率にしているのは、既存の観光入込客統計との関連を考慮したからではないのか？
- 参考値としているのは、速報性を保つ上で詳細な数値を毎月公表できないためである。毎月公表する事項は稼働率として宿泊客数については参考値に留めておき、毎年公表する事項において確定値として公表することを考えている。

概要編 3.1.9 検討が必要な事項について、今回の懇談会で検討した宿泊統計を実施し成功することが、今後の他の観光統計の整備に影響すると考えられる。そのためには、調査票の回収率を高め精度を上げることが重要なポイントであり、インセンティブについて検討する必要がある。例えば、データの提供主体である宿泊者に対して宿泊券を抽選でプレゼントするというインセンティブを用意することが考えられる。この宿泊券を利用した宿泊施設のみ利用できるものにすれば、その宿泊施設にとってはリピーターを確保することにもつながり、宿泊施設に対するインセンティブにもなる。データの提供主体に対して負担が少なくかつ確実に記入してもらえ工夫を考えていっていただきたい。

概要編 4.2.1 定義に関する統計について、定義や基準は外国人旅行者に関する統計の項目として記載されているが、定義や基準は外国人旅行者に関する統計に限らず必要であり、まず国が示すことが重要であると考えている。そのため、緊急的整備事項として記載するのが良いのではないかと考える。まず国が定める定義や基準を明確に示した上で、個々の統計に内容が展開していく方がよいと考える。

統計の利活用方法についての記述を盛り込んで欲しい。自治体では部署が異なると他の部局が実施する統計について把握していないことが多い。宿泊統計の結果は観光部局だけではなく、都市間の交通の推計や国際空港の整備等の他の様々な分野へ応用ができるということ

ホームページでPRするといった広報活動を実施してほしい。

概要編4.3.2 都道府県別の消費額・経済効果の推計の検討について、表7は検討結果が分かりにくい表となっているため、表内の書きぶりを見直して欲しい。

- 都道府県別の消費額・経済効果の推計方法について4つの項目を検討したが、それぞれ問題点が生じるため最良の選択肢はないというのが検討結果である。指摘を受けて、誤解を招かない書きぶりに変更する。

概要編5.2.1 緊急的整備事項について、図4内の表現を「消費額調査の体制整備」から「消費額調査の項目について検討」、「検討内容を反映させ調査実施」から「検討内容について合意できれば調査実施」に変更してもらいたい。

- 変更せず報告書の記述のままでもよいと考える。

概要編3.2.2 消費額調査の体制整備について、外国人旅行者の消費額を調査する方法としては、統計として直接取得する方法と円貨・外貨のキャッシュフローから推計する方法の二種類があり、現状では後者の方法を採用している。将来的には前者の方法を採用すべきだと考えているが数字の信頼性の点で決めかねている。従って、本文の「必要な調査事項は概ね一致している」から「調査事項は一致している部分も存在する」と変更してもらいたい。また、調査周期に関する記述について「調査周期や調査内容の調整すること」から「調査周期を補完しあうことや調査内容の調整をすること」と変更することが適切であると考え。

概要編3.2.2 消費額調査の体制整備について、「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」は日本銀行と財務省の共同で実施しており、日本銀行だけ明記するより「各関係機関」という記述するほうが望ましいが、事務局として機関名を明記するべきという判断であればそれに従う。

- 実際に調査の上で協力をするのは記述のある三者になるので、報告書の記述のままでもよいと考える。
- 記述内容については調整の上まとめて欲しい。

概要編4.2.4 統計の包括管理の検討と方策案について、「包括管理の方策としては、(独)国際観光振興機構(JNTO)のホームページを活用し、一括して公表、掲載していくことが考えられる。」とあるが、総務省統計局で各種統計のワンストップサイトを作るという動きがあるため、それとの関係性を整理する必要があるのではないかと考える。

既存の観光入込客統計における宿泊統計では、宿泊事業者としては各都道府県からの調査票に対して、実際より多めの大まかな数字を記載する傾向がある。国の宿泊統計を実施する上で宿泊事業者に対しては、宿泊統計の主旨を明確に説明していただきたい。精度を上げるためには法令化も考慮する必要があると考える。

- 観光統計の意義、宿泊統計の意義について明確に記述した上で、正確な数字を重要視し

ていることを明記し、宿泊事業者に対して説明できる報告書としたい。

概要編 3 . 1 . 8 実施に向けた今後の作業について、プレ調査は今年度中に実施し、本格調査を来年度に実施するということが？

- 「プレ調査」は母集団リストの作成を行うための調査であり、「本格調査に向けたモデル地区での試行」は標本の設計や調査の実施の上での問題を把握するためのいわゆるテストランである。試行までをできれば今年度中に実施したいと考えているが、作業的に難しいのであれば来年度の早い段階での実施を考えている。いずれにしても早期の実施に向けてスケジュールを立てていきたい。
- 本格調査に向けた試行を実施する前に、宿泊者に対するアンケートについて、まず宿泊事業者がどのように考えるのかを早急に調査し、アンケートに問題がある場合は問題点を検討、修正してほしい。回収率を高めるために、試行の結果を見て修正していてもらいたい。

調査対象の宿泊施設に対しては、宿泊統計の重要性、メリット、活用方法の事例等を十分に説明していかにより協力を取りつけるかについて、またアンケートに回答する宿泊者に対してはインセンティブについて考える必要がある。この準備段階が宿泊統計において最も重要であるとする。

概要編 5 . 2 . 2 観光統計の体系化に必要な事項について、図 5 において「全国観光統計基準」の採用促進は以前から実施している。また、宿泊統計を踏まえた検討も本懇談会を踏まえて早々に実施する予定である。従って、図内の矢印は平成 18 年度からになっているが、平成 17 年度から実施しているため変更して欲しい。

- 宿泊統計の実施と同時に検討が必要な事項が存在すると考えられるため、指摘通り修正する。

観光入込客統計について、観光統計基準が「間違っている」、「違っている」、「修正」等の単語が見受けられるが、観光統計基準に従って実施している都道府県に対して混乱を与えてしまう恐れがある。「宿泊統計を実施することによって調整が必要な箇所を修正する」ということを強調する書きぶりにして欲しい。

- 書きぶりについては調整して報告書をまとめていきたい。

予算を踏まえた今後のスケジュールはどうなっているのか？

- プレ調査については来年度の本格調査を目指して早急に取りかかっていたいと考えている。

(以上)